

第3編 風水害対策計画

この計画は、本市で台風や集中豪雨などによる風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本市及び防災関係機関が災害予防、災害応急対策、災害復旧等を、総合的・計画的かつ効果的に実施することにより、市民の生命・身体・財産を保護するとともに、風水害災害による被害の軽減を図り、社会秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的に策定するものである。

第3編 風水害対策計画

第1章 風水害予防計画 (p3-1)

第1節 風水害に強い都市環境の整備

第2節 風水害に強い防災体制の整備

第3節 市民と行政の協働による防災対策

第4節 風水害に関する調査研究

第2章 風水害応急対策計画 (p3-29)

第1節 活動体制の確立

第2節 警戒期における災害応急対策活動

第3節 発災初期における災害応急対策活動

第4節 救援期における災害応急対策活動

第3章 風水害復旧・復興計画 (p3-86)

第1節 施設の復旧・復興計画

第2節 民生安定のための措置

第3節 激甚災害の指定

第1章 風水害予防計画

本市では、台風や豪雨等によって過去に洪水や内水はん濫がしばしば発生し、大きな被害を受けてきたが、治水対策等を順次実施することで、古くから水害常襲地帯であった荒川や入間川流域の低地帯では被害がかなり減少している。

その反面、台地周辺の中小河川流域で市街化が進むにつれ、遊水機能を持っていた田畑等が減少し、雨水の流出量が増えるなど、いわゆる都市型の水害の発生が見られるようになった。

特に、近年は局地的な集中豪雨が頻発する傾向にあり、本市においても時間当たり40mm以上の降雨が発生し、中小河川流域や市街地を中心とした浸水被害が発生している。

また、竜巻による突風被害も発生しており、風水害の被害は多様化している。

今後もこれまでにない厳しい気象現象が起こりうる環境下において、本市は、その地理的・地形的条件から、大きな浸水被害を受ける危険性を有している。

このため、これらの災害が発生した場合であっても被害をできる限り少なくするために、本市は風水害に強い都市環境の整備、体制づくり及び市民との協働を大きな柱として、次に示す風水害予防計画を推進する。

(計画内容は、必要に応じ適宜、震災予防計画を準用する。)

風水害予防計画

第1節 風水害に強い都市環境の整備 (p3-2)

第2節 風水害に強い防災体制の整備 (p3-14)

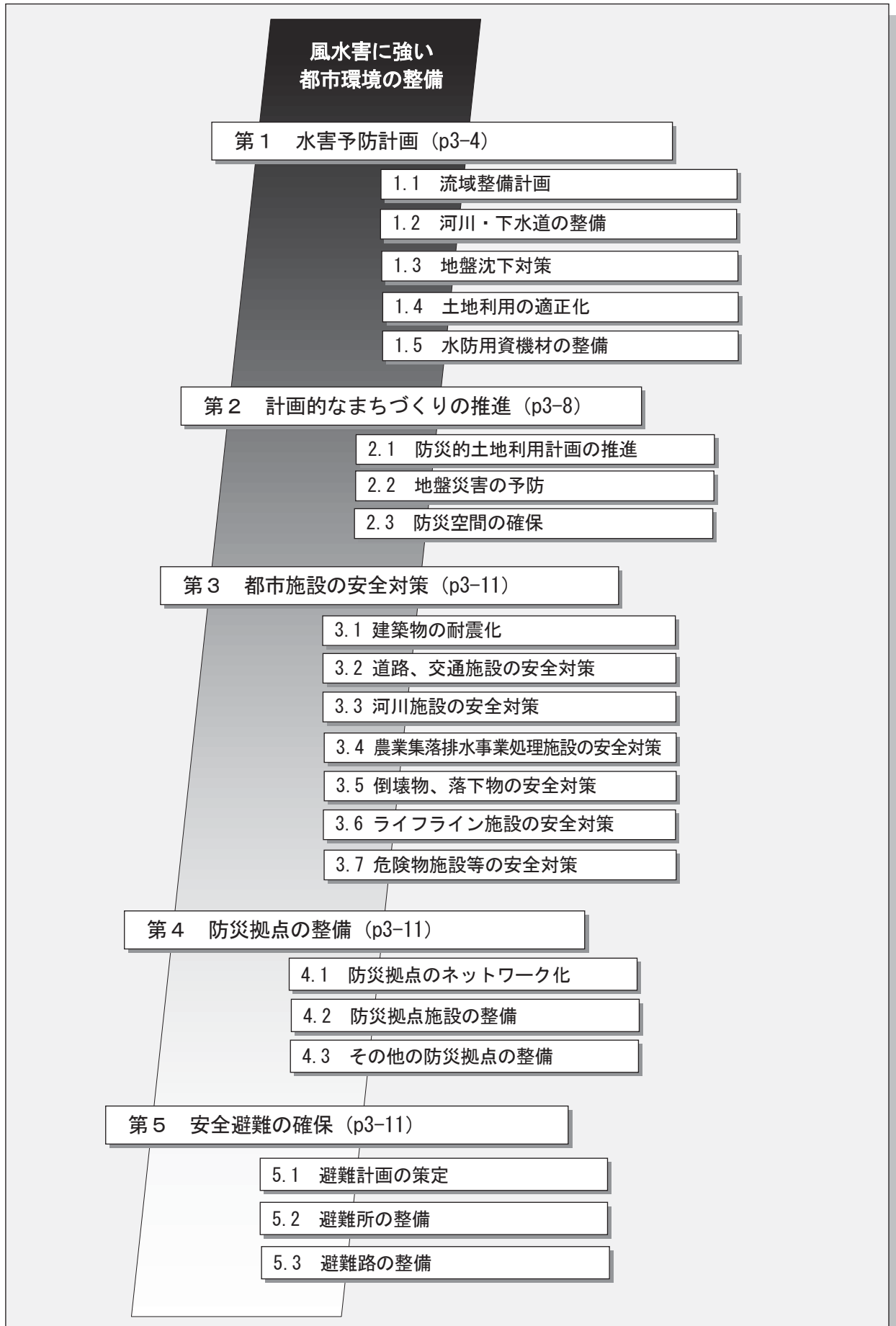
第3節 市民と行政の協働による防災対策 (p3-21)

第4節 風水害に関する調査研究 (p3-27)

第1節 風水害に強い都市環境の整備

本市は、荒川をはじめとする河川に四方を囲まれており、常に水害の危険性を抱えている。そのため、これまでも治水事業を推進してきたが、依然として浸水する地域が残されている現状にある。

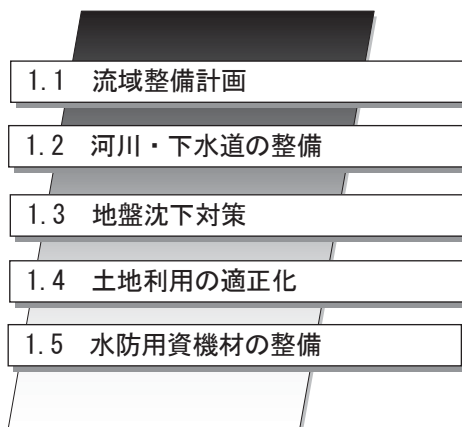
このため、本市は、流域整備計画を主軸とする風水害予防計画を策定し、風水害に強い都市づくりを推進するとともに、風水害に対する迅速な救援・救護活動の展開と日常生活の早期復旧を図るため、都市施設の安全化、防災拠点の整備、安全な避難環境の整備などを推進する。



第1 水害予防計画

四方を河川に囲まれている本市では、治水事業が重要な役割を担っているが、近年多発する集中豪雨等により浸水被害が発生していることから、その対策が求められている。

このため、地域特性を考慮した治水対策を進め、水害に強いまちづくりを目指す。



1.1 流域整備計画

【河川課、下水道整備課】

治水水準をできるだけ早期に向上させるためには、河川及び下水道の整備に加えて、調整池・調節池の設置、流域における雨水の貯留・浸透機能を増進する雨水流出抑制施設の普及等の総合的な治水対策が必要である。

(1) 雨水流出抑制の推進

本市では、市街化の進展により、道路や駐車場の舗装化、空き地の減少など、保水機能が低下している。このことにより、集中豪雨時などにおける雨水の流出量が増大し、局地的な浸水被害（都市型浸水）が頻発していることから、更なる総合治水対策を実施する。

水害対策としては、雨水を河川や下水道施設に速やかに排水する流下型管きよ等の整備を基本とするが、その他の流域において雨水流出を抑制することにより、下流の河川や下水道施設への負担を軽減し、地下浸透による健全な水循環が図れる貯留・浸透施設の整備を推進する。

① 貯留施設の整備

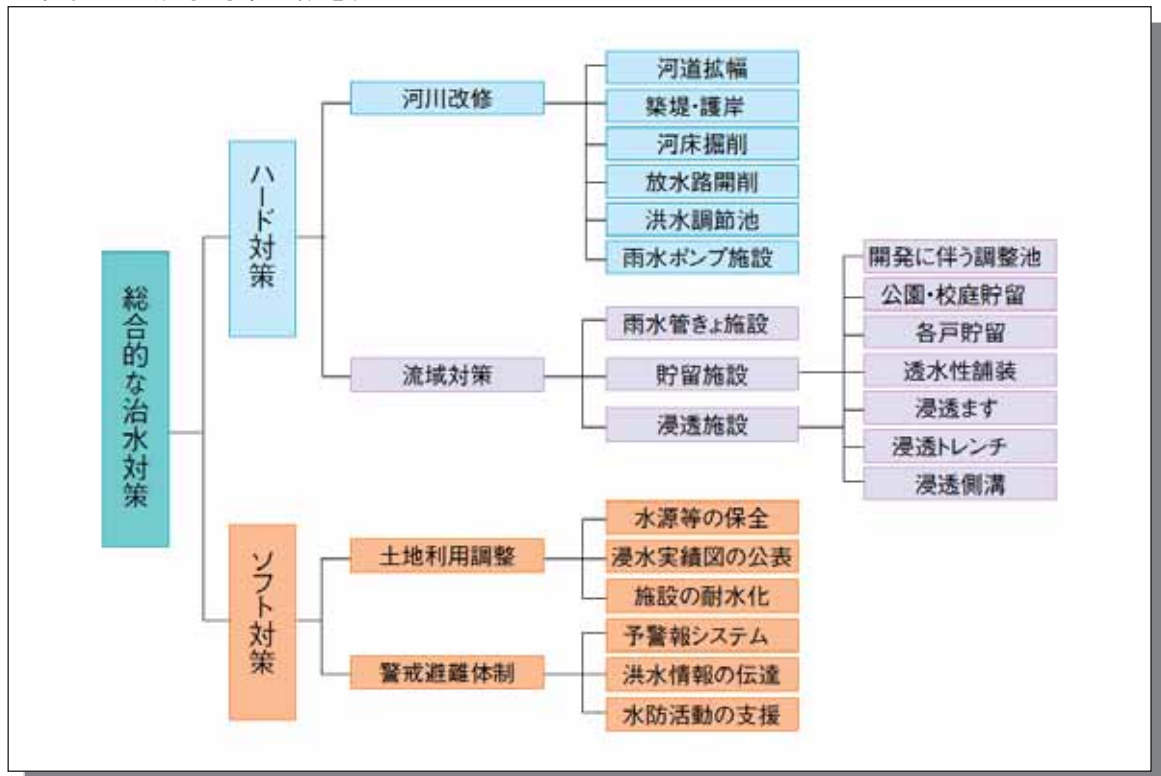
次に示す各種事業により、貯留施設の整備を促進する。

- ・ 雨水を一時的に貯留し、ゆっくりと流出させるため、校庭や運動場の地盤を削って浅く広い面的な貯留スペースを造る。
- ・ 雨水調整池として用地を確保し、掘削整備する。
- ・ 公共用地の地下を掘削し貯留槽として整備し、道路、公園、校庭などと複合利用する。
- ・ 公共下水道の機能と兼ねて管内貯留させる。

② 浸透施設の整備

屋根に降った雨水を浸透井や浸透ます、浸透トレンチなどにより、地中に浸透させる。
また、道路においては、流出雨水を浸透側溝や透水性舗装により、地中に浸透させる事業を促進する。

■総合的な治水対策の概念図



資料) 「第三次川越市総合計画」平成 18 年 3 月、川越市

(2) 洪水ハザードマップの公表

平成 13 年に水防法が改正され、国土交通大臣は、洪水予報を行う河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、平成 17 年 7 月 8 日荒川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、併せてその浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を公表した。

荒川のはん濫による浸水想定区域は、おおむね 200 年に一回程度降るとされている大雨(3 日間の総雨量が荒川については 548mm 程度) が降り、かつ堤防が決壊した場合に浸水が想定される区域と深さを表示したものである。

これに対し、県では、平成 18 年 5 月 26 日、新河岸川について水防法に基づく浸水想定区域(本市を含む 8 市 1 町が対象となる。)を指定した。これは、県内の県管理河川では最初の指定であるが、100 年に一回程度の降雨により、新河岸川がはん濫した場合に浸水が想定される区域と深さを示したものである。

また、平成 17 年 5 月の水防法の改正により、浸水想定区域の指定があった場合、関係市町村防災会議は、市町村地域防災計画において、浸水予想区域ごとに浸水予想の伝達方法、避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、市町村地域防災計画に定めた洪水予報の伝達方法、避難所などについて住民に周知させるため、洪水ハザードマップなどの印刷物の配布その他必要な措置を講ずることとなった。

そのため、本市では、平成 20 年度に、洪水ハザードマップを作成し公表している。

1.2 河川・下水道の整備

【河川課、下水道整備課】

四方を河川に囲まれた本市は、治水事業が重要な役割を担っている。特に、近年多発する集中豪雨等による浸水被害が各地区で発生していることから、治水対策が求められている。

治水事業については、国土交通省が荒川右岸堤防の嵩上げや、入間川右岸の排水樋管の改築など、水害を軽減するための築堤事業や樋門新設事業等を行っている。

また、県では、新河岸川激特事業として、新河岸川の改修事業、調整池新設・増設、樋門設置を行い、不老川でも河道改修、調整池等の整備を推進している。

本市も、このような事業との整合性を図りながら、治水整備基本計画（平成11年3月策定）に基づき、内水排除ポンプの設置、雨水管きょ整備、雨水調整池整備、河川整備等を計画的に推進してきた。しかし、市域をまたいで流域を持つ久保川では、過小断面による甚大な被害が発生しており、その対策が求められている。

なお、本市の下水道の雨水整備状況は、整備面積1,737ha、整備率54.0%、管きょ延長は、合流管約148km、分流雨水管110kmとなっている。

(1) 河川整備

本市における河川整備の推進は、次のとおりである。

- ・久保川の河川改修を狭山市と共同して推進するとともに、準用河川及び幹線水路の河川改修、普通河川の河川整備に努める。
- ・国、県及び関係市町村と連携した総合治水対策に努め、保水・遊水機能の保全や雨水の流出抑制施設の設置など流域対策を推進する。

(2) 雨水整備

本市における雨水整備の推進は、次のとおりである。

- [管きょ] 公共下水道雨水管きょ整備事業の推進
都市の雨水排水に効果的な雨水管きょ整備事業は、排水先の河川管理者と十分な協議・調整のもと、公共下水道事業認可に基づき系統的・計画的に推進する。
- [調整池] 雨水調整池等整備事業の推進
既設下水道管への負担軽減のため、雨水を一時的に貯留する調整池等整備事業を今後推進し、浸水被害の解消を図る。
- [ポンプ場] 雨水ポンプ場整備事業の推進
地盤が低く河川に近い土地における浸水対策は、雨水ポンプ場整備が効果的であるため、排水先の河川管理者と十分な協議のうえ整備を推進する。

(3) 雨水の有効利用の促進

本市における雨水の有効利用の促進は、次のとおりである。

- 住宅の屋根に降った雨水を貯留する施設や浸透させる施設に対する補助金を交付し、下水道管きょへの雨水の一時的な流出抑制対策を図るとともに、雨水の有効利用を促進する。

1.3 地盤沈下対策

【環境対策課】

広域的な地盤高の低下をもたらす地盤沈下は、水害の被害を増大させ、また、地盤沈下による建築物、土木構造物の耐久性を低下させる可能性があるため、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行の停止を図る必要がある。

そのため、県は、地下水位をリアルタイムで監視するテレメータシステムを平成14年に導入し、渇水時など地下水位が低下した際に、地下水汲み上げ量の抑制等を要請する「埼玉県地盤沈下緊急時対策要綱」を定めている。

なお、本市は、地盤沈下対策として「埼玉県生活環境保全条例」により、第一種指定地域に指定されており、地下水の採取が規制されている。

1.4 土地利用の適正化

【都市計画課、開発指導課】

河川のはん濫による浸水被害の軽減を図るため、低地部の水害危険区域における開発に際しては、都市計画法をはじめとする各種法令等により、適正な土地利用の誘導・規制を図る。

1.5 水防用資機材の整備

【防災危機管理課、河川課、道路環境整備課】

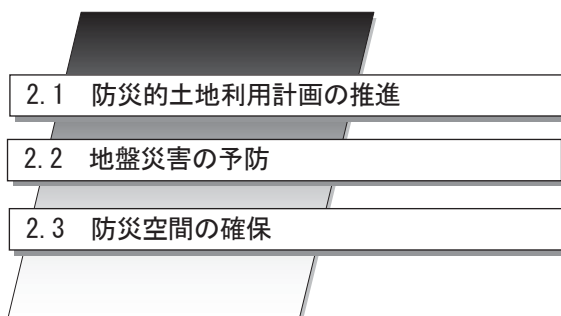
市は、水害時の水防活動に必要な水防用資機材を整備し、その維持、管理に努める。

第2 計画的なまちづくりの推進

本市は、これまでに風水害発生時に災害の危険性が高いと想定される区域の把握に努め、市街地再開発事業、土地区画整理事業による市街地の耐火の推進、延焼遮断帯となる道路や避難場所となる公園の整備等の事業を進め、安心して住めるまちづくりに向け、積極的な事業展開を図ってきたところである。

しかし、既成市街地においては、依然として建築物の密集や老朽化が見られる地区もあり、延焼による火災拡大などの被害を招く危険性をはらんでいる。

このため、本市は今日までの事業の成果を踏まえつつ、市街地再開発事業、土地区画整理事業等による安全な市街地や公園の整備等による防災空間の確保並びに道路及び橋梁の整備をより一層推進し、風水害に強いまちづくりを計画的に推進する。



2.1 防災的土地利用計画の推進

【都市計画課、都市整備課】

本事項については

第2編 第1章 第1節 第1 『1.1 防災的土地利用計画の推進』(p2-3)
を準用する。

2.2 地盤災害の予防

【防災危機管理課、開発指導課】

地すべり、土石流、急傾斜地崩壊といった、住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、あらかじめ危険箇所を指定し、警戒避難体制を整備するなど災害を予防するための対策について定める。

(1) 危険箇所及び指定区域の状況

本市には、土砂災害危険箇所として急傾斜地崩壊危険箇所が3か所ある。

これらの箇所はすべて川越台地の東南端の縁に位置しており、同じ地形条件をもつ台地端の急傾斜地でも、土砂災害の危険性が考えられる。

なお、埼玉県で指定する「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号、以下「急傾斜地法」）に基づく急傾斜地崩壊危険区域、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、以下「土砂災害防止法」）に基づく土砂災害警戒区域等の指定は行われていない。

『 → 資料2.1「急傾斜地崩壊危険箇所一覧」参照 』

《参考》

◆急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所とは、地表面が水平面に対して30度以上の角度をなし、その高さが5m以上の急傾斜で、人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのあるもの、及び人家は無いものの今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所をいう。

(2) 土砂災害危険箇所における災害対策の推進

本市は、急傾斜地崩壊危険箇所等の土砂災害危険箇所において、土砂災害から住民の生命を守るため、埼玉県と調整を図りながら、危険箇所における基礎調査の実施等、土砂災害警戒区域等の指定に向けた対策を推進する。

また、本市は、土砂災害危険箇所について、以下の事項に関する警戒避難体制の整備を図る。

警戒避難体制の整備

- 土砂災害危険箇所の周知、情報の収集・伝達体制
- その他警戒避難体制のために必要な事項
 - ・避難勧告等の発令基準
 - ・避難所の開設・運営
 - ・災害時要援護者への支援

(3) 土砂災害防止法に基づく土砂災害対策

本市は、急傾斜地崩壊危険箇所が土砂災害警戒区域等に指定された場合、当該区域において、次に示す警戒避難体制の整備等の対策を講ずる。

風水害対策編

<第1章 予防計画>

<第1節 風水害に強い都市環境の整備>

□土砂災害警戒区域における対策

- ・土砂災害警戒区域を含む住民組織や住民に対し、ハザードマップを配布・公表し、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。
- ・土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。
- ・土砂災害警戒区域内における災害時要援護者関連施設の避難の支援は、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、災害時要援護者に関する情報（名簿、連絡体制等）を通常時から把握し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備する。
- ・土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。
- ・予報又は警報の発令基準、土砂災害警戒情報を住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す伝達システムを整備していく。

□土砂災害特別警戒区域における対策

- ・住宅宅地分譲地、災害時要援護者関連施設建築のための開発行為に関する許可
- ・建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ・著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対する移転等の勧告

■土砂災害防止法による区域指定

区分	内容	本市の指定状況
土砂災害警戒区域	土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る区域	なし
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域において、さらに、特定開発行為の制限、建築物の構造規制等を行う区域	なし

2.3 防災空間の確保

【環境政策課、都市計画課、公園整備課、農政課】

本事項については

第2編 第1章 第1節 第1 『1.3 防災空間の確保』（p2-9）を準用する。

第3 都市施設の安全対策

防災上重要となる公共建築物、交通施設、河川施設及びライフライン施設等の公共土木施設は、日常の市民生活及び社会・経済活動、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たす。

このため、本市及び防災関係機関は、災害後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置として、施設ごとに被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるための対策を講ずるものとする。

本事項については
第2編 第1章 第1節 『第2 都市施設の安全対策』(p2-11)を準用する。

第4 防災拠点の整備

災害発生後の応急対策を円滑に進めていくためには、応急対策に必要となる機能が防災活動の拠点となる施設に集約されていることが必要である。

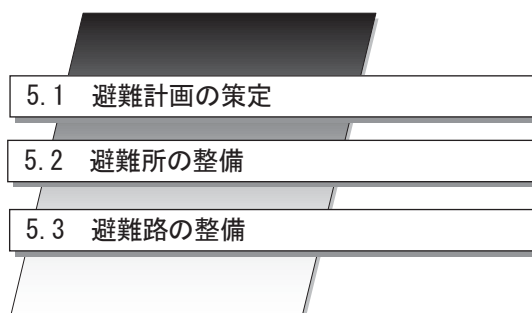
このため、応急対策のみならず、予防対策にも活用できる防災拠点を整備するとともに、それらの拠点を有機的に結びつけ、防災拠点のネットワーク化を図る。

本事項については
第2編 第1章 第1節 『第3 防災拠点の整備』(p2-27)を準用する。

第5 安全避難の確保

風水害による家屋の浸水や火災による家屋の焼失により生活の場を失った被災者や、延焼火災等により危険が迫った地域の住民等の安全な避難活動が実施できるよう、本市の地域の特性を踏まえ、避難計画の策定、避難所の整備及び避難誘導體制の整備をはじめとする安全避難の環境整備を図る必要がある。

安全避難の環境整備を推進するために、必要な施策を次に定める。



5.1 避難計画の策定

【防災危機管理課】

(1) 避難計画策定の考え方

緊急時に際し、その事態に即応した迅速かつ的確な避難措置を講じ、浸水想定区域内にある市民を安全区域に避難させるため、地域の実情に即した避難計画を策定する。

避難計画策定にあたっての避難行動の想定は、次のとおりとする。

■避難行動の想定

区分	避難の考え方
想定浸水深 0.5m 未満 の地域住民	原則避難しない。 (ただし、自主避難する場合は最寄りの避難所へ避難する。)
想定浸水深 0.5～2.0m まで の地域住民	原則、避難勧告等に従って市の指示する避難所へ避難する。 (ただし、洪水の到達時間が早く、避難する時間的余裕のない場合、 2階建以上の家屋に住んでいる住民は、自宅で救援を待つ。)
想定浸水深 2.0m 以上 の地域住民	避難勧告等に従って市の指示する避難所へ避難する。 (ただし、3階建以上の集合住宅等に居住し、かつ避難する時間的 余裕がない者、特に避難の介助者が得られない災害時要援護者は、 避難せず自宅で救援を待つ。)

(2) 災害時要援護者の安全避難の確保

浸水想定区域内にある、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対しては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある(水防法第15条関連)ことから、これらの災害時要援護者施設に関する避難計画の策定を進めるものとする。

本市における浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設は、資料集に掲載のとおりである。

なお、本市は、これらの施設に対して避難準備情報等の避難情報を災害時要援護者が的確に入手できる形での情報提供に努める。

『 → 資料2.28「浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設」参照 』

(3) 市民に対する避難計画等の適切な周知

市民に安全かつ適切な避難を促すためには、市民への避難計画の周知が必要である。

このため、本市は、市民へのハザードマップや防災パンフレットの配布、市民や自主防災組織等との意見交換会、ワークショップの実施などを通じて、災害発生メカニズムや当該地域の災害危険性、避難勧告等の意味合い、避難行動時の注意事項等について、市民の理解を積極的に深めていくとともに、地域の避難計画は、こうした活動を通じて市民と協働して作成するものとする。

また、近年の集中豪雨における急激な水位上昇に迅速に対応することができるよう、上記の活動を通じて、地域住民等が現場で収集した情報をもとに自ら適切な避難行動を開始することができるような地域づくりを進めるものとする。

「避難計画の策定」のその他の事項については
第2編 第1章 第1節 第4 『4.1 避難計画の策定』(p2-33)を準用する。

5.2 避難所の整備

【防災危機管理課、教育財務課】

避難所は、集中豪雨等により河川はん濫の危険性が高まった地域の住民が安全を確保する場所として、また、洪水による浸水被害や土砂災害による家屋の倒壊等により生活の場を失った被災者の避難生活の場として欠かすことのできないものである。

学校などの避難所の利用は、体育館などに限定して利用することが望ましいが、体育館だけでは収容しきれない避難者が避難してきた場合は、一部普通教室なども避難所として利用することを検討する。

また、浸水区域に位置する避難所のなかには避難所自体が床上浸水し、避難所として利用できない施設が発生することもあることから、代替の避難所を指定するなど住民の安全確保に努める。

本事項については
第2編 第1章 第1節 第4 『4.2 避難拠点の整備』(p2-35)を準用する。

5.3 避難路の整備

【防災危機管理課】

安全な避難活動を実施するためには、避難所の整備にあわせて避難路の指定、標識の整備、誘導體制の確立等、避難誘導體制の整備を図る必要がある。

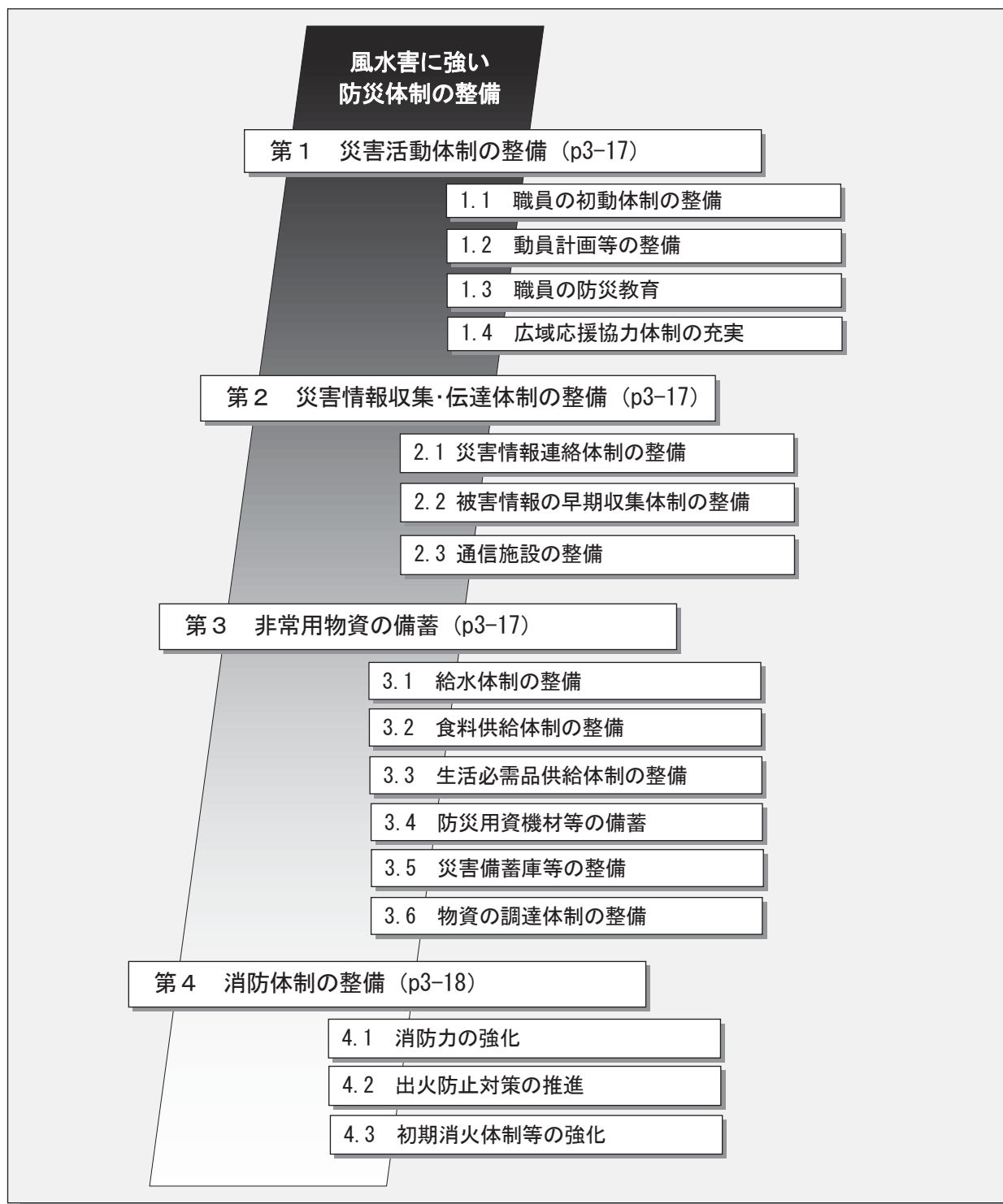
本事項については
第2編 第1章 第1節 第4 『4.3 避難路の整備』(p2-43)を準用する。

第2節 風水害に強い防災体制の整備

本市における風水害の危険性を見ると、荒川がはん濫した場合、市域の東側の広い範囲で浸水被害が発生することが予測されている。

このことから、今後、本市で起こり得る風水害に、迅速、的確かつ柔軟に対応するため、平常時からの備えを充実させるとともに、災害発生直後の緊急対応力の強化を図り、人・物・情報を総合的に管理して、効率的・一体的に機能する災害に強い防災体制を構築する。

災害に強い防災体制の整備は、以下の施策を柱として推進する。



風水害に強い
防災体制の整備

第5 災害時医療体制の整備 (p3-18)

5.1 防災医療システムの整備

5.2 初動医療体制の整備

5.3 後方医療体制の整備

5.4 災害時要援護者に対する医療対策

5.5 医薬品等の確保

第6 防疫体制の整備 (p3-18)

6.1 防疫活動体制の整備

6.2 防疫薬品・資機材の整備

6.3 火葬場の整備

第7 緊急輸送体制の整備 (p3-19)

7.1 緊急輸送道路の確保

7.2 緊急輸送車両等の確保

第8 廃棄物処理体制の整備 (p3-19)

8.1 ごみ処理体制の整備

8.2 し尿処理体制の整備

8.3 広報体制の整備

8.4 相談・苦情等の想定

第9 応急仮設住宅対策 (p3-19)

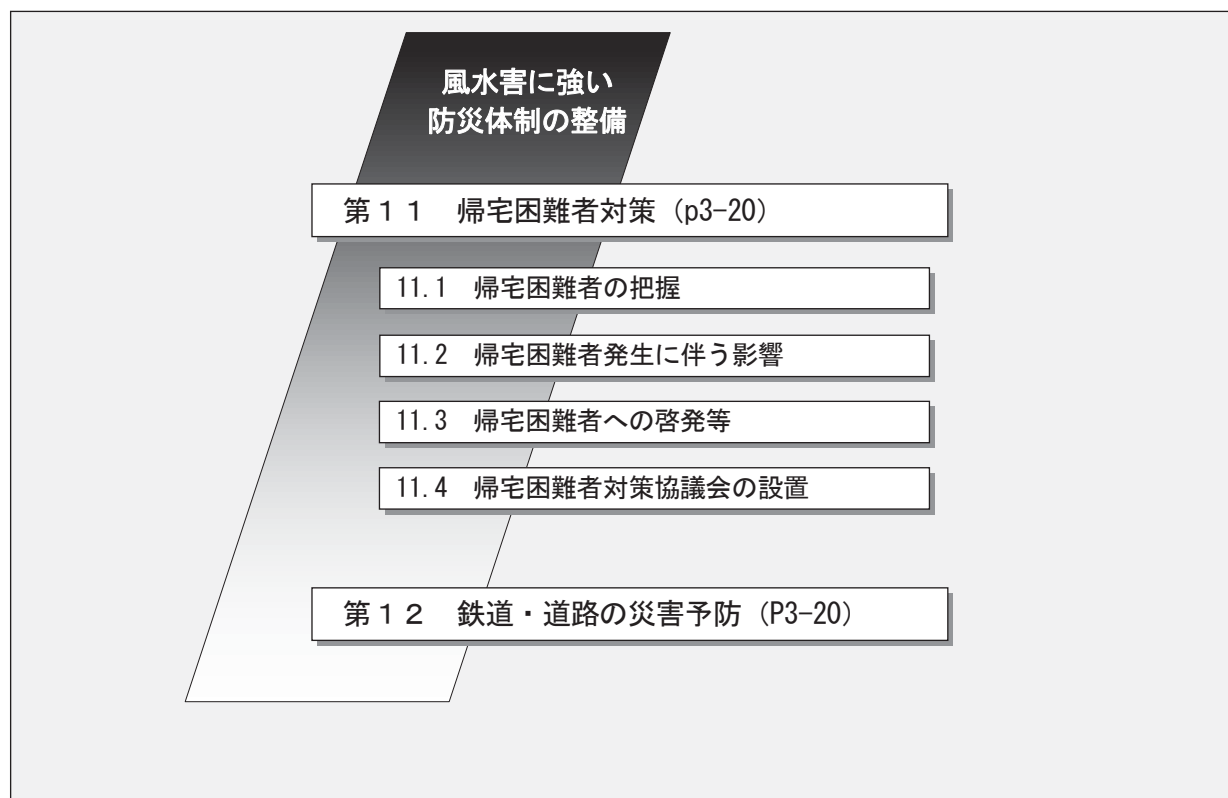
9.1 応急仮設住宅の用地の確保

9.2 応急仮設住宅用資機材の確保

第10 文化財の災害予防 (p3-20)

10.1 文化財の収蔵・保管体制の整備

10.2 防火体制等の整備強化



第1 災害活動体制の整備

本市において、荒川がはん濫した場合、市域の東側の広い範囲で浸水被害が発生し、救急・救助活動が実施されるが、同時に交通混乱等が発生し、被害の拡大をもたらすと考えられる。このため、初動体制をはじめとした緊急対応体制及び広域応援協力体制の強化による災害活動体制の整備を図る必要がある。

本事項については
第2編 第1章 第2節 『第1 災害活動体制の整備』 (p2-49) を準用する。

第2 災害情報収集・伝達体制の整備

大規模災害が発生した場合には、多種多様かつ大量の災害情報が発生する。本市及び防災関係機関が災害対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達し、処理できるシステムを構築する必要がある。特に、通常の勤務時間外に災害が発生した場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能な体制を整備する必要がある。

本事項については
第2編 第1章 第2節 『第2 災害情報収集・伝達体制の整備』 (p2-56) を準用する。

第3 非常用物資の備蓄

本市は、風水害発生時の市民生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材、防災用資機材等の備蓄を実施しており、今後もより一層の非常用物資の備蓄に努めるとともに、調達体制の整備を推進する。

また、荒川がはん濫した場合、市域の東側の広い範囲で浸水することから、備蓄品などが浸水被害に遭わないような対応も必要である。

なお、食料、生活必需品の備蓄及び調達品目については、災害時要援護者に十分配慮する必要がある。

本事項については
第2編 第1章 第2節 『第3 非常用物資の備蓄』 (p2-61) を準用する。

第4 消防体制の整備

大規模な災害が発生した場合は、広域的な災害になることが予想され、より効果的な消防活動を展開する必要がある。このため消防機関は、人命の救助・救護活動を最優先に行い、被害を最小限にとどめるために必要な消防力を投入するとともに、災害活動の根幹となる被害情報の正確かつ迅速な収集・伝達体制を整え、各活動部隊の効率的な運用をはじめとする消防機関の総力を挙げた活動体制を整備しなければならない。

また、大規模な洪水等の発生時は、本市の消防力では対応が困難となり、広域的な応援が必要になると予測されるため、他の防災関係機関と連携を図り、救援・救護に万全を期すことが必要である。

本事項については
第2編 第1章 第2節 『第4 消防体制の整備』 (p2-71) を準用する。

第5 災害時医療体制の整備

大規模な災害において、多数の負傷者に対して迅速かつ的確に救助や医療救護を実施するため、平常時より医療情報の連絡体制、初動及び後方医療体制を整備するとともに、災害時要援護者に対する医療支援、医薬品等の確保について、整備を図る。

本事項については
第2編 第1章 第2節 『第5 災害時医療体制の整備』 (p2-76) を準用する。

第6 防疫体制の整備

災害時においては、被災者の健康の確保を目的とした衛生指導、検病調査などの防疫活動を円滑に実施することが重要である。

そのため、本市では、活動を円滑に実施するため、防疫活動体制を整備するとともに、防疫薬品・資機材の整備を行う。

本事項については
第2編 第1章 第2節 『第6 防疫体制の整備』 (p2-83) を準用する。

第7 緊急輸送体制の整備

風水害発生直後の効率的な緊急輸送を実施するため、地域の状況に基づいて、あらかじめ埼玉県、近隣市町、防災関係機関及び関係団体と協議のうえ、市内の各防災拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する必要がある。

また、物資や人員の緊急輸送を効率的に実施するため、輸送車両の確保を図る必要がある。

本事項については
第2編 第1章 第2節 『第7 緊急輸送体制の整備』(p2-86)を準用する。

第8 廃棄物処理体制の整備

風水害時には、家屋の浸水被害や土砂災害等による家屋の倒壊等によって、瓦礫、木くず、ごみ、し尿、処理困難物等の災害廃棄物が多量に排出される。

また、避難所等においても、生活ごみ、し尿の処理需要が発生するほか、ライフラインの停止、廃棄物処理施設や下水処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、発生したごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生の維持を図る必要がある。

本事項については
第2編 第1章 第2節 『第8 廃棄物処理体制の整備』(p2-91)を準用する。

第9 応急仮設住宅対策

風水害による浸水被害や土砂災害等により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。

県は、災害救助法が適用され必要と認められる場合には、応急仮設住宅を設置し、市はその設置場所、入居者の選定、管理等について県に協力する。

このため、あらかじめ応急仮設住宅の設置計画を策定し、想定り災世帯数に応じた応急仮設住宅を迅速に供給できるよう、設置場所、資機材及び人員の確保体制を確立することが重要である。

本事項については
第2編 第1章 第2節 『第9 応急仮設住宅対策』(p2-95)を準用する。

第10 文化財の災害予防

本市域には歴史的建造物や史跡等の文化財が数多くあり、本市はその保護・保存に努めているが、文化財の防火対策を図るため、所有者又は管理者に対し次の事項を指導・周知する体制づくりに努める。

本事項については

第2編 第1章 第2節 『第10 文化財の災害予防』(p2-98)を準用する。

第11 帰宅困難者対策

本市からは、毎日約90,000人の市民が他市区町村に通勤・通学(都内へは約38,000人)しており、首都圏で大規模水害が発生した場合には、多くの人々が東京など市外で帰宅困難者になることが予想される。

また、本市には、市外から毎日約80,000人が通勤・通学しており、さらに、年間約600万人もの観光客が訪れている。これらの人々も道路の損壊や交通機関の停止により市内で帰宅困難者となることが予想される。

そのため、本市は市民に対し、帰宅困難者になった場合の対処方法等について啓発するとともに、市外からの観光客等に対しても災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を、埼玉県及び関係機関等と協議し、実施していく。

本事項については

第2編 第1章 第2節 『第11 帰宅困難者対策』(p2-100)を準用する。

第12 鉄道・道路の災害予防

特殊な気象条件化において、旋風・突風・竜巻等が発生する可能性があり、それによる事故の発生など鉄道・道路等の運行に支障が予想される。これらが発生した場合の被害等の軽減対策の強化について、以下のような対策を講じるよう関係機関に要請する。

- ・風速計の新設等による風の観測体制の整備
- ・風観測の手引き等の作成
- ・暴風設備の手引きの作成
- ・運転規則、突風対策についての調査・研究

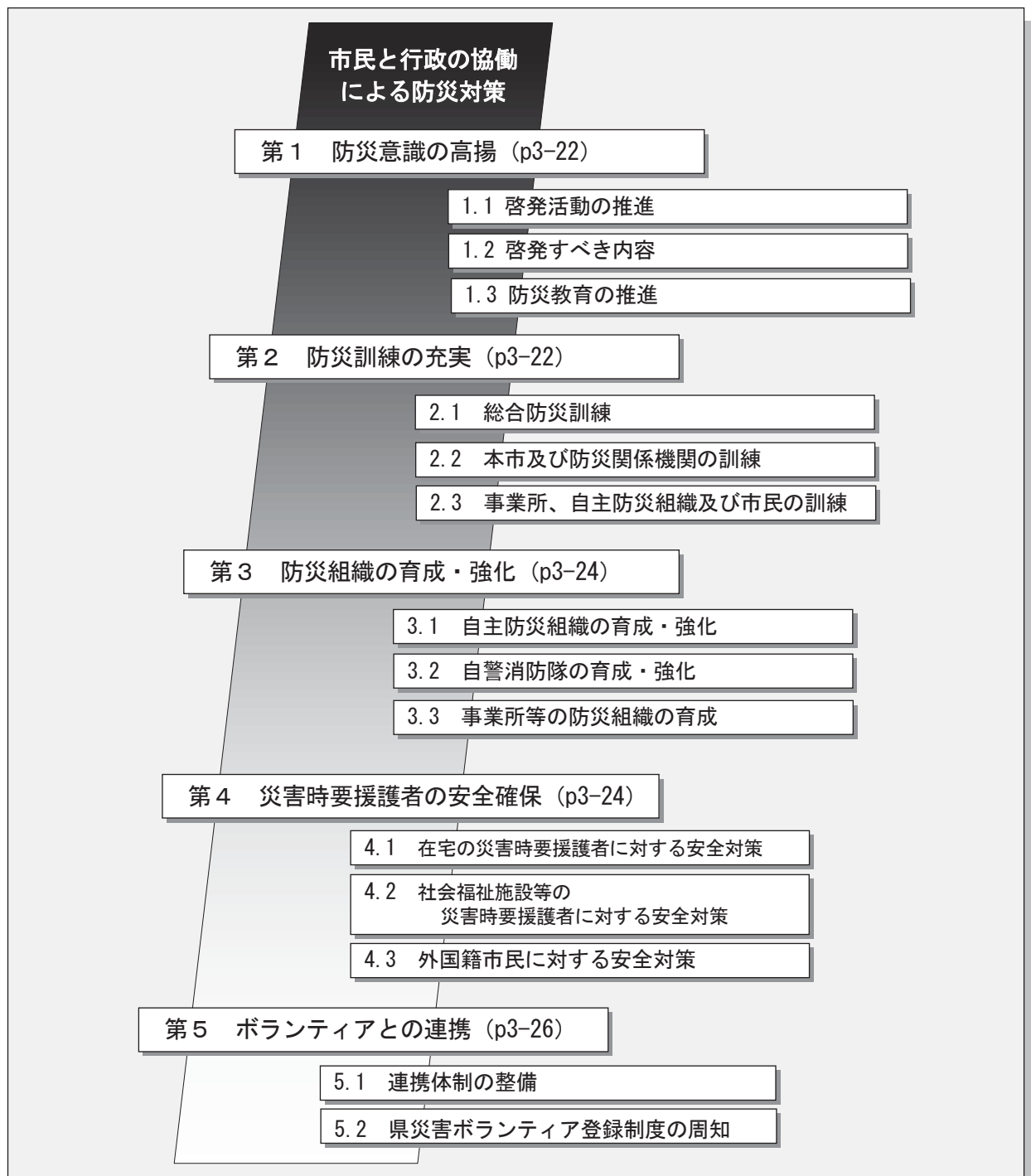
第3節 市民と行政の協働による防災対策

市民や事業所が日ごろから災害への備えをし、被災時に的確な対応をとることが、被害を軽減するうえで最も大きな力となる。

このことから、本市は、自主防災組織の育成強化、市民の防災意識や防災知識の普及と啓発、ボランティア活動の環境整備等を図り、市民・事業所の連携による防災体制の構築を推進する。

また、災害時に被害を受けやすい高齢者、障害者等の災害時要援護者に配慮した防災体制の整備を推進する。

本市が実施する市民との協働による防災対策に係る施策を次に定める。



第1 防災意識の高揚

風水害による被害を未然に防止し軽減するうえで、市民の果たす役割は極めて大きいことから、市民が生涯を通じた学習活動により防災行動力を高めるとともに、市民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習を進める環境を整備する必要がある。

特に近年、大規模な竜巻被害が発生しており、平成25年9月には熊谷市、越谷市、松伏町等で大きな被害が発生させた。竜巻等突風の予測は困難であるが、これが発生したときに適切な行動をとることができれば人的被害を軽減することは可能である。

防災訓練時等の際に、内閣府が公表するパンフレット「竜巻等突風災害とその対応」等を紹介する等、一般市民に対して竜巻等突風のメカニズムや、竜巻等突風に遭遇した場合の身の守り方等についての啓発・普及を行う。

その他、本事項については
第2編 第1章 第3節 『第1 防災意識の高揚』(p2-106)を準用する。

第2 防災訓練の充実

本市は、防災業務に従事する関係者の防災実務の習熟と実践的能力の向上を図るとともに、行政と市民の連携した防災体制を強化し、併せて防災意識の高揚を図るため、防災訓練を継続的に実施する。

このため、防災訓練の充実を促進するための必要な施策を次に定める。

2.1 総合防災訓練

2.2 本市及び防災関係機関の訓練

2.3 事業所、自主防災組織及び市民の訓練

2.1 総合防災訓練

【防災危機管理課、消防組合、各課共通】

本事項については
第2編 第1章 第3節 第2 『2.1 総合防災訓練』(p2-110)を準用する。

2.2 本市及び防災関係機関の訓練

【防災危機管理課、河川課、消防組合】

(1) 水防訓練

水防活動を迅速かつ的確に遂行するため、次のとおり水防訓練を実施する。

① 実施の時期及び場所

洪水が予想される台風期前の最も訓練効果の期待できる時期を選び、定期的を実施する。
訓練場所については、入間川河川敷等を利用する。

② 実施方法

本市、水防団及び消防組合が相互に協力して実施する。また、河川管理者も訓練へ参加する。

③ 訓練内容

訓練は、以下のような内容の一部又は全部について実施する。

- | | | |
|--------------|---------|------------|
| ・水防工法訓練 | ・避難誘導訓練 | ・水防資機材輸送訓練 |
| ・通信、情報連絡訓練 | ・召集訓練 | ・広報訓練 |
| ・その他水防上必要な訓練 | | |

(2) 応急水害対策訓練

本市は、梅雨期及び台風期の出水に備え、水害が発生しやすい地区（水害常襲地区）に配置する職員の水防知識及び技術の習得を図り、市民と協力して被害を最小限にするため、次のとおり応急水害対策訓練を実施する。

① 実施の時期及び場所

出水期前の、最も訓練効果の期待できる時期を選び、実施する。
また、訓練場所については、訓練に適する場所を利用して実施する。

② 実施方法

本市は、消防組合の協力のもと、市職員を対象に実施する。

③ 訓練内容

訓練は、以下のような内容で実施する。

- | |
|------------------|
| ・排水ポンプ操作訓練 |
| ・情報収集伝達訓練 |
| ・その他応急水害対策上必要な訓練 |

2.3 事業所、自主防災組織及び市民の訓練

【防災危機管理課、消防組合】

本事項については

第2編 第1章 第3節 第2『2.3 事業所、自主防災組織及び市民の訓練』（p2-114）を準用する。

第3 防災組織の育成・強化

大規模な風水害が発生した場合、本市及び防災関係機関は、組織の全機能を挙げて防災活動を実施することとなるが、道路及び橋梁の損壊等により活動能力の低下又は阻害も予想され、市民は行政側の防災活動に頼ることのみにとどまらず、自ら進んで「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えを持ち、災害発生後における人命救助等の二次災害の防止や軽減を図るなど、市民の自主的かつ組織的な防災活動が必要となる。

本市は、このような防災活動が効果的に実施されるよう、地域ごとの自主的な防災組織の育成を図り、日ごろから防災意識の高揚を図り、防災体制の万全を期する。

本事項については

第2編 第1章 第3節 『第3 防災組織の育成・強化』（p2-115）を準用する。

第4 災害時要援護者の安全確保

風水害の発生のおそれがあるとき又は発生した場合、災害時要援護者が、適切な防災行動をとることは容易でなく、最近の洪水被害においても災害時要援護者が被害を受ける事例が多く報告されている。

このため本市は、これら災害時要援護者に対する防災環境の整備や災害時要援護者避難支援プランの作成による避難活動支援に向けた防災対策を、積極的に推進することとする。

災害時要援護者等の安全確保を推進するための施策を次に定める。

4.1 在宅の災害時要援護者に対する安全対策

4.2 社会福祉施設等の災害時要援護者に対する安全対策

4.3 外国籍市民に対する安全対策

4.1 在宅の災害時要援護者に対する安全対策

【福祉推進課、生活福祉課、障害者福祉課、高齢者いきがい課、防災危機管理課】

地域で暮らす高齢者や障害者などの災害時要援護者は、情報を自ら入手して自力で迅速に避難することが困難なことから、災害時はより被害を受けやすくなる。

最近でも、平成16年7月の梅雨前線に伴う新潟・福島豪雨では、死者・行方不明者16名、浸水家屋2.2万棟、避難者2万人という大きな被害をもたらし、同じく平成16年7月の福井豪雨では、死者・行方不明者5名、全半壊178棟、浸水家屋1万棟のほか、上流部で鉄道を含む落橋7か所という大きな被害をもたらしたが、これらの場合でも、死者・行方不明者のほとんどが高齢者であり、災害時における高齢者などへの安全対策について大きな教訓を残した。

そのため、本市は在宅の災害時要援護者が正しい情報や支援を得て、適切な行動をとるために必要な対策を講ずるとともに、自主防災組織や地域住民による協力、連帯の体制の確立に努めるものとする。

本事項については

第2編 第1章 第3節 第4 『4.1 在宅の災害時要援護者に対する安全対策』
(p2-122) を準用する。

4.2 社会福祉施設等の災害時要援護者に対する安全対策

【福祉推進課、障害者福祉課、高齢者いきがい課、介護保険課、子育て支援課、保育課】

各社会福祉施設の所管課は、自力避難が困難な災害時要援護者の迅速な避難活動を支援するため、日ごろから連絡先を把握し、避難勧告等の伝達体制づくりに努める。

特に、荒川がはん濫した場合、市域東側の広い範囲が浸水すると予想されることから、浸水想定区域内の社会福祉施設等は、平常時から円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置に努める。また水害時は施設入所者の状況の把握に努め、伝達される洪水情報や避難準備情報等に応じて迅速な対応を行うこととする。

なお、各施設への水防情報の伝達方法は、ファクシミリを基本とする。

『 → 資料2.28「浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設」参照 』

本事項については

第2編 第1章 第3節 第4 『4.2 社会福祉施設等の災害時要援護者に対する安全対策』 (p2-124) を準用する。

4.3 外国籍市民に対する安全対策

【防災危機管理課、国際文化交流課】

本市は、市内に在住する外国籍市民が言葉や文化の違いから、風水害時にパニック等の混乱を起こさないように、外国籍市民の安全確保に必要な対策を、以下の方策をもって推進する。

本事項については

第2編 第1章 第3節 第4 『4.3 外国籍市民に対する安全対策』
(p2-125) を準用する。

第5 ボランティアとの連携

ボランティアには、専門的な知識、経験や特定の資格を有する専門ボランティアと、避難所等における被災住民の世話や、支援物資の配布、炊き出し等の特別の資格を必要としない一般ボランティアがあり、大規模災害時におけるボランティア活動が、被災地の救援・救護活動に重要な役割を果たすことは、周知のとおりである。

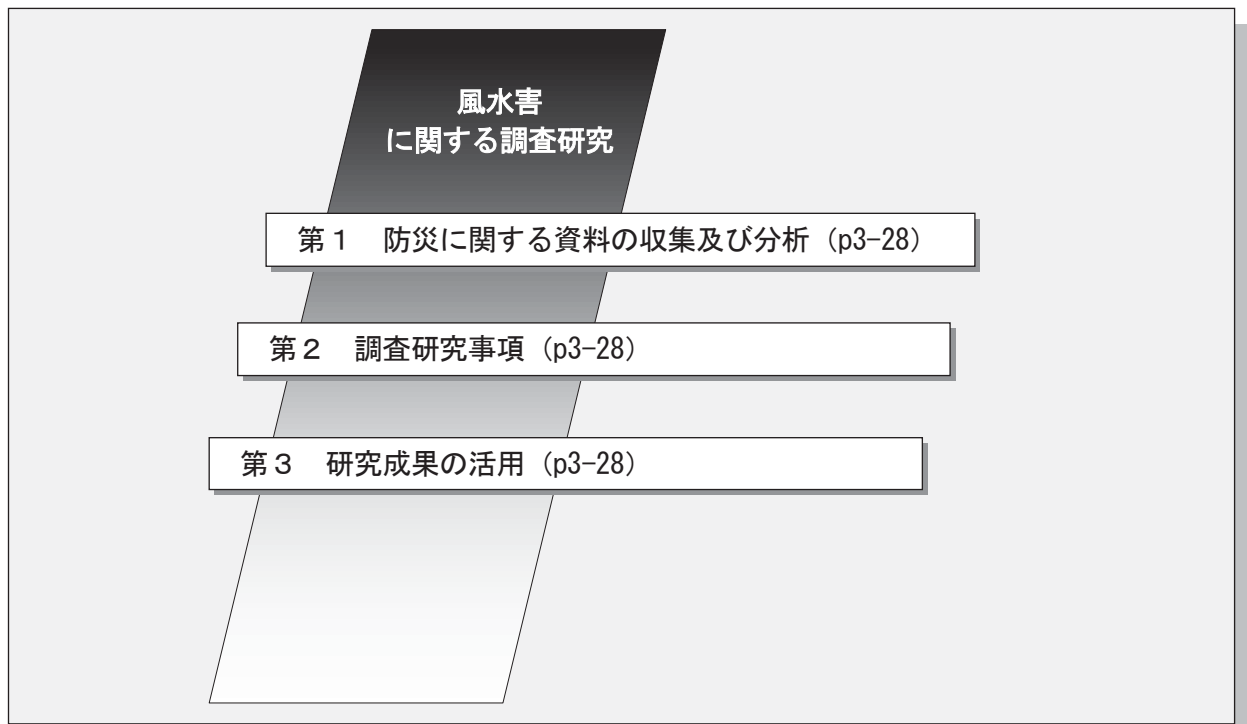
このため、民間の団体あるいは個人のボランティアとの連携協力体制を平常時から構築する必要がある。

本事項については

第2編 第1章 第3節 『第5 ボランティアとの連携』
(p2-127) を準用する。

第4節 風水害に関する調査研究

風水害は、地域的特性を有し、自然的・社会的条件があいまって、複雑、多様な現象を示す。したがって、本市の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、効果的な災害対策を推進するため、災害現象を科学的に分析し検討する調査研究を実施するよう努める。



第1 防災に関する資料の収集及び分析

本市は、防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、適切な項目に分類整理して、必要に応じて活用できるよう努める。

第2 調査研究事項

調査研究事項は、次に示すとおりである。

- ・災害想定
- ・本市風水害の特質と最近の傾向
(集中豪雨等による都市部の内水はん濫など)
- ・危険地区の実態把握と被害想定
- ・災害情報の収集伝達に関する総合的システム
(中小河川の急激な増水に対応した避難情報の発令・伝達方法等)

第3 研究成果の活用

本市は、風水害に関する研究成果等を十分活用し、災害対策が合理的かつ効果的に実施できるよう努める。

第2章 風水害応急対策計画

風水害に対する応急対策活動は、まず災害発生前の警報等の伝達、水防活動等の災害未然防止活動、避難誘導等の事前対策が重要である。

災害発生後は、機動的な初動調査の実施による被害状況の把握とその情報に基づいた活動体制の整備、被害の拡大防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動、避難者の応急収容、飲料水・食料等の供給を行うことが重要である。

さらに、当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の応急復旧、被災者への情報提供を行っていくことが必要である。

そのため、本市は風水害の特性を考慮して、次に示す応急対策活動を実施し、災害の拡大防止に努めるものとする。

(計画内容は、必要に応じ適宜、震災応急対策計画を準用する。)

風水害応急対策計画

第1節 活動体制の確立 (p3-30)

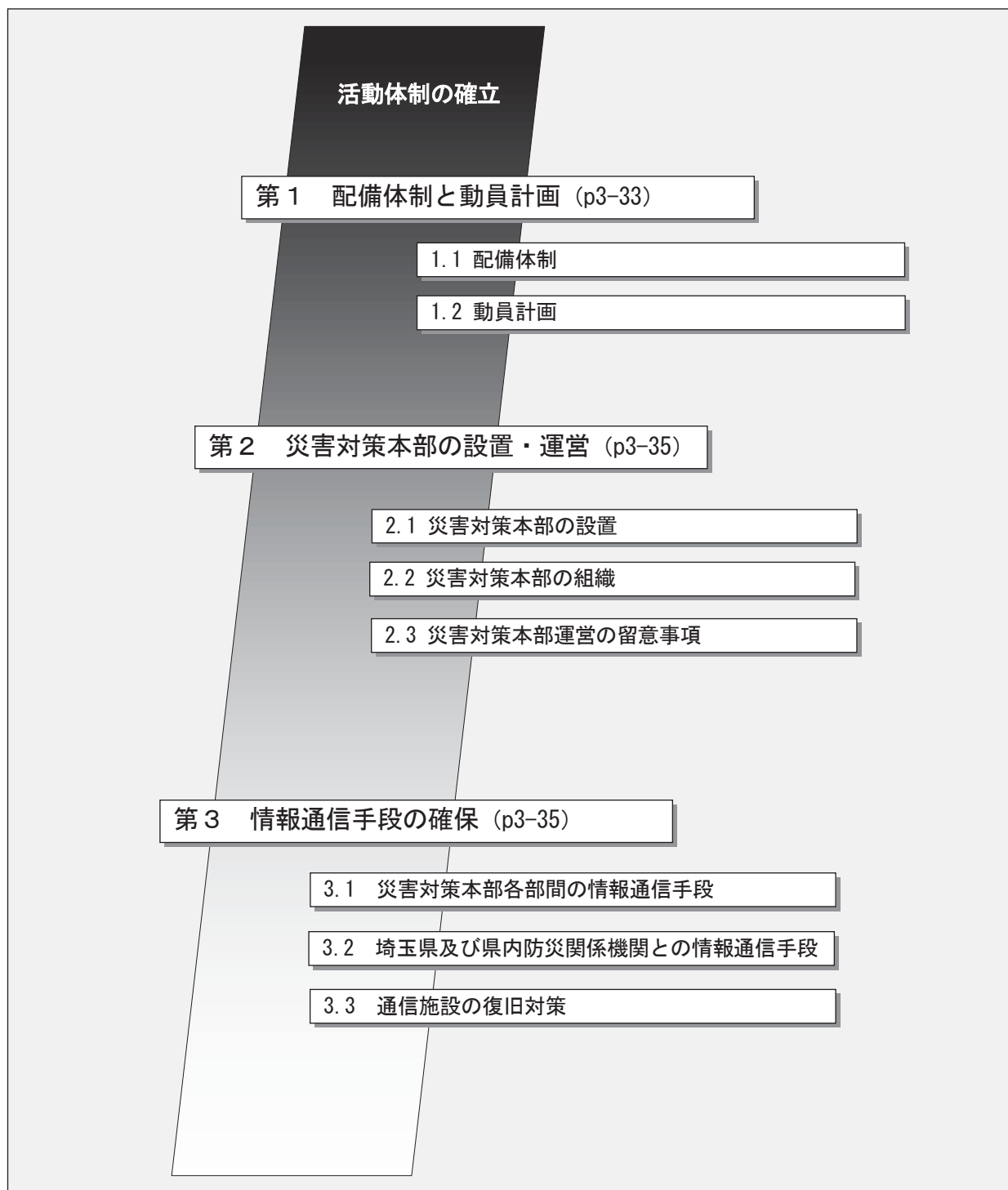
第2節 警戒期における災害応急対策活動 (p3-37)

第3節 発災初期における災害応急対策活動 (p3-67)

第4節 救援期における災害応急対策活動 (p3-81)

第1節 活動体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、住民の生命及び身体の安全を確保するため、近隣市町、埼玉県その他関係機関の協力を得て、迅速かつ的確に応急活動が展開できるよう市の活動体制を定める。



活動体制の確立

第4 民間への協力依頼等 (p3-35)

4.1 自治会、自主防災組織への協力依頼

4.2 民間団体への協力依頼

4.3 人的公用負担

第5 物資・資機材の調達 (p3-35)

5.1 災害時応援協定に基づく物資・資機材の調達

5.2 埼玉県からの物資・資機材の調達

5.3 物的公用負担

第6 広域応援要請等 (p3-35)

6.1 埼玉県への応援要請

6.2 他市町村への応援要請

6.3 防災関係機関への応援要請

6.4 応援の受入れ

6.5 職員の派遣要請・あっせん要請

第7 自衛隊への災害派遣要請依頼 (p3-36)

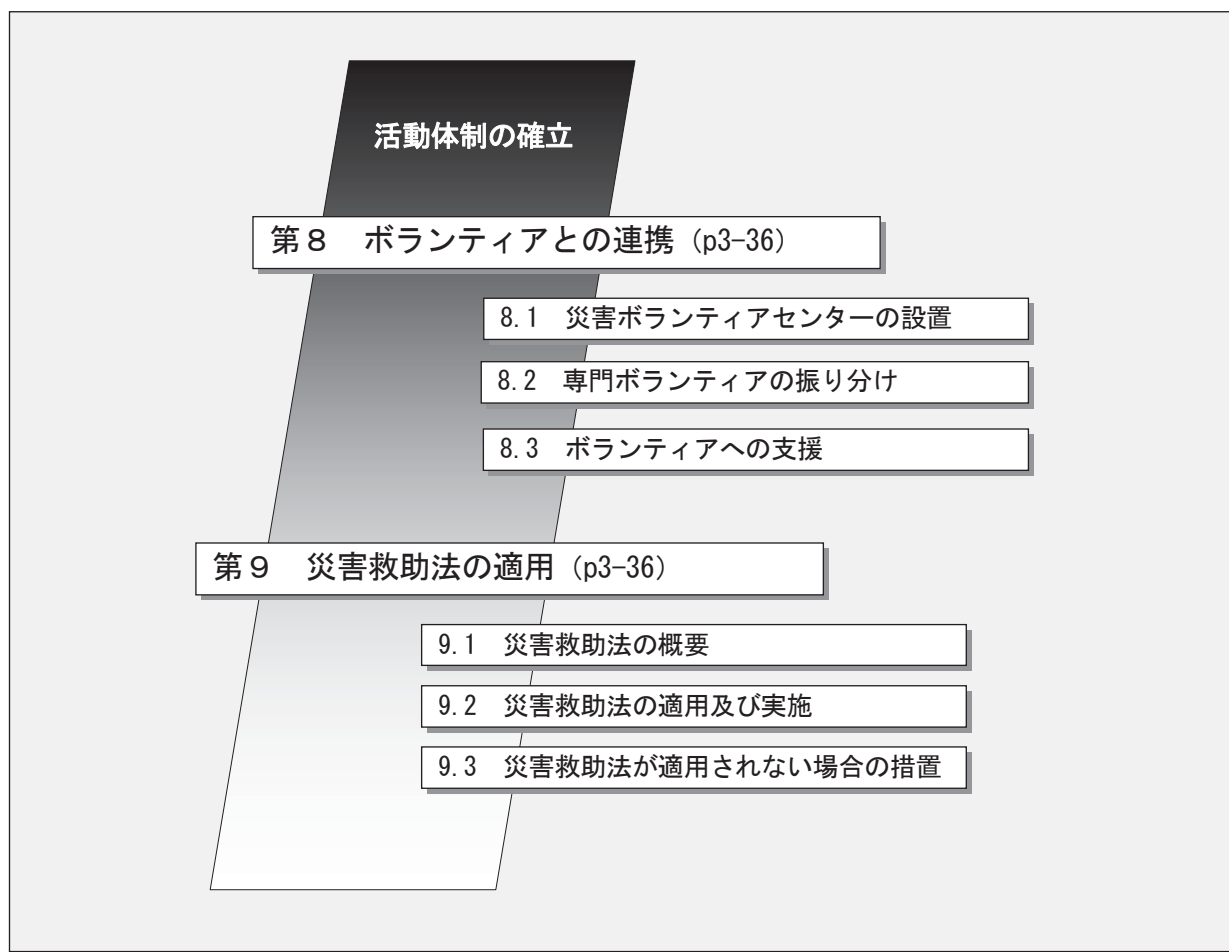
7.1 自衛隊派遣要請の判断

7.2 自衛隊派遣要請要領

7.3 自衛隊の自主派遣

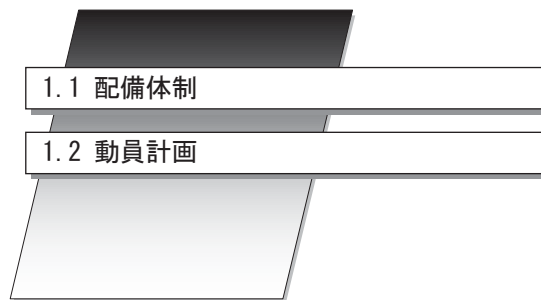
7.4 派遣部隊の撤収要請

7.5 経費の負担区分



第1 配備体制と動員計画

災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合、本市がとるべき活動体制及び活動の中核をなす災害対策本部の組織・運営について定める。



「配備体制と動員計画」	
事 項	担当班
1.1 配備体制	各班（各課）共通
1.2 動員計画	本部班 各班共通

1.1 配備体制

【各班（各課）共通】

本市の風水害対策に係る活動体制と配備基準は、以下のとおりである。

■活動体制と配備基準〔風水害対策〕

体制区分		配備基準	活動内容
監視体制		<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象警報発表時、情報の収集及び必要に応じて現地確認する必要がある場合 ・ 現地の監視が必要な場合又は軽微な災害が発生するおそれがある場合 	「動員名簿」に定められた職員が情報収集、連絡活動を行う。
警戒体制	第1配備	本部を設置せず通常組織をもって警戒活動にあたる体制	「動員名簿」に定められた職員により情報収集、連絡活動を行う。軽微な災害が発生した場合、被害状況の調査及び応急措置を行う。
	第2配備	災害が拡大し、警戒体制第1配備では対処しきれないと思われる場合	「動員計画」に定められた職員により配備を増強して応急措置等を行うとともに非常体制に備える。
非常体制	第1配備	災害対策本部を設置して災害対策活動を推進する体制	応急活動に即応できる職員を配備して情報収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の災害対策活動を実施する。
	第2配備	激甚な災害が発生した場合	市の全職員を動員し、組織及び機能のすべてを挙げて救助その他の災害対策活動を実施する。

気象警報が発表された場合、防災危機管理課職員は待機体制をとる。また、関係各部長は協議を行い必要に応じて待機体制をとり、対策を講じる。

■配備体制の決定手続き

活動体制	決定手続き
監視体制	防災危機管理課長が、総務部長の指示を受けて行う。
警戒体制	総務部長が、副市長の指示を受けて行う。
非常体制	総務部長が、副市長の指示を受け、市長の承認を得て行う。

1.2 動員計画

【各班（各課）共通、職員班、本部班、保健班】

本事項については
第2編 第2章 第1節 第1『1.2 動員計画』（p2-141）を準用する。

第2 災害対策本部の設置・運営

本事項については
第2編 第2章 第1節 『第2 災害対策本部の設置・運営』 (p2-144)
を準用する。

ただし、災害対策本部の設置基準については、
○相当規模の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合
○その他市長が必要と認めた場合
とする。

第3 情報通信手段の確保

本事項については
第2編 第2章 第1節 『第3 情報通信手段の確保』 (p2-150) を準用する。

第4 民間への協力依頼等

本事項については
第2編 第2章 第1節 『第4 民間への協力依頼等』 (p2-154) を準用する。

第5 物資・資機材の調達

本事項については
第2編 第2章 第1節 『第5 物資・資機材の調達』 (p2-156) を準用する。

第6 広域応援要請等

本事項については
第2編 第2章 第1節 『第6 広域応援要請等』 (p2-158) を準用する。

第7 自衛隊への災害派遣要請依頼

本事項については

第2編 第2章 第1節 『第7 自衛隊への災害派遣要請依頼』(p2-164)
を準用する。

第8 ボランティアとの連携

本事項については

第2編 第2章 第1節 『第8 ボランティアとの連携』(p2-170)を準用する。

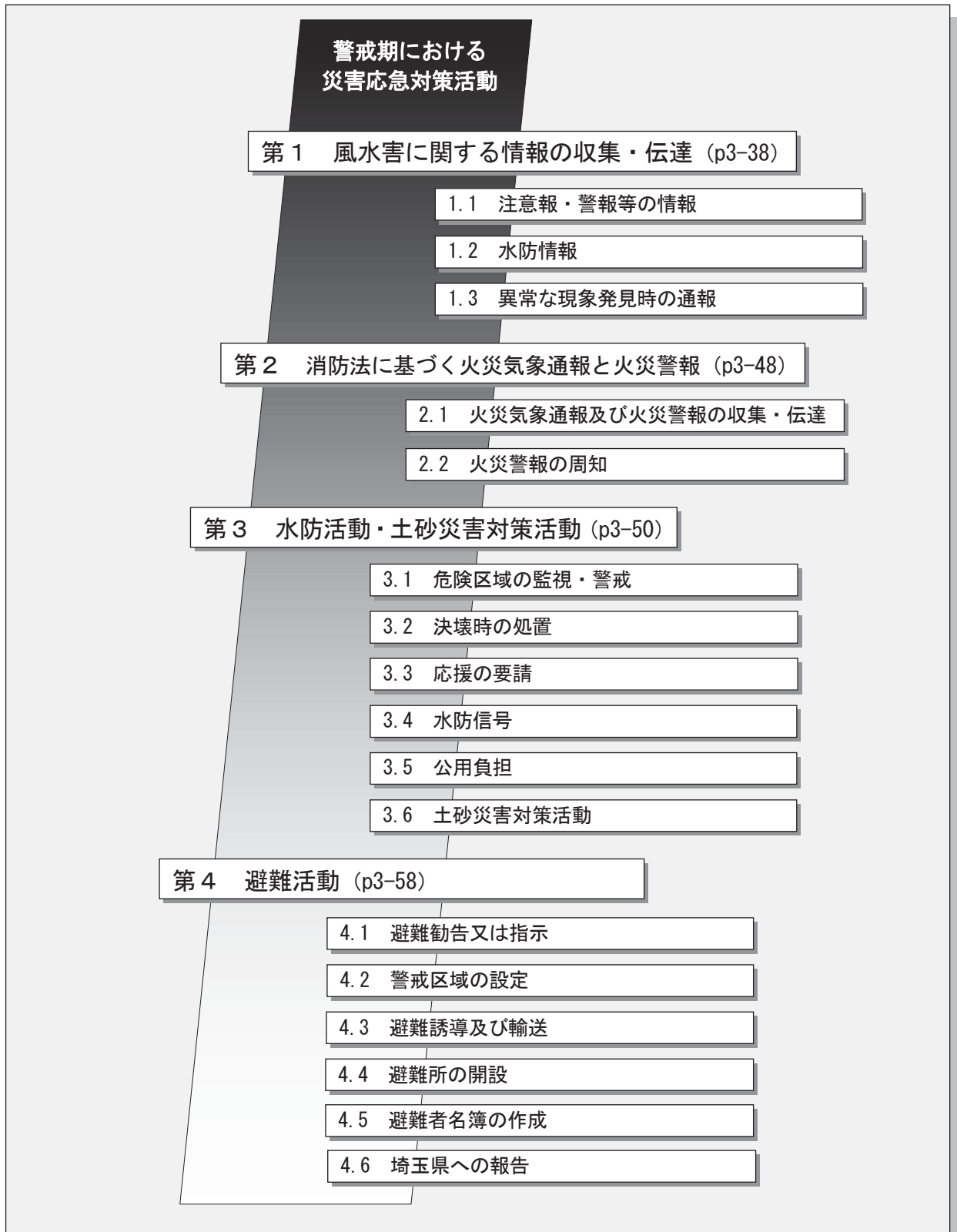
第9 災害救助法の適用

本事項については

第2編 第2章 第1節 『第9 災害救助法の適用』(p2-174)を準用する。

第2節 警戒期における災害応急対策活動

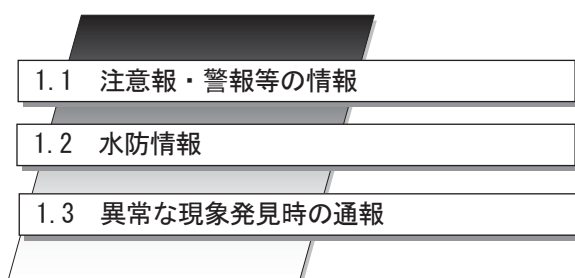
本節では、気象警報発表時など災害の警戒期において、市が実施する災害応急対策活動について定める。



第1 風水害に関する情報の収集・伝達

台風の接近等により風水害の発生が予想されるとき、熊谷地方気象台から発表される防災気象情報は、埼玉県から市に伝達される。勤務時間外の職員は、テレビ、ラジオ等を通じて気象情報を入手する。

警報発表から比較的時間を置かず大雨等が襲う場合もあるので、各防災関係機関においては、防災気象情報の内容に十分留意し、市民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整える。



「風水害に関する情報の収集・伝達」	
事項	担当班
1.1 注意報・警報等の情報 (1) 注意報・警報等の種類、発表基準等 (2) 注意報及び警報等の伝達系統	防災危機管理課 河川課
1.2 水防情報 (1) 洪水予報 (2) 水防警報 (3) 洪水予報及び水防警報の伝達系統	防災危機管理課 河川課
1.3 異常な現象発見時の通報 (1) 発見者の通報 (2) 市長の通報	防災危機管理課

1.1 注意報・警報等の情報

【防災危機管理課、河川課】

熊谷地方気象台は、異常気象等によって埼玉県内の地域内に災害の発生するおそれがある場合には、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、注意報、警報、特別警報、情報等を発表し、関係機関に通知する。熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の対象地域、種類及び発表基準は次のとおりである。

(1) 注意報・警報等の種類、発表基準等

① 対象地域

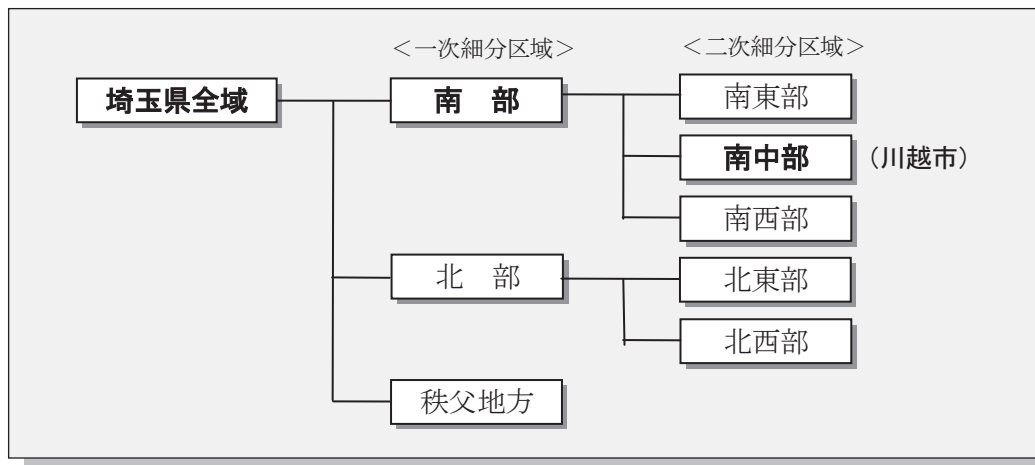
気象現象に伴う災害の発生が予想される地域を限定できる場合には、その地域を指定して注意報又は警報、特別警報を発表する。指定する地域は、一次区分として埼玉県内を3つの地域に、二次区分として南部を3地域、北部を2地域に細分して行われる。

本市は、南部（一次細分区域）の南中部（二次細分区域）に該当する。

■埼玉県の地域細分



■埼玉県の地域細分



② 注意報及び警報の種類と発表基準

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の種類及び発表基準は、次に掲げる「**注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準**」のとおりである。

風水害対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 警戒期における災害応急対策活動>

■注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準（一次細分区域：南部、二次細分区域：南中部）

種 類		発 表 基 準		
注 意 報	一般の 利用に 適合す るもの	気象注意報	風雪注意報	平均風速が11m/s以上で、雪を伴い、被害が予想される場合
			強風注意報	平均風速が11m/s以上で、主として強風による被害が予想される場合
			大雨注意報	かなりの降雨があつて被害が予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合 1時間雨量が30mm以上の場合 3時間雨量が50mm以上の場合 土壌雨量指数が79
			大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合 24時間の降雪の深さが10cm以上と予想される場合
			濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。その基準は次の条件に該当する場合 濃霧によって視程が100m以下になると予想される場合
			雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
			乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 最小湿度が25%以下で、実効湿度が55%以下になると予想される場合
			着雪注意報	着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が起ると予想される場合
			霜注意報	早霜・晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 最低気温が早霜・晩霜期に4℃以下になると予想される場合
			低温注意報	夏期：低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期：気象官署所在地で気温が-6℃以下になると予想される場合
			竜巻注意情報	竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状況となった段階
	※地面現象注意報	地面現象注意報	大雨、大雪等による山くずれ、がけ崩れ、地すべり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合	
	※浸水注意報	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合	
		洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 1時間雨量が30mm以上かつ総雨量が60mm以上 3時間雨量が50mm以上かつ総雨量が60mm以上
※水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。	
	水防活動用洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。	
警 報	一般の 利用に 適合す るもの	気象警報	暴風警報	平均風速が20m/s以上で、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
			暴風雪警報	平均風速が20m/s以上で、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
			大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 1時間雨量が50mm以上 土壌雨量指数が99
			大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 24時間の降雪の深さが30cm以上と予想される場合
		※地面現象警報	地面現象警報	大雨、大雪等による山くずれ、がけ崩れ、地すべり等によって重大な災害の起こるおそれがあると予想される場合
		※浸水警報	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
		洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 1時間雨量が50mm以上 1時間雨量が20mm以上かつ新河岸川流域雨量指数が11以上
	※水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
	水防活動用洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。	
特 別 警 報	一般の 利用に 適合す るもの	気象警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
			暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
			暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
			大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

注) ・発表基準欄に記載した数値は、埼玉県における過去の発生状況と気象条件との関係を調査して決めたものであ

り、災害発生を予想する際の具体的な目安である。

- ・ 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに5km四方の領域ごとに算出する。
- ・ 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに5km四方の領域ごとに算出する。
- ・ 地面現象注意報・警報と浸水注意報・警報は、大雨注意報・警報に含めて行う。

③ 気象情報

気象情報は、異常気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、異常気象の起こる可能性が高まった場合や注意報・警報の内容を補足し、実況資料及び防災に対する注意事項を含め熊谷地方気象台が発表する。

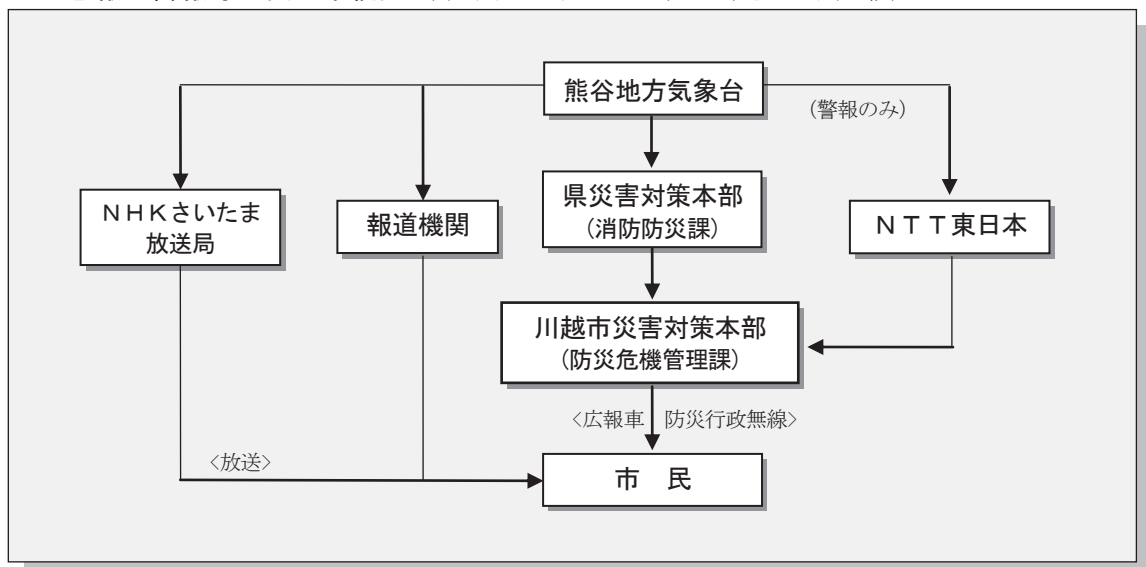
④ 記録的短時間大雨情報

記録的短時間大雨情報は、記録的な1時間雨量が観測されたときに、その状況を簡潔に表現して速報するものであり、埼玉県内の発表基準は100mm以上である。ただし、大雨警報の発表されている間に行う。

(2) 注意報及び警報等の伝達系統

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等が伝達される系統図を次に示す。

■注意報・警報等の伝達系統図（本市及び市民への伝達系統のみ記載）



注) NHKについては、報道機関ではあるものの気象業務法に基づく通知系統機関であり、他の報道機関との位置付けが異なることから、上記のように別記した。

1.2 水防情報

【防災危機管理課、河川課】

(1) 洪水予報

水防法（昭和24年法律第193号）及び気象業務法に基づく洪水予報は、埼玉県内を3区域6地域に細分して熊谷地方気象台が発表するものと、国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣と気象庁長官が行う洪水予報実施区間、及び埼玉県知事が指定した河川について埼玉県知事と気象庁長官が共同で行う洪水予報実施区域とがある。

本市に関係する洪水予報を行う河川及び洪水予報の種類は、次のとおりである。

■洪水予報を行う河川（水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の二第2項）

予報区域名	河川名	区域	基準水位観測所	はん濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	はん濫危険水位(m)		
荒川	荒川	左岸	埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先から海（旧川を除く）まで	熊谷	3.50	4.80	5.60	
		右岸	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先から海（旧川を除く）まで	じすいばし治水橋	7.50	10.80	11.10	
入間川流域	いるまがわ入間川	左岸	埼玉県川越市大字的場字飛樋下1563番の1地先から荒川への合流点まで	すがま菅間	8.00	10.60	11.80	
		右岸	埼玉県川越市大字池辺字権現脇臺1057番の2地先から荒川への合流点まで	おがや小ヶ谷	2.50	3.40	4.00	
	おっべがわ越辺川	左岸	埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字天神下57番の2地先から入間川への合流点まで	にっさい入西	3.00	3.00	3.20	
		右岸	埼玉県入間郡毛呂山町大字若林字清水346番地先から入間川への合流点まで					
	こあぜがわ小畔川	こあぜがわ小畔川	左岸	埼玉県川越市大字吉田字下河原添608番の2地先東武鉄道東上線鉄道橋上流端から越辺川への合流点まで	やほたばし八幡橋	3.50	4.10	4.90
			右岸	埼玉県川越市大字吉田字下河原添608番の2地先東武鉄道東上線鉄道橋上流端から越辺川への合流点まで				

■洪水予報を行う河川（水防法第11条第2項及び気象業務法第14条の二第3項）

予報区域名	河川名	区域	基準水位観測所	はん濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	はん濫危険水位(m)	
新河岸川	しんがしかわ新河岸川	左岸	埼玉県川越市大字大仙波1259-1地先から埼玉県和光市下新倉4197地先まで	みやどほし宮戸橋	A.P. 6.00	A.P. 7.00	A.P. 7.45
		右岸	埼玉県川越市扇河岸243-2地先から埼玉県和光市下新倉6丁目4198-1地先まで				

■洪水予報の種類

洪水の危険度レベル	洪水予報の標題(洪水予報の種類)	水位の名称	解説	市及び住民に求める行動
レベル5	はん濫発生情報(洪水警報)	(はん濫発生)	—	・逃げ遅れた住民の救助等 ・住民の避難誘導 (新たにはん濫が及ぶ区域)
レベル4	はん濫危険情報(洪水警報)	はん濫危険水位から はん濫発生	いつはん濫が発生しても おかしくない状況	・避難していない住民への対応 ・住民の避難完了
レベル3	はん濫警戒情報(洪水警報)	避難判断水位から はん濫危険水位	避難の必要も含めてはん 濫に対する警戒を求める段 階	・市は避難勧告等の発令を判断
レベル2	はん濫注意情報(洪水注意報)	はん濫注意水位から 避難判断水位	水防団が出勤して水防 活動を行う目安となる水位	・市は避難準備情報(要援護者避 難情報)発令を判断 ・住民は洪水に関する情報に注意
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位 から はん濫注意水位	水防団が水防活動の準 備を始める目安となる水位	・水防団待機

資料)「平成20年度 水防計画」埼玉県

(2) 水防警報

水防警報は、水防法第16条により、洪水等によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表で、国土交通大臣あるいは埼玉県知事が指定した河川について実施することになっている。

国土交通大臣あるいは埼玉県知事が実施し、埼玉県知事から本市に通知される水防警報は、次のとおりである。

① 国土交通大臣の行う水防警報

本市に係る国土交通大臣が水防警報を行う河川及びその区域は、次のとおりである。

■河川名及びその区域

水系	河川名	基準水位観測所	水防警報区域		発表を行うもの
荒川	荒川	熊谷	左岸	自：埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先 至：同県上尾市大字平方横町434番1地先	荒川上流 河川事務所
			右岸	自：埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先 至：同県川越市大字中老袋字田島289番1地先	
		治水橋	左岸	自：上尾市大字平方横町433番5地先 至：戸田市大字早瀬1丁目4335番地先	
			右岸	自：川越市大字中老袋字田島301番1地先 至：東京都板橋区三園町2丁目80番の1地先	
	入間川	小ヶ谷	左岸	自：川越市大字的場字飛樋下1563番の1地先 至：比企郡川島町大字角泉字亀尾388番地1地先	
			右岸	自：川越市大字池辺字権現脇1057番の2地先 至：川越市大字府川字高畑1112番8地先	
		菅間	左岸	自：比企郡川島町大字角泉字亀尾388番地1地先 至：幹川合流点	
			右岸	自：川越市大字府川字高畑1112番10地先 至：幹川合流点	
	小畔川	八幡橋	左岸	自：川越市大字吉田字下河原添608番の2地先東上線鉄橋 至：越辺川合流点	
			右岸	自：川越市大字吉田字下河原添608番の2地先東上線鉄橋 至：越辺川合流点	

風水害対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 警戒期における災害応急対策活動>

■水防警報の対象となる基準水位標

河川名	水位標名	地先名	水防団待機水位 (指定水位) (m)	はん濫注意水位 (警戒水位) (m)	はん濫危険水位 (危険水位) (m)
荒川	熊谷	熊谷市榎町	3.00	3.50	5.60
	治水橋	さいたま市西区大字飯田新田	7.00	7.50	11.10
入間川	小ヶ谷	川越市大字小ヶ谷	2.00	2.50	4.00
	菅間	川越市大字鹿飼	7.00	8.00	11.80
小畔川	八幡橋	川越市大字名細	3.00	3.50	4.90

② 埼玉県知事の行う水防警報

本市に係る埼玉県知事が水防警報を行う河川及びその区域は、次のとおりである。

■河川名及びその区域

指定区間河川		基準水位 観測所	水防警報区域		延長 (m)
水系	河川名				
荒川	入間川	新富士見橋	左岸	自：狭山市広瀬1丁目18地先 広瀬橋上流端 至：川越市的場 1127 地先 入間川橋上流端	7,995
			右岸	自：狭山市鶴ノ木 広瀬橋上流端 至：川越市池辺 1969 地先 入間川橋上流端	
	新河岸川	宮戸橋	左岸	自：川越市大字大仙波1259-1地先 至：和光市下新倉 4197 地先	18,880
			右岸	自：川越市大字扇河岸243-2地先 至：和光市下新倉6丁目4198-1地先	

■水防警報の対象となる基準水位標

河川名	水位標名	地先名	水防団待機水位 (m)	はん濫注意水位 (m)	はん濫危険水位 (m)
入間川	新富士見橋	狭山市上広瀬2140-200	A. P. 48.40	A. P. 49.10	A. P. 49.80
新河岸川	宮戸橋	朝霞市宮戸三丁目	A. P. 4.50	A. P. 6.00	A. P. 7.45

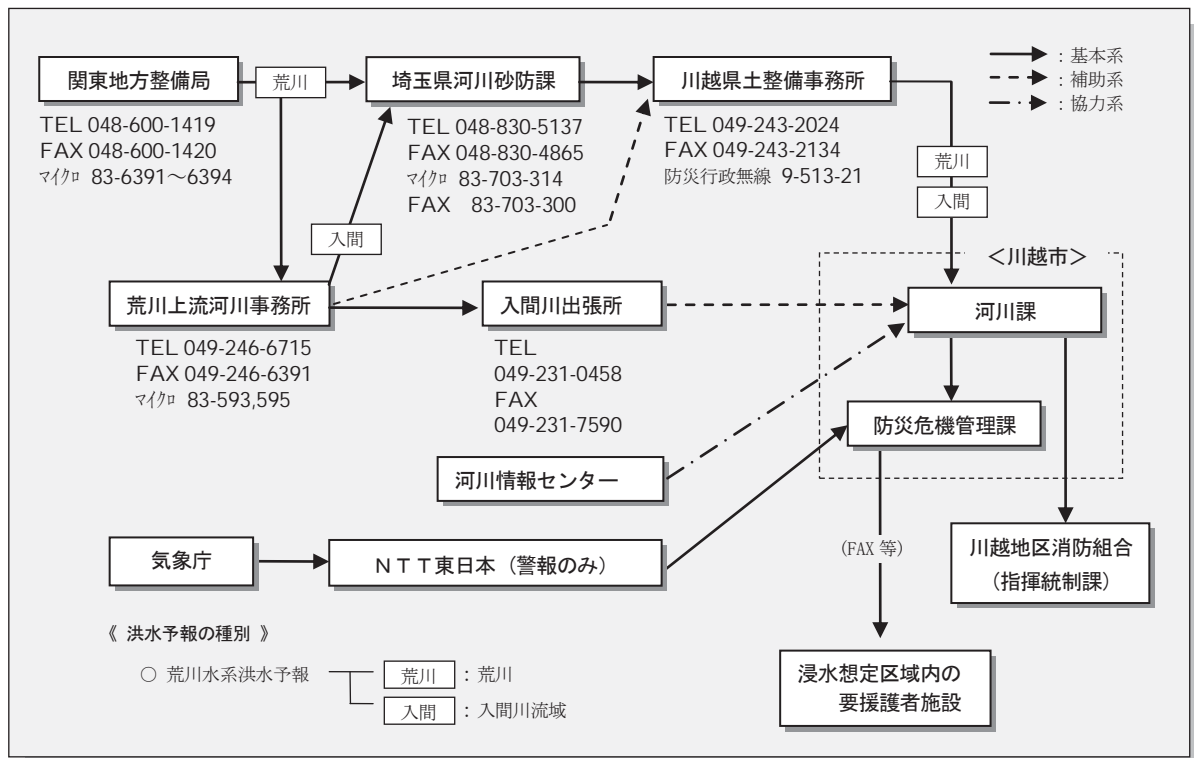
③ 水防警報の種類と発表基準

種類	内容	発表基準
待機	1.出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2.水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	注意報・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	はん濫注意情報（洪水注意報）等により、又は水位流量その他の河川状況により、はん濫注意水位を越えるおそれがあるとき
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	はん濫警戒情報（洪水警報）等により、又は既にはん濫注意水位を越え、災害の起こるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	はん濫注意水位以下に下降したとき又ははん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
情報	雨量、水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの	状況により必要と認めるとき

(3) 洪水予報及び水防警報の伝達系統

① 国と気象庁が共同して発表する洪水予報の伝達系統（水防法第10条）

国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表する洪水予報及び荒川上流河川事務所長と熊谷地方气象台長が共同して発表する洪水予報の伝達系統は、次に示すとおりである。

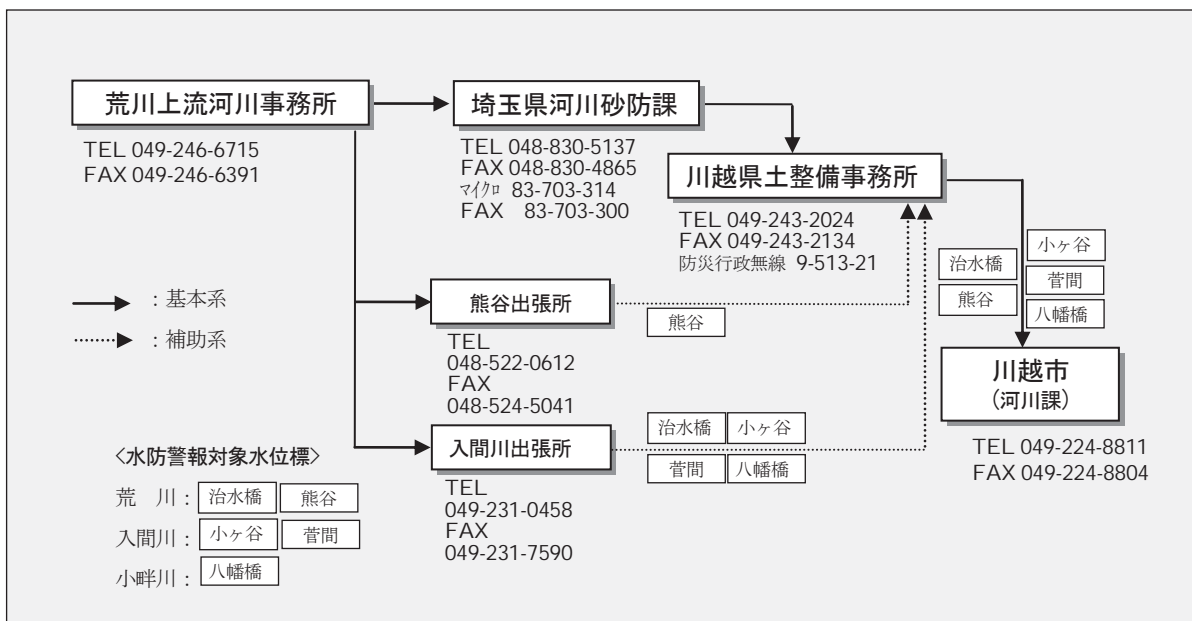


② 埼玉県知事と気象庁長官が共同して発表する洪水予報の伝達系統

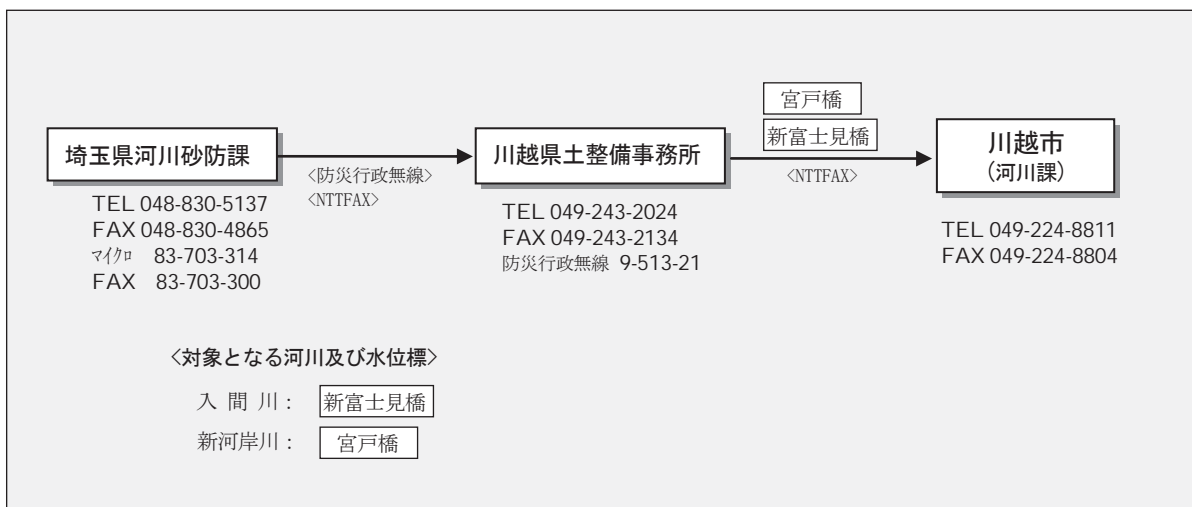
(水防法第11条第2項及び気象業務法第14条の2第3項関連)



③ 国土交通大臣が発表する水防警報の伝達系統 (水防法第16条関連)



④ 埼玉県知事が行う水防警報の伝達系統 (水防法第16条関連)



1.3 異常な現象発見時の通報

【防災危機管理課】

災対法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は、次の要領による。

(1) 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。（災対法第54条）

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。（同条第2項）

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。（同条第3項）

(2) 市長の通報

前項の通報を受けた市長は、県防災計画の定めるところにより気象庁（熊谷地方気象台）その他の関係機関に通報しなければならない。（災対法第54条第4項）

市長が気象庁（熊谷地方気象台）に行う通報事項は、次のとおりである。

□気象庁（熊谷地方気象台）に行う通報事項

○気象に関する事項

著しく異常な気象現象（例えば、たつ巻、強いひょう等）

○地震に関する事項

数日間にわたり頻繁に感じるような地震

第2 消防法に基づく火災気象通報と火災警報

空気が乾燥して風が強い等の気象状況では、火災が起こりやすく、また、延焼しやすいことから、消防機関では「火災警報」を発令して、屋外等での火の使用の禁止等、火災被害の未然防止、拡大防止のため市民への呼びかけを行う。

2.1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

2.2 火災警報の周知

「消防法に基づく火災気象通報と火災警報」	
事項	担当班
2.1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達 (1) 火災気象通報 (2) 火災警報	消防組合
2.2 火災警報の周知 (1) 基本方針 (2) 周知方法	消防組合

2.1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

【消防組合】

火災による市民の生命・財産への被害を最小限とするため、消防法に基づく火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、消防組合は的確に火災警報を発令し、住民に対して警戒を呼びかける。

(1) 火災気象通報

消防法に基づいて、熊谷地方気象台が埼玉県知事に通報するもので、通報基準は当日の気象状態が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。

埼玉県知事は、この通報を受けたときは直ちにこれを市長に通報する。

□火災気象通報の通報基準

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 最小湿度が25%以下で実効湿度が55%以下になると予想される場合② 平均風速が11m/s以上。ただし、降雨・降雪中は除く③ 最小湿度が30%以下で実効湿度が60%以下となり、平均風速が10m/s以上になると予想される場合 |
|--|

(2) 火災警報

消防法に基づいて市長が火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、住民に対して火の使用の制限に協力を求めるための警報である。

市長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。

2.2 火災警報の周知

【消防組合】

(1) 基本方針

火災警報が発令されたとき、消防組合は、住民に対して火の元の確認等被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、注意を喚起する。

その際、災害時要援護者への呼びかけにも配慮する。

(2) 周知方法

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 広報車による広報・ サイレンの吹鳴による広報・ 吹き流しと掲示板の掲出による広報・ その他適切な方法 |
|---|

第3 水防活動・土砂災害対策活動

本市は、気象状況等から市域内に河川のはん濫、洪水その他の水害及び土砂災害の発生が予想される場合に、各防災機関と協力して危険区域の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための水防活動及び土砂災害対策活動を実施する。

3.1 危険区域の監視・警戒
3.2 決壊時の処置
3.3 応援の要請
3.4 水防信号
3.5 公用負担
3.6 土砂災害対策活動

「水防活動・土砂災害対策活動」	
事項	担当班
3.1 危険区域の監視・警戒 (1) 水防に関する活動体制 (2) 水防機関の活動	本部班、現地調査班、河川班、消防組合、水防団
3.2 決壊時の処置 (1) 決壊時の処置 (2) 避難のための立退き (3) 水防解除	現地調査班、河川班、消防組合、水防団
3.3 応援の要請 (1) 水防管理団体相互の協力応援 (2) 自衛隊に対する出動要請	本部班
3.4 水防信号	本部班
3.5 公用負担	関係各班
3.6 土砂災害対策活動 (1) 土砂災害警戒情報の活用 (2) 情報の収集・伝達 (3) 避難誘導 (4) 二次災害の防止	本部班、現地調査班、要援護者支援班、関係各班、水防団

3.1 危険区域の監視・警戒

【本部班、現地調査班、河川班、消防組合、水防団】

(1) 水防に関する活動体制

本市は、水防法の定めるところにより、水防管理団体として本市域における水防を十分に果たすべき責任を有している。

このため、本市域における水防活動は本市、水防団及び消防組合が中心となり、また警察署等関係機関と綿密な連携を図り、実施するものとする。

□水防組織

- ・水防組織の統轄は、水防管理者である市長が行う。
- ・水防の実務は、「現地調査班」、「河川班」、水防団及び消防組合が行う。
- ・水防組織は、その水害について災害対策本部が設置されるまでの間又は災害対策本部を設置する必要がない程度の水害に対処するための組織とし、災害対策本部が設置されたときは、当該本部に統合される。

① 常時監視

市長（水防管理者）は、「現地調査班」、「河川班」、水防団及び消防組合に随時市内河川の堤防、河川敷等の現況を巡視させ、水防上危険であると認める箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して、必要な措置を求めるものとする。

『 → 様式 28「河川の水位一覧表」参照 』

② 非常警戒

市長（水防管理者）は、「現地調査班」、「河川班」、水防団及び消防組合に出動命令を出したときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見した場合は、直ちに当該河川の管理者及び埼玉県川越県土整備事務所長に報告するとともに、水防作業を開始する。

③ 警察署への協力要請（水防法第22条）

市長（水防管理者）は、水防のため必要があると認めるときは、川越警察署長に対して警察官の出動を要請する。

(2) 水防機関の活動

① 水防機関の非常配備

市長（水防管理者）は、洪水予報が発せられたときは、必要に応じて水防関係者を待機させるとともに、その後の情報把握に努め、水防団及び消防組合を次の指示に支障のないような状態におくものとする。

風水害対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 警戒期における災害応急対策活動>

□消防組合

消防組合の体制は、消防組合の定めるところによるものとし、状況に応じて「第2編 第2章 第2節『第5 消防活動』」に準じて警防本部及び署隊本部を設置し対応にあたるものとする。

□水防団

水防団の出動体制は、川越市水防団条例の定めるところにより次のとおりとする。

出動体制	出動内容
第1 要員出動	消防団員たる水防団員のみの出動
全員出動	水防団員全員の出動

『 → 資料 1. 39 「川越市水防団条例」 参照 』

□出動基準

市長（水防管理者）は、水防団又は消防組合に出動命令を下すのは、おおむね次の場合とする。

- ・水防警報により出動が要請されたとき
- ・埼玉県（県水防本部）から出動の指示があったとき
- ・市長（水防管理者）が必要と認めたとき

② 水防活動

水防組織等の活動は、埼玉県水防計画に定めるもののほか、おおむね次のとおりである。

□活動内容

- ・幹線水路を随時巡視し、水防上危険があると認めた場合は、直ちにその管理者に通報し、必要な措置を求めること。
- ・水防上又は住民の安全のため緊急の必要がある場合に、警戒区域を設定（水防法第21条）し、部外者の立入りを禁止若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずること。
- ・幹線水路が決壊し、又は家屋等が浸水した場合等において、被害の拡大を防止するため、施設の管理者と共同して、有効な工法による水防作業を実施すること。
- ・巡視に際しては、埼玉県川越県土整備事務所と緊密な連絡を保ち実施するものとする。

『 → 資料 2. 29 「特別監視班担当地域一覧（水害対策）」 参照 』

『 → 資料 2. 30 「現地調査班担当地域一覧（水害対策）」 参照 』

3.2 決壊時の処置

【現地調査班、河川班、消防組合、水防団】

(1) 決壊時の処置

① 通報

市長（水防管理者）、水防団長又は消防機関の長は、堤防その他の施設が決壊したとき、直ちにその旨を埼玉県川越県土整備事務所長及びはん濫が予想される方向の隣接水防管理者に通報しなければならない。

また、通報を受けた県土整備事務所長はこれを埼玉県知事、関係各警察署その他必要な機関に連絡するものとする。この事態が国土交通省直轄管理区域のとき又はその区域に影響する箇所のある場合は、市長（水防管理者）は荒川上流河川事務所長にも通報しなければならない。

② 警察官の出動要請

堤防等が破堤又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、市長（水防管理者）は警察署長に対して警察官の出動を要請する。

③ 居住者等の水防義務

市長（水防管理者）、水防団長又は消防機関の長は、水防のため必要があるときは、その区域内に居住する者又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

(2) 避難のための立退き

① 立退き及び立退予定地等の住民への周知

市長（水防管理者）は、洪水により著しい危険が切迫し、必要があると認めたときは、当該区域の居住者に、水防法第29条による立ち退き又はその準備を指示する。

また、市長（水防管理者）は、立ち退き予定地、立ち退き経路及び可能な処置を設定し、あらかじめ市民に周知徹底しておくものとする。

② 立退きの通知

市長（水防管理者）は、立ち退きを指示した場合、直ちに埼玉県知事及び関係各警察署長に通知しなければならない。

(3) 水防解除

水位がはん濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、水防警戒の必要がなくなったときは、水防管理者（市長）は水防解除を命ずるとともに、これを一般住民に周知させ、埼玉県知事に対してその旨を報告しなければならない。

3.3 応援の要請

【本部班】

(1) 水防管理団体相互の協力応援

① 協力応援

水防管理団体は、水防に関する水防機関の相互協力応援に関して、必要な事項をあらかじめ協定しておくものとする。

水防機関の相互協力応援について、水防法第23条第1項に基づき水防管理者（市長）又は消防長が他の水防管理者から応援を求められたときは、応援を求められた水防管理者（市長）は自己の防衛区域に危険のない限り相互に応援するほか、水防資材等についても、当該区域において調達することの不可能な資材については、努めて併用の便を計るものとする。

② 県土整備事務所の指導

埼玉県川越県土整備事務所は、管内水防管理団体の相互協力応援について、適切な指導を行い、必要に応じて統制と活動の利便を図るものとする。

③ 費用の負担

協力応援のために要した費用の負担については、相互間の協議により定めるものとする。ただし、協議が整わない場合は、埼玉県知事がこれを調整する。

(2) 自衛隊に対する出動要請

自衛隊法及び自衛隊法施行令に基づき、市において発生する各種の災害に際し、市民の生命・財産を保護するため、自衛隊に災害派遣の要請を行う。

3.4 水防信号

【本部班】

水防信号等により水防団員を招集し、必要な活動にあたらせる。

「本部班」は、水防活動を迅速に行うために必要な情報を、水防信号、防災行政無線等により伝達する。

■水防法（昭和24年法律第193号）第13条に基づく水防信号

信号	サイレン信号	事項
第1信号	5秒 ●—15秒 5秒 ●—15秒	警戒を要する水位に達したことを知らせるもの
第2信号	5秒 ●—6秒 5秒 ●—6秒	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第3信号	10秒 ●—5秒 10秒 ●—5秒	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第4信号	1分 ●—5秒 1分 ●—5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のための立退きを指示するもの

備考) 1. 信号は、適宜の時期継続するものとする。

2. 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

3.5 公用負担

【関係各班】

(1) 公用負担の権限

水防法第28条（公用負担）の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（市長）、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

□公用負担の行使

- ・ 必要な土地の一時使用
- ・ 土石、竹木その他資材の使用又は収用
- ・ 車両その他運搬具又は器具の使用
- ・ 工作物その他障害物の処分

(2) 損失補填

水防管理者（市長）は、公用負担の行使により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

3.6 土砂災害対策活動

【本部班、現地調査班、要援護者支援班、関係各班、水防団】

(1) 土砂災害警戒情報の活用

埼玉県は、熊谷地方気象台と共同で、大雨による土砂災害（がけ崩れ等）発生の危険度が高まったときに、防災活動や住民の自主避難の判断等への利用を目的として、関係市町村への土砂災害警戒情報の発表を平成19年12月26日から行っている。

本市域においては、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定はないが、3か所の急傾斜地崩壊危険箇所を有しており、台風や集中豪雨では崩壊・崩落が発生することも想定されるため、これらの危険箇所において土砂災害対策活動を実施する際の判断材料として、土砂災害警戒情報を活用する。

《参考》

◆「埼玉県河川砂防防災情報システム」

インターネットにより、県内における「土砂災害警戒情報の発表状況」、「注意報、警報の発表状況」及び「土砂災害危険度」を把握することが出来る。

<http://micos-sa.jwa.or.jp/metro/saitama/dosya/>

(2) 情報の収集・伝達

- ① 「本部班」は、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。
- ② 「本部班」は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民、自主防災組織、ライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示若しくは伝達を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努めるものとする。
- ③ 「本部班」は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、住民、関係機関等に対し、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

(3) 避難誘導

「現地調査班」は、危険箇所周辺の住民等の避難にあたっては、人命の安全を第一義とし、迅速かつ沈着な行動をとり避難するよう、具体的な指導を行う。

「要援護者支援班」は「現地調査班」及び水防団と連携し、乳幼児、高齢者、身体障害者等の自力避難が困難な災害時要援護者に対して、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めるものとする。

(4) 二次災害の防止

市及び埼玉県は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

- ・降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施
- ・安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立入り規制等の実施
- ・降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施
- ・「情報収集連絡班」は、「関係各班」からの人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含めて、「本部班」に伝達する。「本部班」は、把握できた範囲から直ちに埼玉県へ連絡する。
- ・「道路班」は、発災後の降雨等による土砂災害の発生防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- ・「関係各班」は、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等、被害者等に役立つ正確かつきめこまかな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障害者、外国籍市民等、災害時要援護者に配慮した伝達を行う。

第4 避難活動

本市への台風の接近、集中豪雨等に伴い、災害が発生するおそれがあるときは、市民の人命及び身体の保護のため、本部長は、特に必要がある場合は、市民に対して避難勧告又は指示を行う。

さらに、避難が必要な場合は、住民を安全かつ迅速に避難所まで誘導しなければならない。

4.1 避難勧告又は指示
4.2 警戒区域の設定
4.3 避難誘導及び輸送
4.4 避難所の開設
4.5 避難者名簿の作成
4.6 埼玉県への報告

「避難活動」	
事項	担当班
4.1 避難勧告又は指示 (1) 実施責任者 (2) 避難勧告・指示等の発令基準 (3) 避難勧告・指示等の伝達内容と伝達方法 (4) 関係機関の相互連絡	本部班、消防組合、警察署
4.2 警戒区域の設定	本部班、河川班、消防組合、警察署
4.3 避難誘導及び輸送	本部班、河川班
4.4 避難所の開設 (1) 避難施設 (2) 収容対象者 (3) 開設の担当者 (4) 開設手順	本部班 学校教育班 避難所運営班 各施設管理者
4.5 避難者名簿の作成	避難所運営班
4.6 埼玉県への報告	本部班

4.1 避難勧告又は指示

【本部班、消防組合、警察署】

本部長は、住民等の生命若しくは身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、避難勧告、指示等を発令する。

避難勧告、指示等を発すべき権限のある者はそれぞれの法律により定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である本部長を中心として、相互に連携をとり実施する。

(1) 実施責任者

避難勧告・指示は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民に危険が切迫し、市民を緊急に避難させる必要が生じたときに、原則的に本部長が実施するものである。なお、避難勧告・指示の実施者については、関係法規に基づき次のように定められている。

■避難勧告・指示の実施責任者とその要件等

実施責任者	勧告・指示・警告・命令を行う要件	根拠法令
本部長（市長） （市長が事務を行うことができない場合は知事）	市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、勧告又は指示を行う。	災対法第60条
警察官	・市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 ・市長から要求があったとき。	災対法第61条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な事態が生じ、かつ、警察官がその場にはいないとき。	自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた 県職員、水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施する。	水防法第29条

(2) 避難勧告・指示等の発令基準

本市に対しては、洪水予報河川である荒川、入間川及び小畔川はもとより、平成18年5月26日に水位情報周知河川に指定された新河岸川についても、はん濫注意水位等の水防情報が伝達される。

また、大雨による土砂災害（がけ崩れ等）の危険度が高まったとき、土砂災害警戒情報が伝達される。

そのため、避難情報の発令に際しては、これら水防情報・土砂災害警戒情報等を参考に判断するものとする。

避難勧告、指示等の発令は、次の基準に従い住民等に伝達する。

国土交通省大臣又は埼玉県知事は市長の行う避難のための立ち退きの勧告若しくは指示又は屋内退避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、市長に通知に関わる事項を通知する。

■避難勧告・指示等の発令基準

種別	基準
避難準備情報 (災害時要援護者 に対する 避難情報)	<ul style="list-style-type: none"> ○荒川（治水橋）の水位が「はん濫注意水位」（7.50m）に達し、さらに水位の上昇が予測されるとき。 ○入間川（小ヶ谷）の水位が「はん濫注意水位」（2.50m）に達し、さらに水位の上昇が予測されるとき。 ○入間川（菅間）の水位が「はん濫注意水位」（8.00m）に達し、さらに水位の上昇が予測されるとき。 ○入間川（新富士見橋）の水位が「はん濫注意水位」（AP. 49.10m）に達し、さらに水位の上昇が予測されるとき。 ○小畔川（八幡橋）の水位が「はん濫注意水位」（3.50m）に達し、さらに水位の上昇が予測されるとき。 ○新河岸川（宮戸橋）の水位が「はん濫注意水位」（AP. 6.00m）に達し、さらに水位の上昇が予測されるとき。 ○災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ○荒川（治水橋）の水位が「避難判断水位」（10.8m）に達し、さらに水位の上昇が予測されるとき。 ○入間川（小ヶ谷）の水位が「避難判断水位」（3.40m）に達し、さらに水位の上昇が予測されるとき。 ○入間川（菅間）の水位が「避難判断水位」（10.6m）に達し、さらに水位の上昇が予測されるとき。 ○入間川（新富士見橋）の水位が「避難判断水位」（AP. 49.55m）に達し、さらに水位の上昇が予測されるとき。 ○小畔川（八幡橋）の水位が「避難判断水位」（4.10m）に達し、さらに水位の上昇が予測されるとき。 ○新河岸川（宮戸橋）の水位が「避難判断水位」（AP. 7.00m）に達し、さらに水位の上昇が予測されるとき。 ○土砂災害警戒情報が発令され、かつ、急傾斜地崩壊危険箇所等で崩壊が発生する可能性が高まったとき。 ○その他人命に危険があると認められるとき。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○破堤（堤防の決壊）、越水（堤防からの水の流出）、溢水（掘割河川からの水の流出）を確認した場合 ○河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認した場合 ○条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は危険区域に残留者がある場合

(3) 避難勧告・指示等の伝達内容と伝達方法

避難勧告又は指示は、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するなどし、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。また、避難勧告又は指示は、次表の伝達内容を明示して行う。

また、市内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる市民に対して、迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

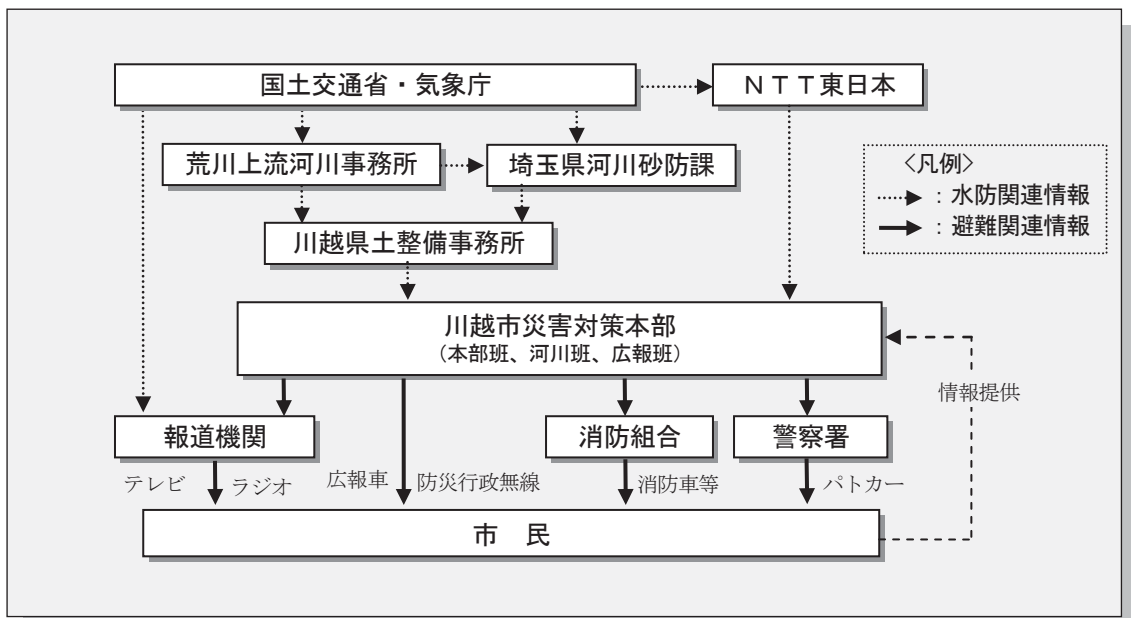
なお、避難の必要がなくなった場合についても、速やかに同様の方法で伝達する。

■避難勧告・指示等の伝達内容と伝達方法

区分	伝達内容	伝達方法
避難準備情報 (災害時要援護者に対する避難情報)	<ul style="list-style-type: none"> 発令者 対象地域 避難の理由 避難に際しての注意事項 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線 インターネット テレビ・ラジオ
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 発令者 対象地域 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線 広報車 インターネット、テレビ・ラジオ
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 避難先(避難所等)と経路 避難の理由 その他必要事項 	<ul style="list-style-type: none"> サイレン 標識など 口頭伝達 関係機関の広報(消防車等、パトカー)

注) 災害時要援護者については、視覚障害者は電話、口頭、聴覚障害者はファクシミリ等、日常的に福祉関係で実施している連絡体制を有効に活用する。

■情報の伝達系統図



□災害の発生状況に関する情報

○河川がはん濫する等の災害が発生したこと

発生場所、発生時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。

○災害の拡大についての今後の見通し

□災害への対応を指示する情報

- 危険地区住民への避難指示
- 避難誘導や救助・救援への住民の協力要請
- 周辺河川への注意・監視
- 誤った情報に惑わされないこと。
- 冷静に行動すること。

(4) 関係機関の相互連絡

市が避難の措置を実施した場合は、埼玉県にその内容について報告しなければならない。
また、川越警察署、自衛隊及び報道機関にも情報提供をする。
埼玉県その他の機関が避難の措置を実施した場合も、同様に相互連絡を行う。

□避難の措置を実施した場合の埼玉県等への報告事項

- ・ 災害の様態及び被害の状況
- ・ 避難対象地域、住民数
- ・ 勧告又は指示を発した日時
- ・ 避難所

《参考》

◆避難準備情報（要援護者避難情報）

災害発生の危険性が高まったときに地方自治体が発する避難勧告等の一つとして、新たに加えられた情報である。この情報は、従来の「避難勧告」より前の段階で発令され、避難に時間を要する高齢者や障害者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。

◆避難勧告

その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、又は促すものである。

◆避難指示

勧告よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるためのものである。ただし、指示に従わなかった者に対する直接強制権はない。

4.2 警戒区域の設定

【本部班、河川班、消防組合、警察署】

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、警察官は、市職員が現場にいない場合又はこれから要請があった場合は、この職権を実施することができる。

また、自衛官は、市職員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令の措置を講ずることができる。

ただし、当該措置を講じたときは、直ちにその旨を本部長に通知しなければならない。

■警戒区域の設定権者及びその内容

設定権者	内容	根拠法令
本部長（市長）	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。	災対法第63条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、同様の措置をとることができる。	水防法第21条
消防吏員又は消防団員	火災の現場において、消防警戒区域を設置して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止若しくは制限することができる。	消防法第28条
警察官	市長、その委任を受けた市長の職権を行う市職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。なお、災対法第63条の職権を行使した場合、実施後直ちにその旨を市長等に通知しなければならない。	災対法第63条 水防法第21条
災害の派遣を命じられた自衛官	危険な事態が生じ、かつ、市長又は市長の権限を行うことができる者がその場にいないとき、この職権を行うことができる。	災対法第63条
消防長又は消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止若しくは制限することができる。	消防法 第23条の2

4.3 避難誘導及び輸送

【本部班、河川班】

本事項については

第2編 第2章 第2節 第12『12.4 避難誘導及び輸送』（p2-235）を準用する。

ただし、風水害の避難誘導における留意事項は、次のとおりである。

- ・誘導者は、できる限り危険な道路、橋、その他新たな災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定し、避難先へ誘導する。また、危険な地点には、表示、縄張り等を実施する。
- ・誘導にあたっては、できるだけ自治会単位の集団避難を行うものとする。
- ・災害時要援護者については、その身体的状況等に配慮して車両等により移送する。また、介護者も同様とする。
- ・携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立退きに支障をおこさない最小限度のものとする。

4.4 避難所の開設

【本部班、学校教育班、避難所運営班、各施設管理者】

勤務時間中に避難所の開設を行う場合は、市立の各学校が「本部班」又は「学校教育班」から連絡を受け、これを行う。

(1) 避難施設

避難所の開設については、あらかじめ指定している施設を利用することを原則とする。

浸水想定区域外への避難を原則とするが、浸水想定区域内において短時間での浸水により区域外への避難が困難な場合には最寄りの避難所（体育館に限らず一般教室も利用）に避難する。

(2) 収容対象者

避難所への収容対象者は、次に示すとおりである。

□災害によって現に被害を受けた者

○住家が被害を受け、居住の場所を失った者

全壊（焼）、半壊（焼）、流出、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者。

○現実に災害を受けた者

自己の住家の被害に直接関係はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者。（例：宿泊施設の利用者、一般家庭の来訪客、通行人等）

□災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- ・避難勧告、指示等が発令された場合
- ・避難勧告、指示等は発令されないが、緊急避難の必要がある場合

(3) 開設の担当者

避難所等の開設は、「避難所運営班」又は施設の管理者が実施する（担当者は、複数指定しておくものとする。）。

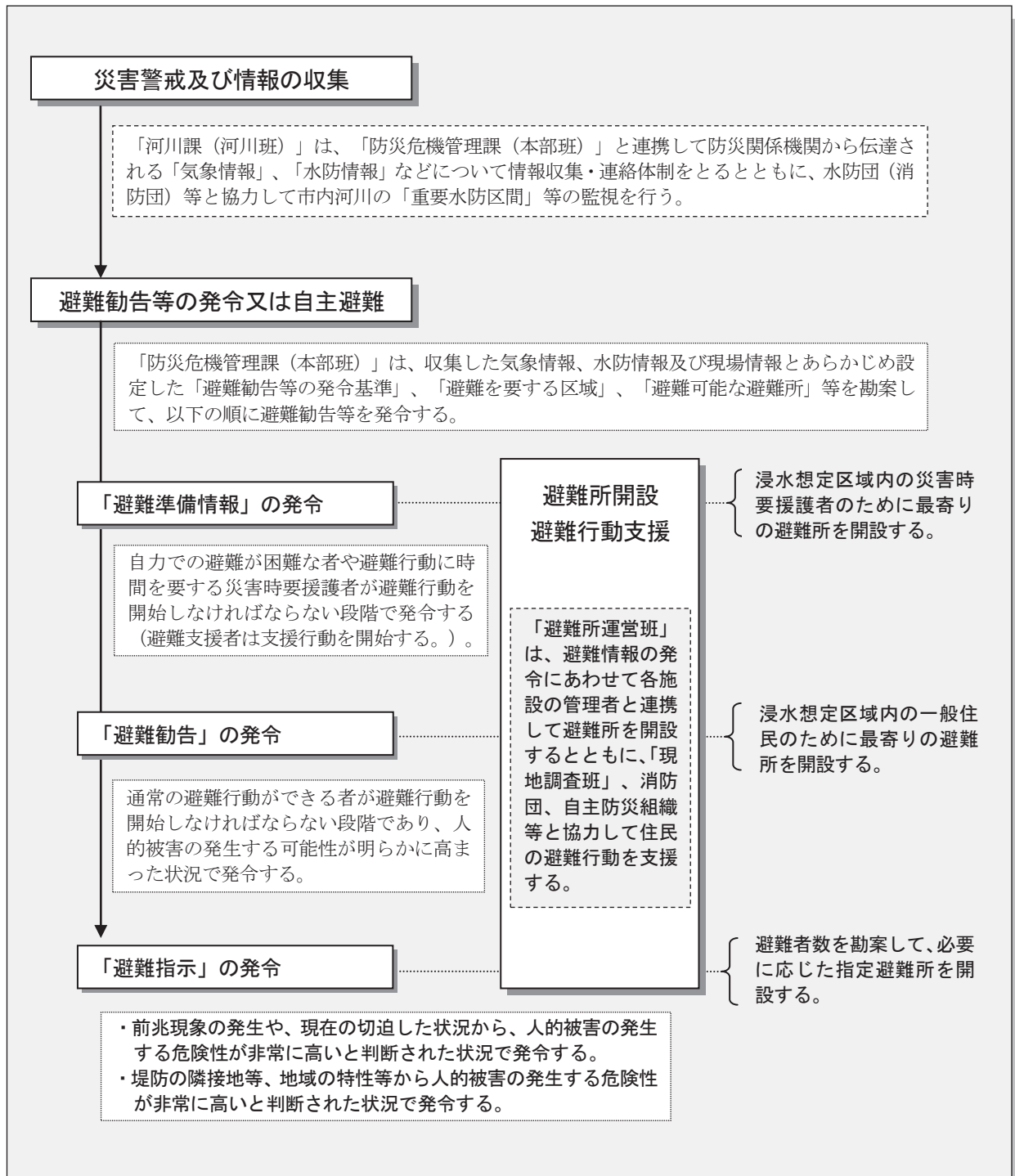
(4) 開設手順

避難所の開設に際しての留意事項及び開設手順を次に示す。

□開設に際しての留意事項

- ① 避難所の被災状況を目視し、避難所の外観、内部について、安全が確認できた後、開設準備に移るものとする。
- ② 電話、無線等により避難所開設を「防災危機管理課（災害対策本部が設置された場合は「本部班」）」に報告する。
報告の内容は、「開設の日時」、「場所」、「施設名」、「収容人員」等
- ③ 避難者の受入れスペースを指定する。スペースを指定するときは、おおむね1人当たり1.65㎡以上の面積を基本とし、床面へのテープ貼付、掲示等で標示する。この際、個人のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

■避難所の開設手順



注) 避難所の開設から運営については「本章 第4節 『第3 避難所の運営』」を参照のこと。

4.5 避難者名簿の作成

【避難所運営班】

「避難所運営班」は、避難所を開設した場合、避難所施設管理者及び避難住民の協力を得て避難者名簿を作成し、「本部班」に報告する。

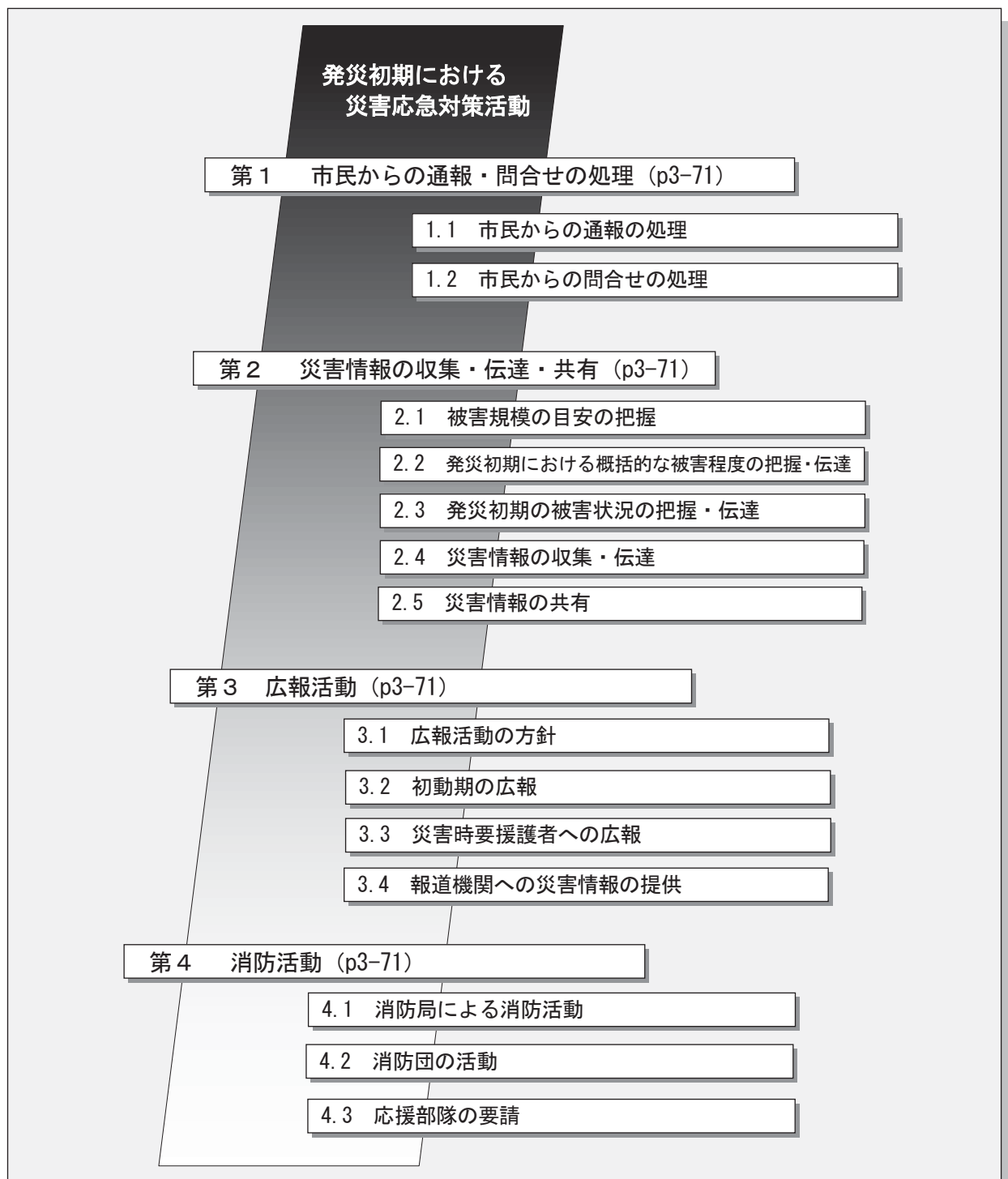
4.6 埼玉県への報告

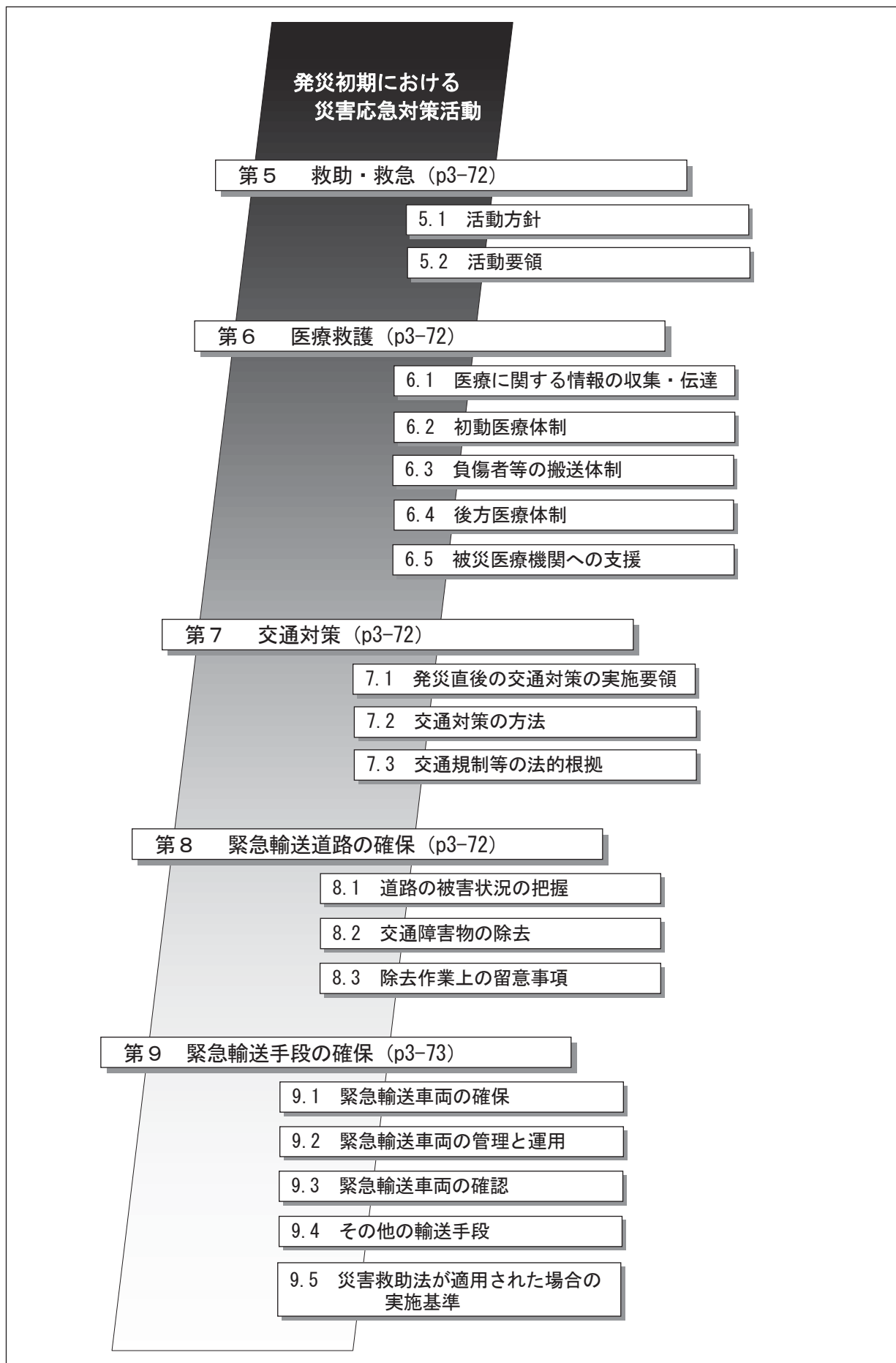
【本部班】

市長（「本部班」）は、避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数、収容人員及び開設期間の見込みを埼玉県知事に報告する。

第3節 発災初期における災害応急対策活動

災害の発生に伴い、市は災害対策本部を設置して、災害応急対策活動を実施する。
発災初期における災害応急対策活動は、被災者の生命の維持、生活確保に必要な緊急活動が最優先される。
活動項目は、次に示すとおりである。





発災初期における
災害応急対策活動

第10 二次災害の防止 (p3-73)

10.1 建築物・構造物の二次災害防止

10.2 民間建物の応急危険度判定

10.3 水防活動

10.4 危険物等による二次災害防止活動

10.5 二次災害防止のための市民への呼びかけ

第11 給水活動 (p3-73)

11.1 被害状況の把握

11.2 給水体制の確立

11.3 広 報

11.4 施設の応急復旧

11.5 応援要請及び受入れ

11.6 災害救助法が適用された場合の費用等

第12 食料の供給 (p3-73)

12.1 食料需要及び供給能力の把握

12.2 食料の供給基準

12.3 食料の調達・供給

12.4 災害救助法が適用された場合の費用等

第13 生活必需品等の供給・貸与 (p3-74)

13.1 生活必需品等の需要の把握

13.2 生活必需品等の調達・輸送

13.3 生活必需品等の配分

13.4 災害救助法が適用された場合の費用等

発災初期における
災害応急対策活動

第14 災害時要援護者の安全確保 (p3-75)

14.1 高齢者、障害者等の安全確保

14.2 外国籍市民の安全確保

第15 遺体の取扱い (p3-79)

15.1 遺体の搜索

15.2 遺体の処理

15.3 遺体の埋・火葬

第16 ライフラインの応急対策 (p3-79)

16.1 上水道施設

16.2 下水道施設

16.3 ガス施設

16.4 電気施設

16.5 電気通信施設

第17 公共施設等の応急復旧 (p3-79)

17.1 公共建築物

17.2 道路施設

17.3 河川施設

17.4 農業集落排水事業処理施設

17.5 鉄 道

17.6 その他の施設

第18 帰宅困難者への支援 (p3-80)

18.1 情報の提供等

18.2 帰宅活動への支援

第1 市民からの通報・問合せの処理

災害の発生に伴う市民からの通報及び問合せに対する処理については、以下のように定める。

本事項については
第2編 第2章 第2節 『第2 市民からの通報・問合せの処理』 (p2-186)
を準用する。

第2 災害情報の収集・伝達・共有

発災初期における被害状況の把握、特に人命の救出・救助を最優先とした災害応急対策を確実、迅速に実施するために、必要な災害情報、被害情報の収集・伝達・共有を円滑に行う。

本事項については
第2編 第2章 第2節 『第3 災害情報の収集・伝達・共有』 (p2-189)
を準用する。

第3 広報活動

風水害発生時には、被災地や隣接地域の住民に対し、風水害や生活に関する様々な情報を提供する必要があり、このため「広報班」は、適切かつ迅速な広報活動を実施する。

本事項については
第2編 第2章 第2節 『第4 広報活動』 (p2-196) を準用する。

第4 消防活動

大規模な水害が発生した場合には、家屋の流失、損壊、浸水、障害物の落下等により、人的な被害が予想される。

このことから消防組合は、消防の全機能を挙げて施設及び人員を最大限に活用し、救助・救急活動を行い、風水害から市民の生命と身体の安全、被害の軽減を図る。

本事項については
第2編 第2章 第2節 『第5 消防活動』 (p2-200) を準用する。

第5 救助・救急

大規模災害の発生時は、土砂崩れなどにより倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し、救急救助活動を実施することは、初動活動の中で最優先されるべき活動である。

したがって、消防機関、警察その他の防災関係機関はともに連携して、迅速かつ効果的な救出活動を推進していくものとする。

本事項については
第2編 第2章 第2節 『第6 救助・救急』 (p2-205) を準用する。

第6 医療救護

市は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の市民が医療及び助産の途を失った場合は、関係機関の協力を得て応急的に医療を施し、助産の処置を行い、被災者の保護の万全を図る。

本事項については
第2編 第2章 第2節 『第7 医療救護』 (p2-210) を準用する。

第7 交通対策

浸水被害が発生した場合、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。この混乱状態のなかで、被災者の救出・救助、避難誘導、行方不明者の捜索、緊急輸送道路の確保、社会的混乱等の防止など市民の安全を確保するため、総合的な交通対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

本事項については
第2編 第2章 第2節 『第8 交通対策』 (p2-215) を準用する。

第8 緊急輸送道路の確保

道路の応急復旧を制約された条件下で効果的に行うため、迅速に被害状況を把握し、他の道路より優先的に応急復旧を行い、緊急輸送道路の確保に努める。

本事項については
第2編 第2章 第2節 『第9 緊急輸送道路の確保』 (p2-218) を準用する。

第9 緊急輸送手段の確保

災害時の応急対策に必要な人員及び物資の輸送並びに被災者の避難を、迅速かつ円滑に実施するため、必要な車両等の緊急輸送手段を確保し、輸送の万全を期す。

本事項については
第2編 第2章 第2節 『第10 緊急輸送手段の確保』 (p2-221) を準用する。

第10 二次災害の防止

本市は関係機関と協力して、大規模な風水害による建築物や土木構造物の二次災害の発生、危険物等施設からの危険物漏洩などによる人的被害の防止対策を行い、住民の安全の確保を図る。

本事項については
第2編 第2章 第2節 『第11 二次災害の防止』 (p2-225) を準用する。

第11 給水活動

市は、風水害に伴い飲料水の供給が途絶えたり、汚染等により市民が飲料に適する水を得たりすることができない場合は、最小限度必要な飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧対策活動を実施する。

本事項については
第2編 第2章 第2節 『第13 給水活動』 (p2-240) を準用する。

第12 食料の供給

災害によって、日常の食事に支障を来した者及び応急対策活動に従事する者に対し、炊き出しその他によって食料を確保する。

本事項については
第2編 第2章 第2節 『第14 食料の供給』 (p2-245) を準用する。

第13 生活必需品等の供給・貸与

風水害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、生活必需品等を供給又は貸与する。

本事項については

第2編 第2章 第2節 『第15 生活必需品等の供給・貸与』 (p2-250)
を準用する。

第14 災害時要援護者の安全確保

本市は、自治会、自主防災組織等と協力して、災害時において避難情報の入手が困難であったり、自分だけの力では避難が困難であったりするなどの、災害時要援護者に対する安全の確保を図る。

14.1 高齢者、障害者等の安全確保

14.2 外国籍市民の安全確保

「災害時要援護者の安全確保」	
事項	担当班
14.1 高齢者、障害者等の安全確保 (1) 避難準備情報等の伝達 (2) 避難所における支援 (3) 福祉避難所の開設 (4) 社会福祉施設入所者等の安全確保対策 (5) 在宅の災害時要援護者の安全確保対策 (6) 仮設住宅における配慮	本部班、 要援護者支援班、 広報班、建築・住宅班、 保健班
14.2 外国籍市民の安全確保	本部班、広報班、 国際班、市民相談班

14.1 高齢者、障害者等の安全確保

【本部班、要援護者支援班、広報班、建築・住宅班、保健班】

(1) 避難準備情報等の伝達

市は、避難行動に時間を要する災害時要援護者に対し、避難支援対策に対応した避難準備情報を発令する。

① 浸水想定区域の在宅の災害時要援護者への避難情報の伝達

市は、防災行政無線（固定系）のほかサイレン、広報車等を用いて避難準備情報を伝達する。避難支援者は、避難準備情報に従い、災害時要援護者に対する避難の支援活動を開始する。

② 浸水想定区域の社会福祉施設の災害時要援護者への避難情報の伝達

「要援護者支援班」は、浸水想定区域内にある社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設に対して、避難準備情報等の避難情報をファクシミリ等により伝達する。

『 → 資料 2.28 「浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設」参照 』

(2) 避難所における支援

市は、ボランティア等と協力して、避難所へ移動した災害時要援護者について、その状況を把握し、次に示す適切な福祉サービスの提供に努める。

□ 避難所における支援内容

- ・災害時要援護者の要望把握や安全確保（DV被害の防止等）のために、福祉・保健担当職員、自主防災組織、民生・児童委員、ボランティア等によって定期的なパトロールを実施するとともに相談窓口を開設する。
- ・インフルエンザや肺炎等による避難者の身体の状況の悪化に的確に対応できるように、医師、看護師等による巡回診療を行う。
- ・介護用品、生理用品等の確保
- ・障害者に対する補装具等の迅速かつ円滑な交付
- ・災害時要援護者に配慮した食事の提供（軟らかい食事、粉ミルクの提供等）
- ・介助入浴サービスの実施
- ・災害時要援護者に配慮した情報提供体制
- ・出入口等の段差の解消、通路の確保、障害者用トイレの設置
- ・空調や騒音にも配慮し、可能な限り快適な環境を確保する。

(3) 福祉避難所の開設

避難所での生活において、特別な配慮を必要とする災害時要援護者については、必要に応じて福祉避難所を開設し保護する。

(4) 社会福祉施設入所者等の安全確保対策

「要援護者支援班」は、施設管理者と連携し社会福祉施設の入所者の安全を確保する。

① 施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に実施して緊急体制を確保する。

② 避難誘導の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に行う。

また、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

③ 受入れ先の確保及び移送

「要援護者支援班」は、医療機関、社会福祉施設等の受入れ先や搬送車両を確保し、施設入所者の移送を援助する。

④ ライフライン復旧優先

施設管理者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン関係機関に対し、水道、電気、ガス等の優先復旧について「本部班」を通じて要請する。

⑤ 巡回サービスの実施

「要援護者支援班」は、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した入所者の状況やニーズを把握し、必要な援助を実施する。

(5) 在宅の災害時要援護者の安全確保対策

「要援護者支援班」は、関係機関、自主防災組織等と連携して在宅の災害時要援護者の安全を確保する。

① 安否確認

民生委員、自主防災組織、社会福祉協議会等の協力を得ながら、災害時要援護者の安否を確認する。また、保護者のいない児童等の実態把握に努め、関係機関、地域の市民等と協力して、保護、生活支援、心のケア等必要な措置を講ずる。

② 救助活動の実施

自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら、在宅の災害時要援護者を救助する。

③ 受入れ先の確保及び移送

災害時要援護者の受入れ先として、医療機関、社会福祉施設、福祉避難所等を確保する。また、輸送車両を確保し、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得て移送する。

④ 生活救援物資の供給

災害時要援護者の被災状況を把握し、災害時要援護者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を調達及び供給する。

風水害対策編

<第2章 応急対策>

<第3節 発災初期における災害応急対策活動>

配布を実施する際には、配布場所や配布時間を一般被災者とは別に設ける。

⑤ 情報提供

在宅や避難所等にいる災害時要援護者に対して情報を提供するため、ファクシミリ等による情報提供、手話通訳者の派遣による情報提供、音声情報の提供、点字による情報提供等を実施する。

⑥ 相談窓口の開設

「要援護者支援班」は「市民相談班」と連携して、市役所や出張所等に相談窓口を開設する。

各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

⑦ 巡回サービスの実施

職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師等により巡回班を編成し、災害時要援護者の状況及びニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(6) 仮設住宅における配慮

仮設住宅に係る災害時要援護者への配慮事項を次に示す。

- ・ 仮設住宅には優先的に入居。
- ・ 災害時要援護者の仮設住宅は、階段、段差がないバリアフリー構造とする。
- ・ トイレとの距離が遠くないこと。
- ・ 車いすが使用可能なこと。

14.2 外国籍市民の安全確保

【本部班、広報班、国際班、市民相談班】

本事項については

第2編 第2章 第2節 第16 『16.2 外国籍市民の安全確保』 (p2-257)
を準用する。

第15 遺体の取扱い

災害により死亡若しくは現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて既に死亡していると推定される行方不明者等を捜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の埋・火葬を実施する。

遺体の捜索、処理及び埋・火葬は、次に示すように市長が行う。

また、災害救助法が適用された後の遺体の処理についても市長が行う。

なお、市のみで処理が不可能な場合は、近隣市町、埼玉県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

本事項については

第2編 第2章 第2節 『第17 遺体の取扱い』 (p2-258) を準用する。

第16 ライフラインの応急対策

ライフライン被害は、都市機能そのものを麻痺させることから、市及び各事業所は相互に連携を図り、災害応急対策並びに二次災害の防止などの活動を迅速に実施する。

本事項については

第2編 第2章 第2節 『第18 ライフラインの応急対策』 (p2-263) を準用する。

第17 公共施設等の応急復旧

公共建築物、道路、橋梁、河川、鉄道等の公共施設が風水害により損壊した場合は、災害応急対策活動に重大な支障を及ぼすことから、防災関係機関と協力して迅速な応急・復旧対策を実施し、災害応急対策の実行に万全を図る。

本事項については

第2編 第2章 第2節 『第19 公共施設等の応急復旧』 (p2-270) を準用する。

第18 帰宅困難者への支援

本市の震災対策の想定である「東京湾北部地震」が発生した場合、平成19年度埼玉県地震被害想定調査によると、本市から市外へ通勤及び通勤している90,041人のうち59,617人が帰宅困難になると予想されている。

また、市外から本市に通勤・通学している79,116人、同様に、本市を訪れる年間約600万人（平成19年）の観光客についても、多くの者が本市において帰宅困難になると考えられる。

そのため、本市では埼玉県及び東京都をはじめとする関係機関と連携し、帰宅困難者への支援を行うものとする。

本事項については

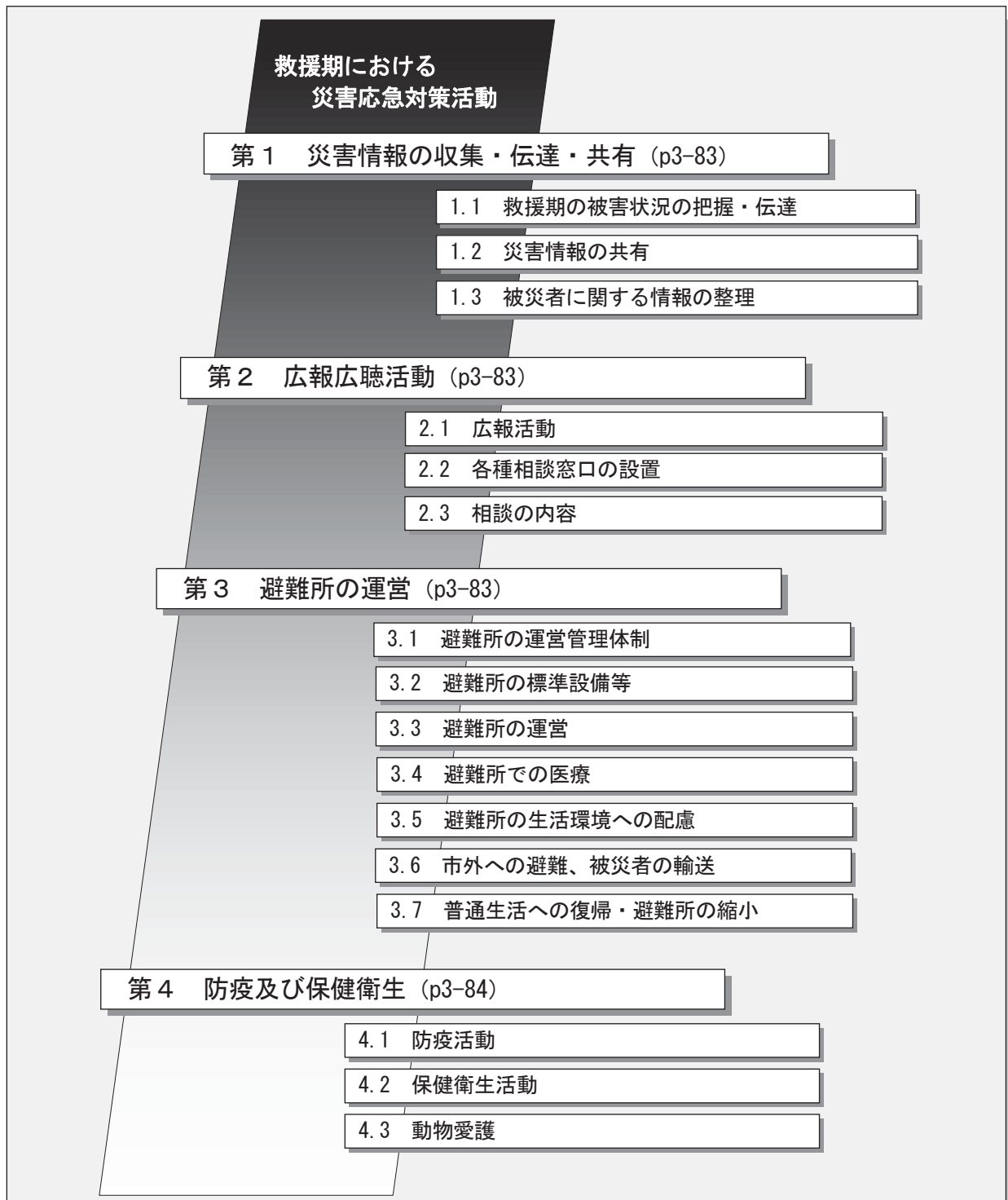
第2編 第2章 第2節 『第20 帰宅困難者への支援』（p2-278）を準用する。

第4節 救援期における災害応急対策活動

救援期における災害応急対策活動は、被災者の生活支援に必要な応急活動が主体になる。

なお、災害の規模によっては、避難所の開設が長期にわたるなどして担当部班の要員に健康管理上の問題等が生じ、的確な災害応急対策の遂行の妨げとなる場合がある。その際は、「本章 第1節 『第1 配備体制と動員計画』」に基づき交代体制の確立等要員の調整を行い、全庁的に要員を確保する。

救援期における活動項目は、次に示すとおりである。



救援期における
災害応急対策活動

第5 廃棄物対策 (p3-84)

5.1 災害廃棄物処理

5.2 一般廃棄物処理

第6 住宅の確保 (p3-84)

6.1 被災住宅の応急修理

6.2 応急仮設住宅の設置

6.3 既存住宅の活用

第7 文教・保育対策 (p3-85)

7.1 応急教育

7.2 応急保育

7.3 社会教育施設対策

7.4 文化財の保護対策

第8 商工・農業対策 (p3-88)

8.1 商工業対策

8.2 農業対策

第9 義援金品の受付、配分 (p3-85)

9.1 義援金品の募集

9.2 義援金品の受付

9.3 義援品の保管及び配分

9.4 義援金の保管及び配分

第10 労働力の確保 (p3-85)

10.1 労働力の確保

10.2 災害救助法が適用された場合の実施基準

第1 災害情報の収集・伝達・共有

救援期に入ると、発災時の混乱状況もある程度沈静化していると考えられる。

この時期は、これまでに錯綜した災害情報の整理を行うとともに、引き続き情報の収集・伝達・共有を強化していくものとする。

本事項については
第2編 第2章 第3節 『第1 災害情報の収集・伝達・共有』 (p2-285)
を準用する。

第2 広報広聴活動

救援期においても、引き続き「第3節 『第3 広報活動』」による市民等への広報を積極的に行う。

被災者の情報ニーズは時間とともに変化していくので、継続した被災者のニーズの把握に努めるとともに、的確な情報を効果的な手段で提供する。その際、市外への避難者に対する広報についても留意する（広報の方法等については「第3節 『第3 広報活動』」による）。

また、被災住民からの相談、要望、苦情等、市民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各部班と相互に連携して市役所等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。

なお、外国籍市民に対してもボランティア通訳等を配置し、相談に努めるものとする。

本事項については
第2編 第2章 第3節 『第2 広報広聴活動』 (p2-287) を準用する。

第3 避難所の運営

避難所の運営は、市の職員が中心となり、ボランティアや避難者自身の協力を得ながら実施する。

本事項については
第2編 第2章 第3節 『第3 避難所の運営』 (p2-291) を準用する。

第4 防疫及び保健衛生

被災地においては、浸水被害による衛生条件の悪化により感染症等の蔓延が懸念される。また、長期にわたる避難生活により被災者の健康状態が悪化するおそれもある。そのため、本市は、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な危険動物に対する保護対策についても実施する。

本事項については
第2編 第2章 第3節 『第4 防疫及び保健衛生』 (p2-298) を準用する。

第5 廃棄物対策

荒川はん濫による広範囲にわたる浸水被害により、大量の瓦礫等の災害廃棄物の排出が予想される。

また、これら災害廃棄物に加え、廃棄物処理施設などの被災により、ごみやし尿などの一般廃棄物の処理も困難になると考えられる。

本市は、被災地の住民の生活に支障のないよう、清掃、障害物の除去等を迅速に行い、もって被災地の環境の保全を図るものとする。

本事項については
第2編 第2章 第3節 『第5 廃棄物対策』 (p2-303) を準用する。

第6 住宅の確保

大規模な風水害により住宅が流出、焼失又は破損することが予想され、その場合、自らの資力で早急に住宅の再建あるいは応急修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の設置などによる住宅の供与を講じるとともに、被災住宅の応急修理を実施するなど居住の安定を図る。

本事項については
第2編 第2章 第3節 『第6 住宅の確保』 (p2-310) を準用する。

第7 文教・保育対策

災害のため、平常の教育や保育が困難となった場合、「学校教育班」、私立学校設置者及び「要援護者支援班」は、関係機関の協力を得て児童・生徒の安全を確保するとともに、応急教育・応急保育の実施を図るものとする。

また、「文化財保護班」は、市内文化財について応急対策を講ずるものとする。

本事項については
第2編 第2章 第3節 『第7 文教・保育対策』 (p2-316) を準用する。

第8 商工・農業対策

風水害による市内の商工業施設、農作物、農業用施設等の被害状況を把握するとともに、応急対策を講ずるものとする。

本事項については
第2編 第2章 第3節 『第8 商工・農業対策』 (p2-324) を準用する。

第9 義援金品の受付、配分

市は、関係機関の協力を得ながら被災地のニーズを把握するとともに、義援金品の受入れ体制を確保する。

また、配分委員会を組織し、十分に協議のうえ策定した配分計画に従い配分する。

本事項については
第2編 第2章 第3節 『第9 義援金品の受付、配分』 (p2-326) を準用する。

第10 労働力の確保

「職員班」は、地震災害時において、本市及び防災関係機関の職員のみでは十分な応急対策を行う要員に不足が生じた場合、必要な労働力を迅速に確保する。

本事項については
第2編 第2章 第3節 『第10 労働力の確保』 (p2-329) を準用する。

第3章 風水害復旧・復興計画

災害復旧・復興計画は、災害応急対策後における公共施設の復旧計画、被災者の生活再建を主とした民生安定のための措置を位置づけるとともに、災害の拡大、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良・復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図るとともに、計画的な復興事業を推進するものである。

(計画内容は、震災復旧・復興計画を準用する。)

風水害復旧・復興計画

第1節 施設の復旧・復興計画 (p3-87)

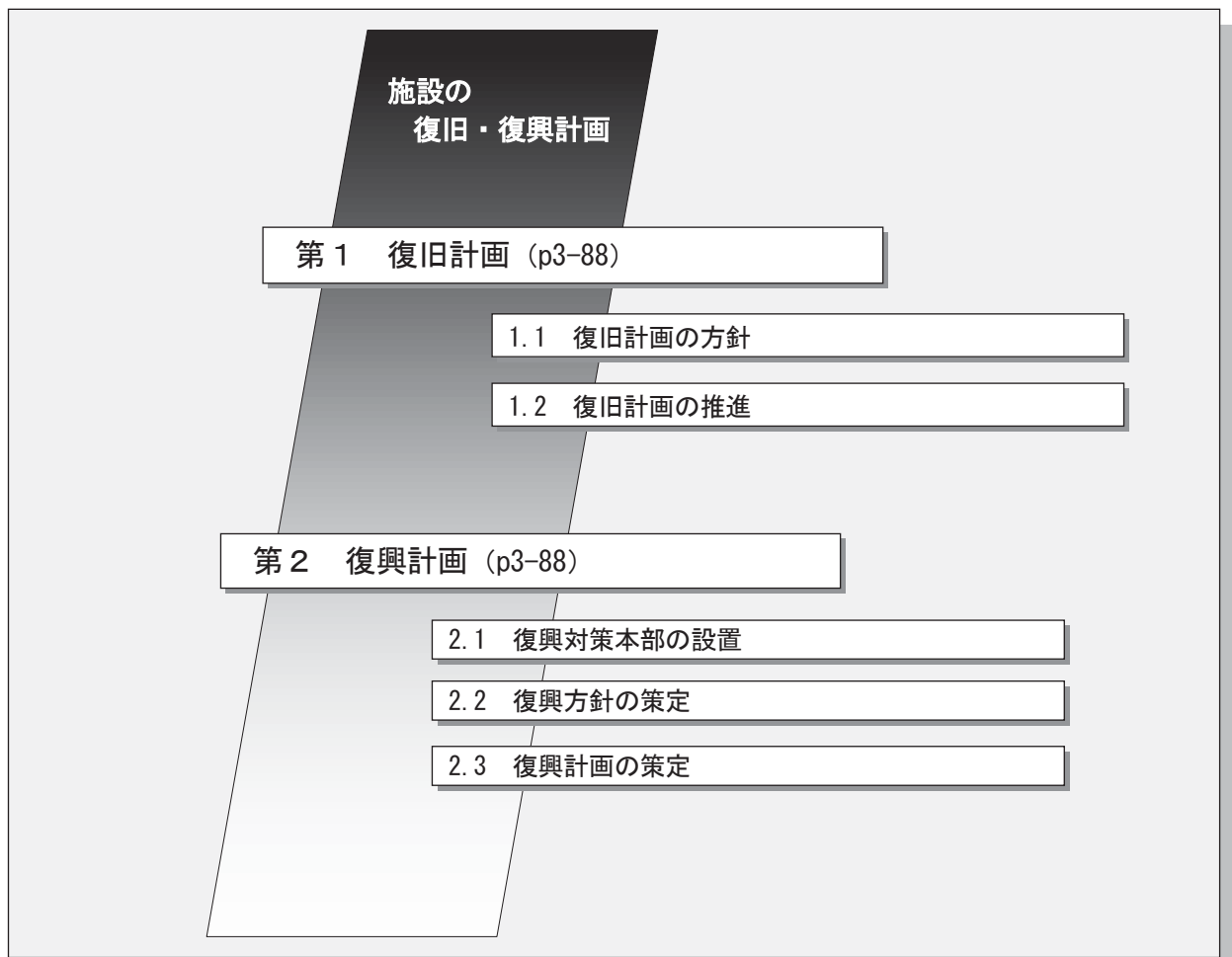
第2節 民生安定のための措置 (p3-89)

第3節 激甚災害の指定 (p3-91)

第1節 施設の復旧・復興計画

災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を実施するなど、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧・復興を目標にその実施を図るものである。

なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分に勘案して作成するものである。



第1 復旧計画

公共土木施設を所管する関係各部班は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧計画を策定する。

また、被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は、必要に応じて、関係機関及び市民の代表者と連携して復旧計画を策定する。

本事項については

第2編 第3章 第1節 『第1 震災復旧計画』(p2-346)を準用する。

第2 復興計画

災害復旧を進めたのちに、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

また、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

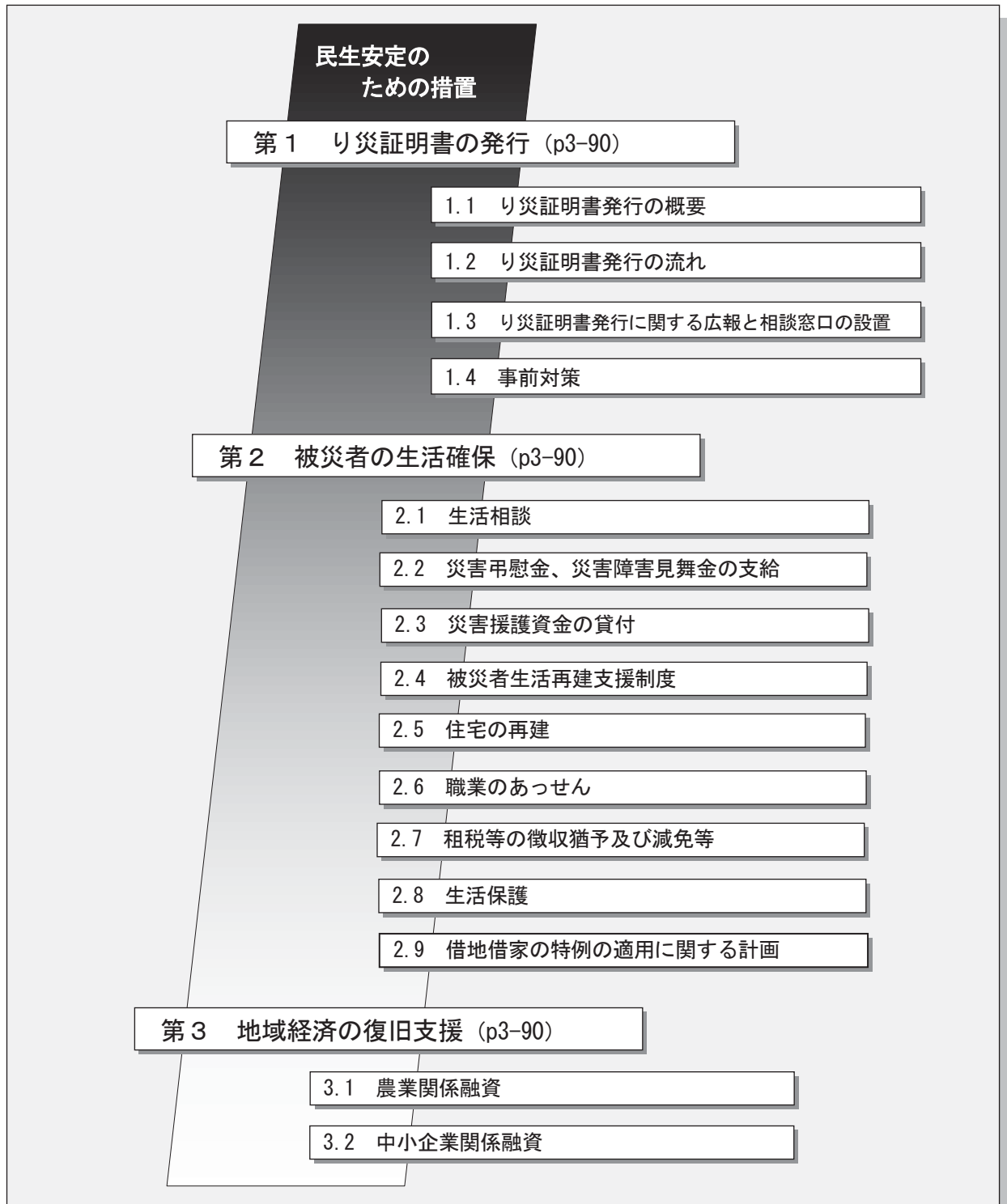
本事項については

第2編 第3章 第1節 『第2 震災復興計画』(p2-338)を準用する。

第2節 民生安定のための措置

大規模な風水害により、多くの人々が災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。

そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、関係防災機関と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。



第1 り災証明書の発行

り災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

本事項については
第2編 第3章 第2節 『第1 り災証明書の発行』 (p2-341) を準用する。

第2 被災者の生活確保

風水害により被害を受けた市民が速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する生活相談、災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸与、住宅の再建等の施策を講ずる。

本事項については
第2編 第3章 第2節 『第2 被災者の生活確保』 (p2-346) を準用する。

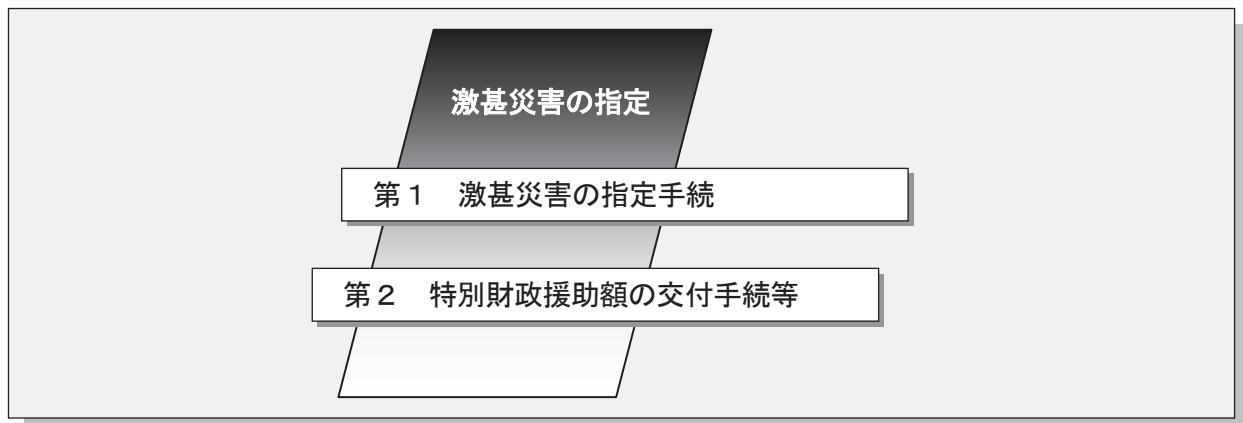
第3 地域経済の復旧支援

風水害により被害を受けた農林業者、中小企業者等の復旧に資するため、市及び県は、協力金融機関等に特別の配慮を要請し、農林業者及び中小企業者に対する融資を実施して、事業の安定を図る。

本事項については
第2編 第3章 第2節 『第3 地域経済の復旧支援』 (p2-353) を準用する。

第3節 激甚災害の指定

「激甚法」に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講ずる。



本事項については
第2編 第3章 『第3節 激甚災害の指定』（p2-355）を準用する。

第4編 事故災害対策計画

第4編 事故災害対策計画

第1章 大規模事故災害への対応 (p4-1)

第1節 道路災害対策計画

第2節 鉄道事故対策計画

第3節 航空機事故災害対策計画

第4節 放射性物質事故災害対策計画

第1章 大規模事故災害への対応

本市において発生が懸念される大規模災害であり、かつ本市地域防災計画で策定した震災対策計画及び風水害対策計画を準用することでは対応できないと考えられる大規模事故災害について、対策計画を以下のとおり策定する。

大規模事故災害 への対応

第1節 道路災害対策計画 (p4-2)

第2節 鉄道事故対策計画 (p4-11)

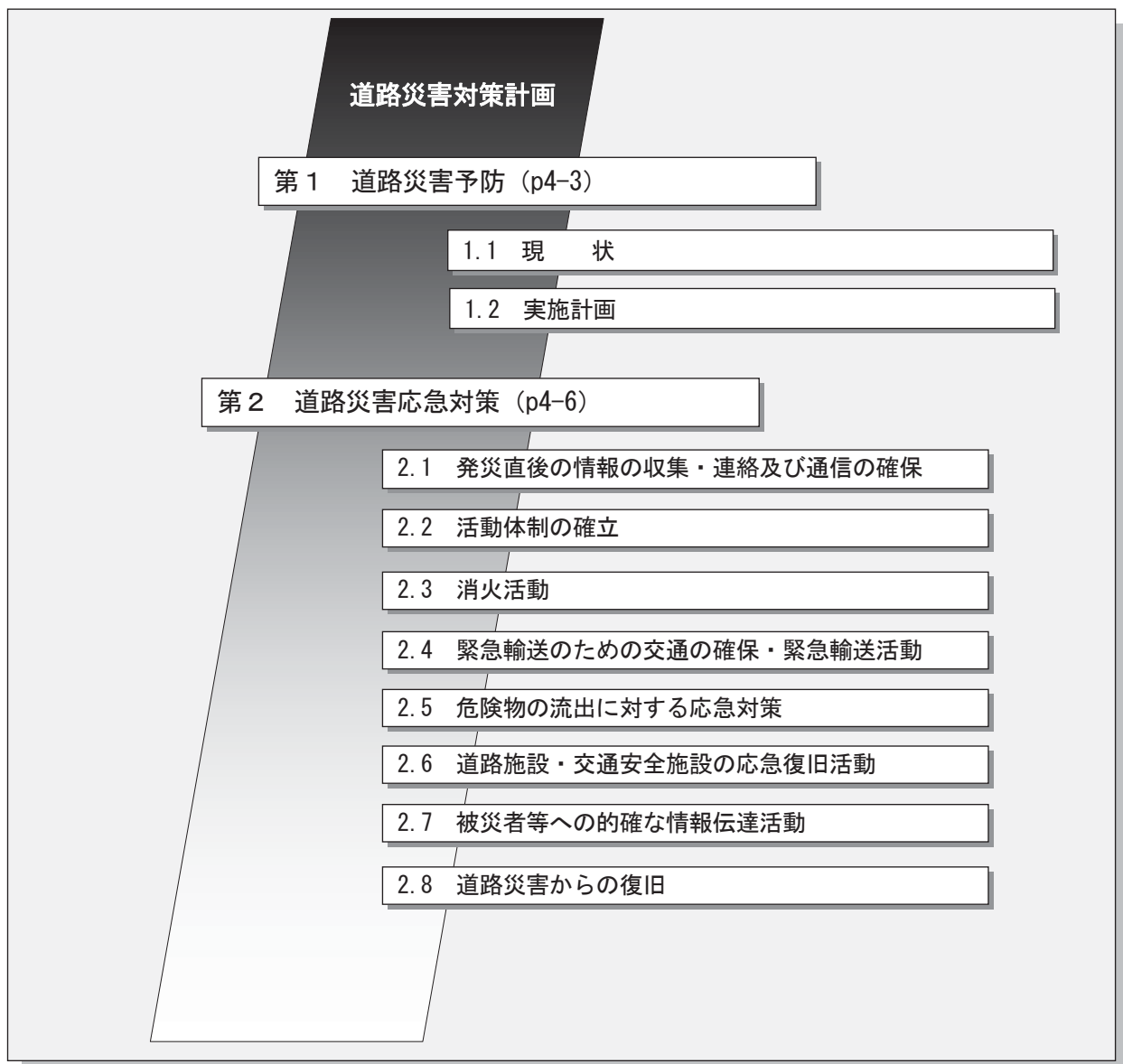
第3節 航空機事故災害対策計画 (p4-16)

第4節 放射性物質事故災害対策計画 (p4-23)

第1節 道路災害対策計画

地震や水害その他の理由により、高架橋の損壊、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落、落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合並びに危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

なお、本節において道路管理者とは、国土交通省関東地方整備局、埼玉県、市、東日本高速道路株式会社を示す。



第1 道路災害予防



1.1 現 状

各道路施設管理者は、災害が発生するおそれのある道路区間を、異常気象時の通行規制区間及び特殊通行規制区間としてあらかじめ設定し、道路利用者等に広報するとともに、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールを実施している。

1.2 実施計画

【道路管理者、市、埼玉県】

(1) 道路の安全確保

① 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておくものとする。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備するものとする。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備するものとする。

② 道路施設等の整備

ア) 危険箇所の把握

道路管理者は、災害が発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行うものとする。

また、災害が発生するおそれのある道路区間を異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前設定し、交通関係者や地域住民、道路利用者等に広報するものとする。

イ) 予防対策の実施

道路管理者は、以下の各予防対策に努めるものとする。

- ・道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。
- ・道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- ・道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- ・バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

事故災害編

<第1章 大規模事故災害への対応>

<第1節 道路災害対策計画>

また、道路管理者は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報を把握し、応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努めるものとする。

ウ) 資機材の整備

道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておくものとする。

(2) 情報の収集・連絡

① 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、関係市町、関係都県、警察、消防組合等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

② 通信手段の確保

市は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

なお、市の整備する情報連絡システムについては、「第2編 第1章 第2節 『第2 災害情報収集・伝達体制の整備』」に準ずるものとする。

(3) 災害応急体制の整備

① 職員の体制の整備

埼玉県、市及び道路管理者は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。

また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

② 防災関係機関相互の連携体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との相互応援協定の締結を促進するなど、事前に関係機関との連携を強化しておくものとする。

また埼玉県は、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努めるとともに、埼玉県特別機動援助隊（SMART）による人命救助活動等の支援体制を整備する。

さらに、高速道路や主要地方道における道路災害の場合、被害や影響が隣接する他都県に及ぶこともあるため、埼玉県は「八都県市災害時相互応援に関する協定」等の広域的な応援協定に基づく連携の強化に努める。

(4) 緊急輸送活動体制の整備

道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するため、市及び埼玉県は協力して緊急輸送ネットワークの整備に努めるものとする。

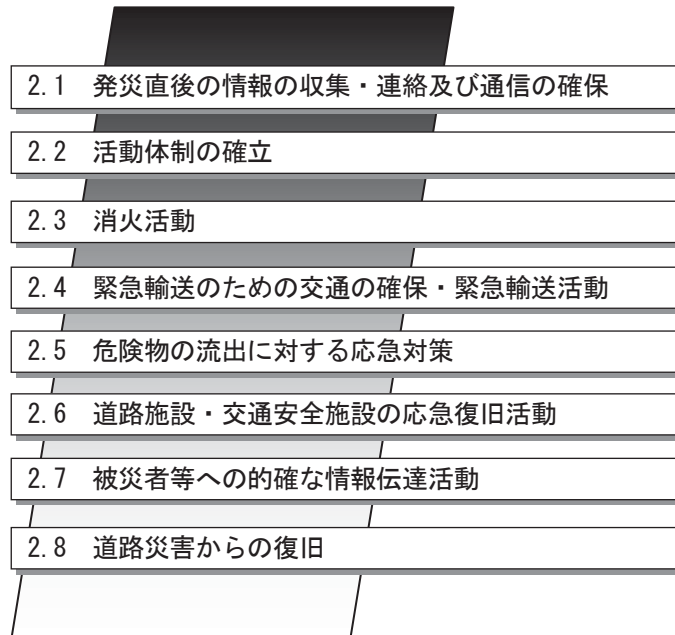
また、市、埼玉県及び道路管理者は、発災時の道路管理体制の整備に努めるものとする。

(5) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、平常時から広報体制を整備するとともに、住民等からの問合せに対応する体制について、あらかじめ計画を作成するものとする。

第2 道路災害応急対策

市域内で発生した道路災害に対して、本市及び関係機関が実施する応急対策を次に示す。



2.1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

【市、道路管理者、埼玉県】

(1) 災害情報の収集・連絡

本市及び道路管理者並びに埼玉県が実施する被害情報の収集・連絡及び事故情報等の連絡は、次のとおりである。

□災害発生直後の被害情報の収集・連絡

○市

市は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに埼玉県に連絡するものとする。

○道路管理者

道路管理者は、被害状況を埼玉県、市町村、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合うものとする。

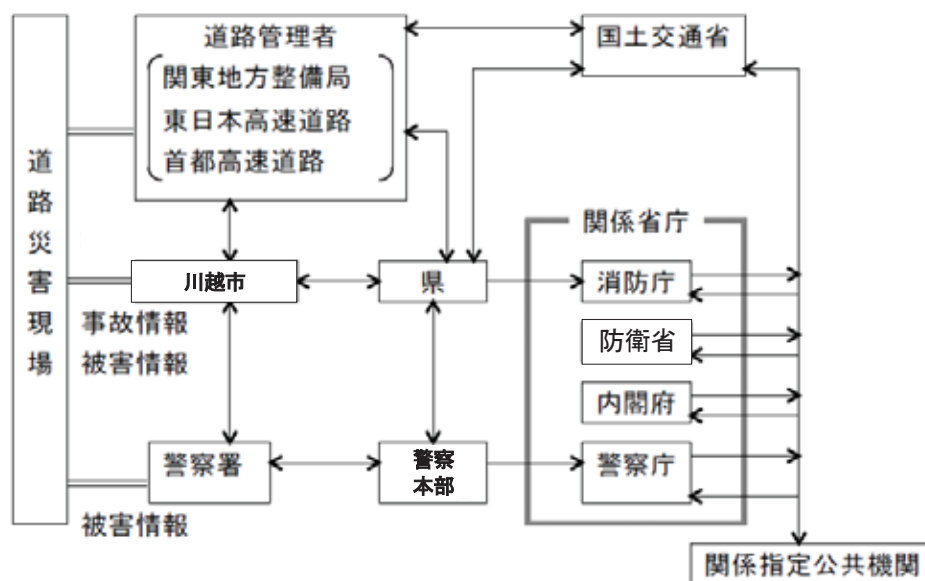
○埼玉県

埼玉県は、必要に応じてヘリコプター等による目視、撮影等による被害情報の収集を行う。また、市町村等から被害情報を収集するとともに、映像情報等の被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を道路管理者、市町村、関係都県、警察及び国（国土交通省・消防庁）に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

□事故情報等の連絡

- 道路管理者
道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに埼玉県、市町村、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合うものとする。
- 埼玉県
埼玉県は、国（国土交通省）及び道路管理者から受けた情報を、関係市町村、警察、各関係機関等へ連絡する。

■道路災害情報の収集・連絡系統



□応急対策活動情報の連絡

- 市
市は、埼玉県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡するものとする。
- 道路管理者
道路管理者は、国（国土交通省）に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。
- 埼玉県
埼玉県は、自ら実施する応急対策活動の実施状況等を市町村に連絡するとともに、国（国土交通省・消防庁）に応急対策活動の実施状況等を随時連絡する。

(2) 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また、電気通信事業者は、市等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2.2 活動体制の確立

【市、埼玉県、道路管理者】

(1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

また、市は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに埼玉県に対し設置状況等を報告するとともに、埼玉県、関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。なお、自衛隊の災害派遣要請については、「第2編 第2章 第1節『第7 自衛隊への災害派遣要請依頼』」によるものとする。

(2) 埼玉県の活動体制

埼玉県は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害状況等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。また、消防庁等の関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(3) 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な対策を講ずるものとする。

2.3 消火活動

【道路管理者、消防組合】

(1) 道路管理者

道路管理者は、埼玉県、警察、市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

(2) 消防組合

消防組合は、速やかに火災の状況を把握し、迅速な消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

2.4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

【道路管理者、市、警察署】

(1) 緊急輸送活動

市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じて確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。交通規制にあたっては、道路管理者及び警察は、相互に密接な連絡を取るものとする。

2.5 危険物の流出に対する応急対策

【道路管理者、消防組合】

(1) 道路管理者

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 消防組合

消防組合は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

2.6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

【道路管理者】

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

事故災害編

＜第1章 大規模事故災害への対応＞

＜第1節 道路災害対策計画＞

2.7 被災者等への的確な情報伝達活動

【市、埼玉県】

(1) 被災者等への情報伝達活動

市、埼玉県及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細かな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、災害時要援護者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3) 関係者等からの問合せに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図るものとする。

また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

2.8 道路災害からの復旧

【道路管理者】

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

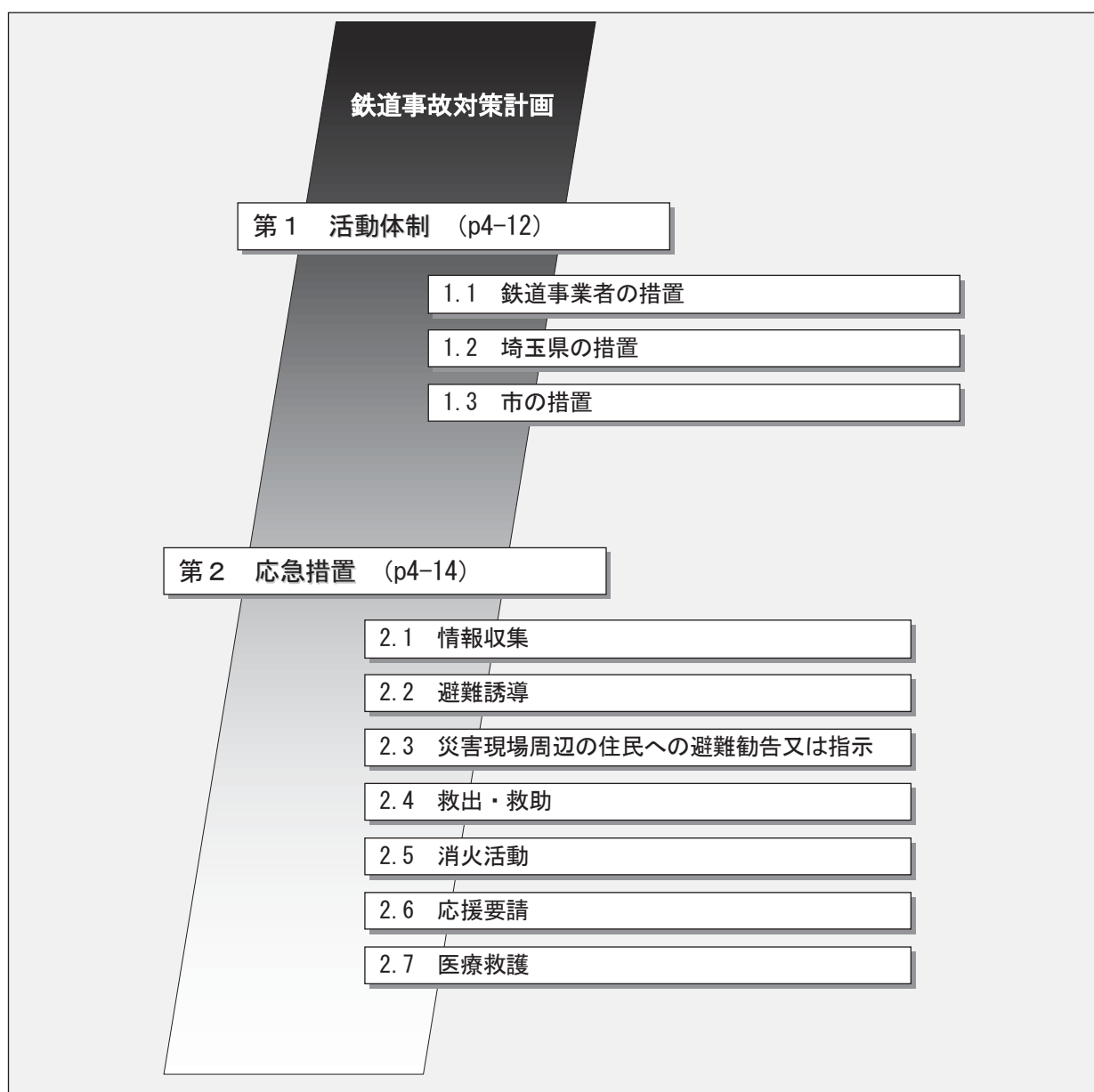
道路管理者は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第2節 鉄道事故対策計画

本計画は、市内において列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷者を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、大規模事故発生時における応急救助対策、復旧等の諸対策について定める。

鉄道事業者は、災害時のみならず日常においても、適切な情報収集及び旅客への情報提供など、適切な予防、応急対策が行われている。今後は、それぞれの事業者が持っている情報を相互に交換することにより、効果的な活動が行えるようにする必要がある。

大規模鉄道事故発生時の応急措置は、「第2編 第2章 震災応急対策計画」の各節に定める応急対策計画に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。



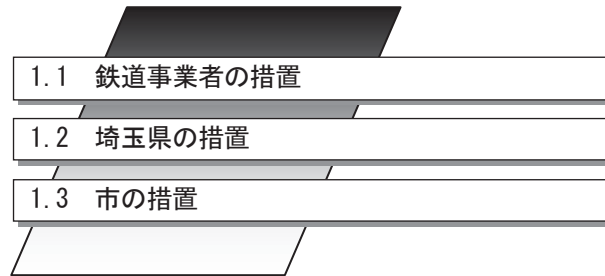
事故災害編

<第1章 大規模事故災害への対応>

<第2節 鉄道事故対策計画>

第1 活動体制

市域内で発生した大規模な鉄道事故に対する本市、埼玉県及び鉄道事業者の活動体制を次に示す。



1.1 鉄道事業者の措置

【鉄道事業者】

鉄道事業者は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講ずるものとする。警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

1.2 埼玉県の措置

【埼玉県】

埼玉県は、県内に鉄道事故が発生したときは、法令又は埼玉県防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、埼玉県の他の執行機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る事故災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

埼玉県は、県内に鉄道事故が発生したときは、市町村及び関係機関と緊密に連絡して応急対策にあたる。

□ヘリコプターによる被害状況の把握

県防災航空隊のヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。また、上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ映像伝送システムにより県庁にリアルタイムで送り、応急対策活動に活用する。

□現地調査班の派遣

現地における的確な被害状況を把握するため、本部（県庁）及び現地災害対策本部支部（地域機関）の職員又は鉄道事故対策専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査にあたらせる。

また、事故災害現場の状況を遠隔地で把握し適切な応急体制をとるため、事故災害現場の映像情報を携帯電話又はデジタル回線を通じて県庁（災害対策本部）に伝送できるシステムを整備する。

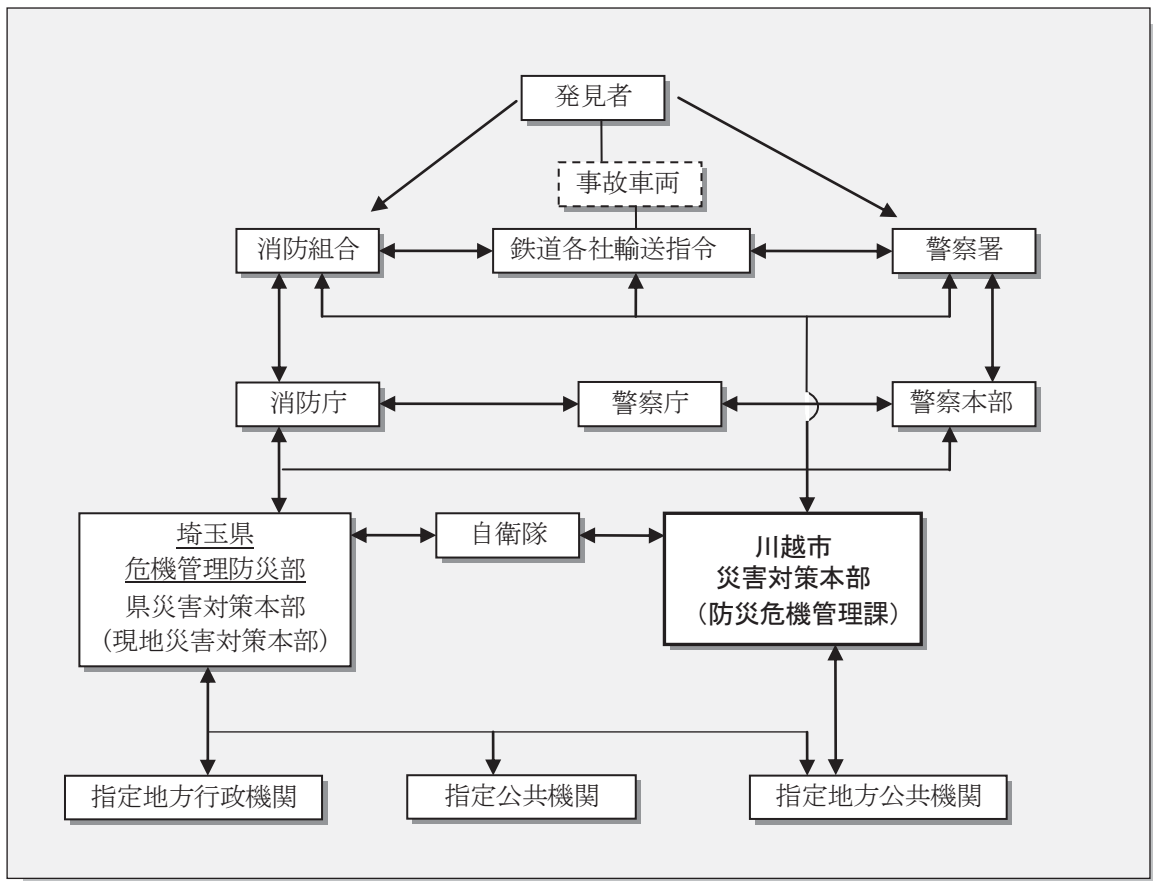
1.3 市の措置

【防災危機管理課、消防組合】

本市は、市内で大規模な鉄道事故が発生した場合、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共団体、住民等の協力を得て、事故災害応急対策を実施する。

市内に相当規模以上の鉄道事故が発生した場合、「第2編 第2章『第1節 活動体制の確立』」に準じ、災害対策本部を設置し、応急活動にあたる。

■鉄道事故の通報連絡体制



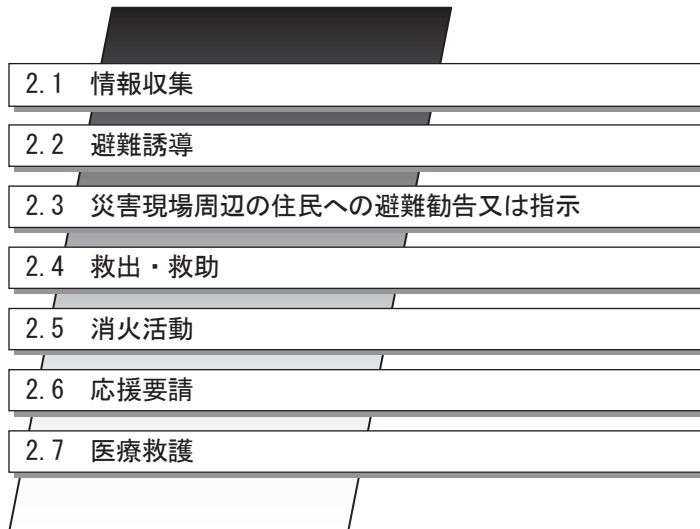
事故災害編

<第1章 大規模事故災害への対応>

<第2節 鉄道事故対策計画>

第2 応急措置

市域内で発生した大規模な鉄道事故に対して、本市及び関係機関が実施する応急措置を次に示す。



2.1 情報収集

【防災危機管理課、消防組合】

市内に大規模な鉄道事故が発生したときは、「第2編 第2章 第2節 『第3 災害情報の収集・伝達・共有』」に準じ、速やかにその被害状況を把握するとともに、埼玉県へ報告する。

2.2 避難誘導

【防災危機管理課、警察署、鉄道事業者、消防組合】

大規模な鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者を優先して行う。

鉄道事業者は、鉄道事故が発生した場合は、列車内、駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。また、警察、消防組合は、事業者と協力し、列車内、駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入り禁止等の措置を講ずる。

2.3 災害現場周辺の住民への避難勧告又は指示

【防災危機管理課、警察署、消防組合】

大規模な鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命、身体及び財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、「第2編 第2章 第2節『第12 避難活動』」に準じ、避難の勧告又は指示を行う。

2.4 救出・救助

【消防組合、警察署】

「第2編 第2章 第2節『第6 救助・救急』」に準じ、消防組合を主体とした救出・救助活動を実施するとともに、協力者の動員を行う。

2.5 消火活動

【消防組合】

大規模な鉄道事故が市街地で発生した場合は、火災面積が広域に及ぶ危険性があり、多数の死傷者の発生が予想されるので、消防組合は、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

2.6 応援要請

【防災危機管理課、消防組合】

大規模な鉄道事故発生時には、各地方公共団体及び関係機関の相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。他機関への応援要請は「第2編 第2章 第1節『第6 広域応援要請等』」に、また自衛隊への応援要請は「第2編 第2章 第1節『第7 自衛隊への災害派遣要請依頼』」に準ずる。

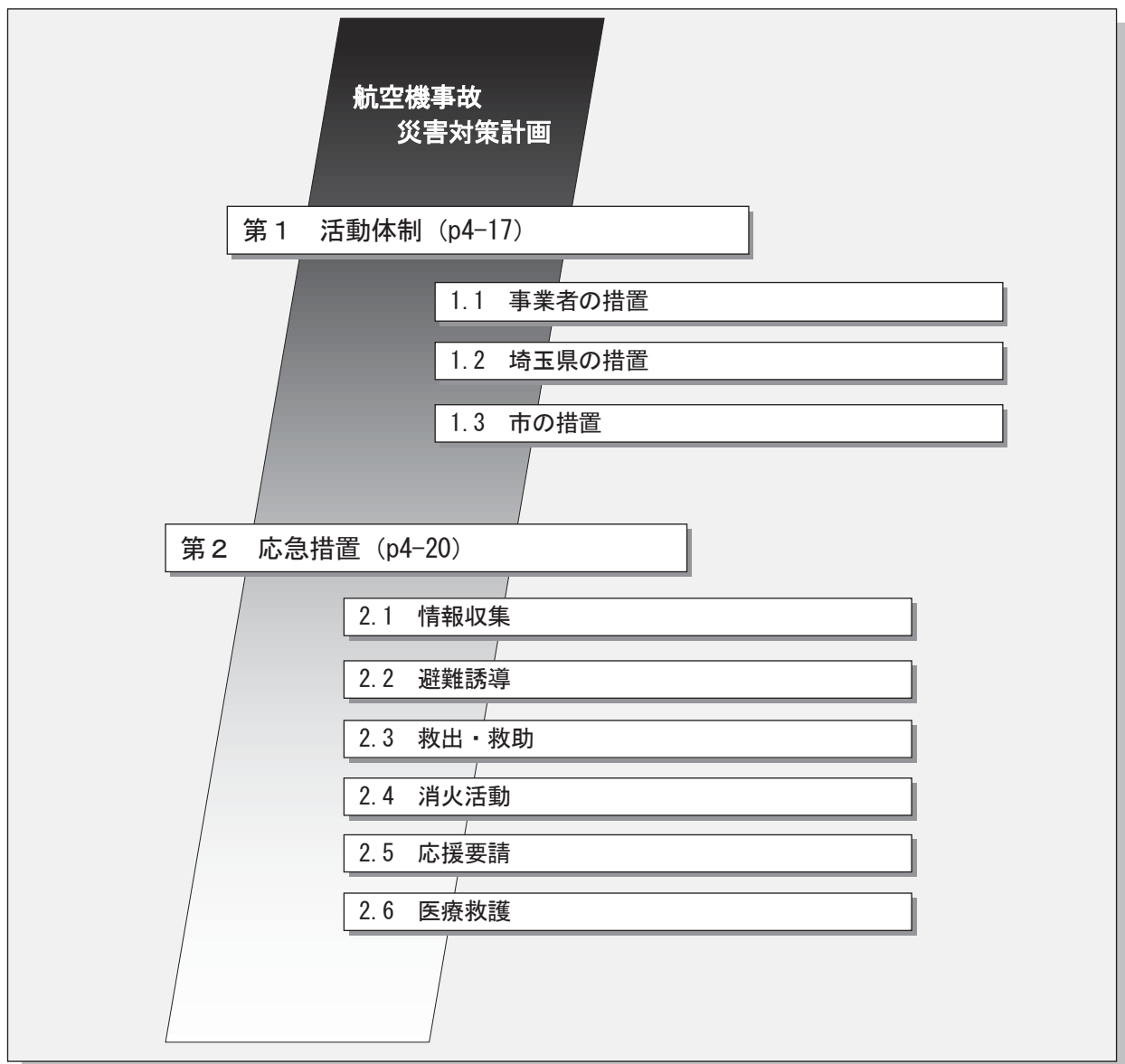
2.7 医療救護

【保健医療推進課、川越市医師会、消防組合】

市内で大規模な鉄道事故が発生した場合、「第2編 第2章 第2節『第7 医療救護』」に準じて、埼玉県、その他関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

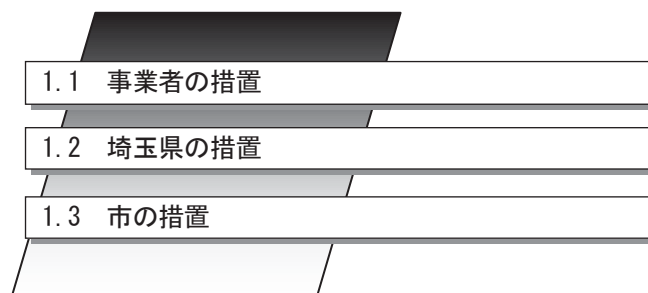
第3節 航空機事故災害対策計画

本計画は、市域内に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合に、当該区域を管轄する、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定めるものとする。



第1 活動体制

市域に航空機事故が発生した場合における、本市、埼玉県及び事業者の活動体制を次に示す。



1.1 事業者の措置

【事業者】

事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突、火災等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報するものとする。（航空法第76条）

警察官又は消防要員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

1.2 埼玉県の措置

【埼玉県】

(1) 責務

埼玉県は、県内に航空機事故が発生したときは、法令又は県防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、埼玉県の他の執行機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る事故災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

(2) 航空機事故対策における災害対策本部の設置

県地域防災計画に準じ、以下の基準による。

事故災害編

<第1章 大規模事故災害への対応>

<第3節 航空機事故災害対策計画>

- ・ 県内に相当規模以上の航空機事故が発生した場合、埼玉県は事故発生地域の管轄市町村を担当する支部、又は支部に代えて現地災害対策本部を設置し、応急活動にあたる。
- ・ 県内に航空機事故が発生し、又は発生するおそれのある場合で、事故災害が極めて局地的と思われる場合、埼玉県は、埼玉県危機対策会議を設置、開催し、応急活動にあたる。

(3) 配備体制

配備基準、配備箇所等は、県地域防災計画に準じ、埼玉県災害対策本部要綱 別表第5に示す動員基準を準用する。

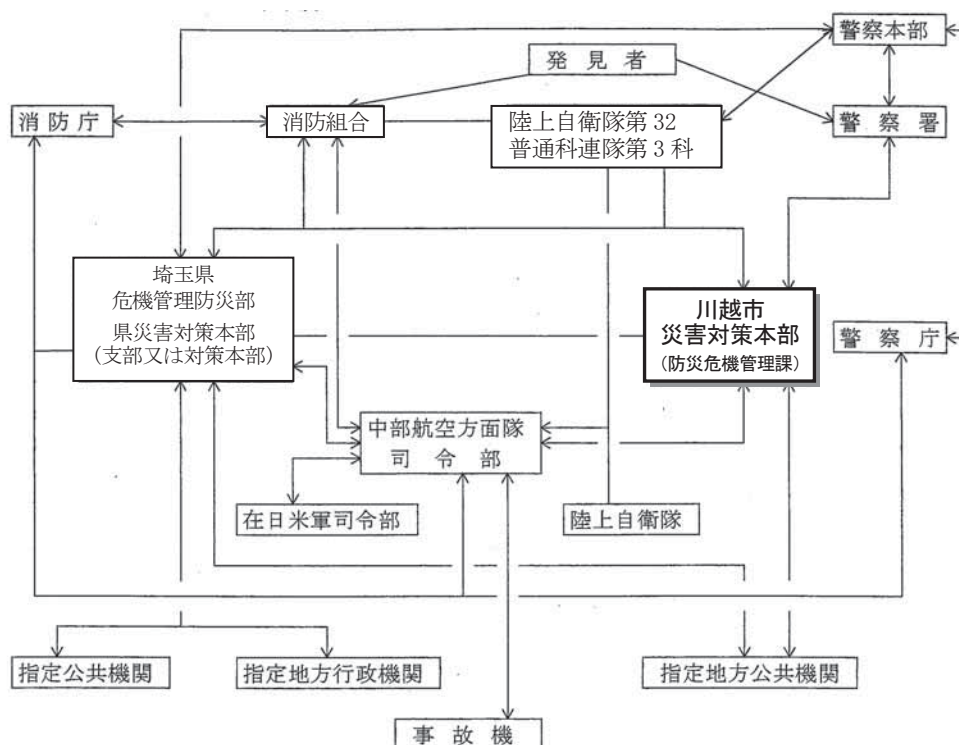
1.3 市の措置

【防災危機管理課、関係各課】

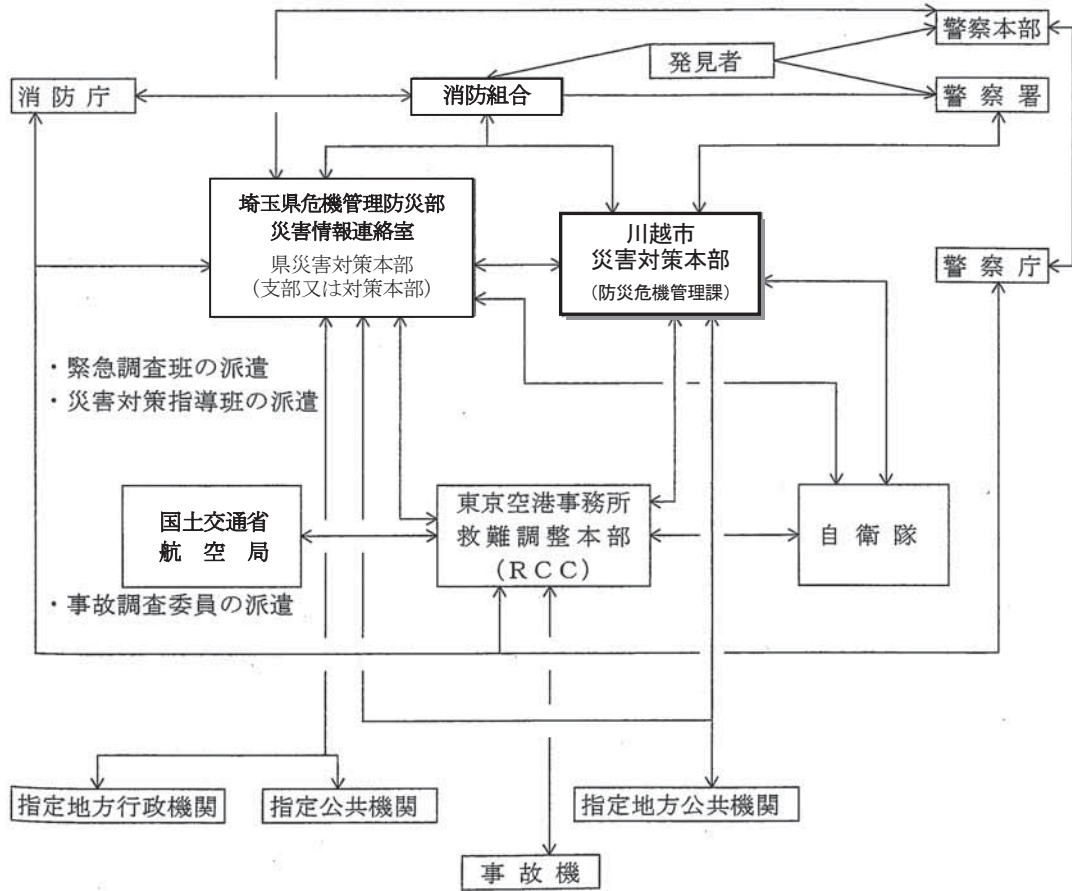
本市は、市域に航空機事故が発生した場合、法令、県防災計画及び市防災計画の定めるところにより、他の市町村、埼玉県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共団体、住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

特に、市域に相当規模以上の航空機事故が発生した場合、「第2編 第2章 第1節『第2 災害対策本部の設置・運営』」に準じ、災害対策本部を設置し、応急活動にあたる。

■自衛隊・米軍航空機事故の連絡通報体制

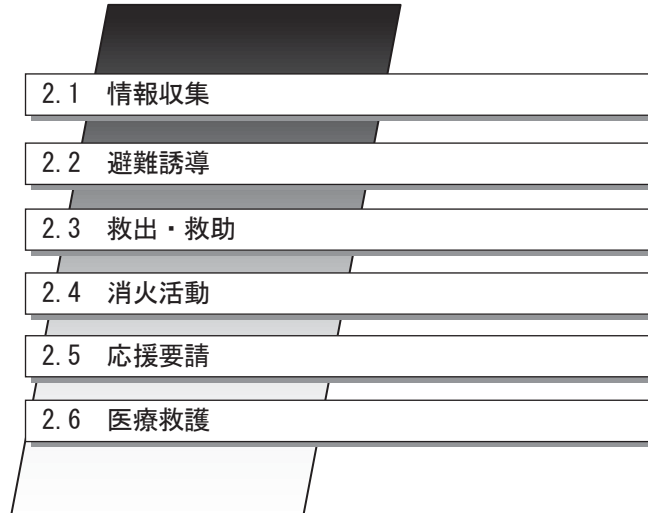


■民間航空機事故の連絡通報体制



第2 応急措置

市域内で発生した航空機事故に対して、本市及び関係機関が実施する応急措置を次に示す。



2.1 情報収集

【防災危機管理課、消防組合、埼玉県】

(1) 本市

本市は、市域内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて埼玉県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市がすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。

(2) 埼玉県

埼玉県は、県内に航空機事故が発生したときは、市町村及び関係機関と緊密に連絡して応急対策にあたるものとする。なお、緊急時の通信連絡手段は県地域防災計画に定める災害情報通信計画に準じ、次の各項によるものとする。

① ヘリコプターによる被害状況の把握

県防災航空センターのヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。また、上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ映像伝送システムにより県庁にリアルタイムで送り、応急対策活動に活用する。

② 現地調査班の派遣

現地における的確な被害状況を把握するため、本部（県庁）及び支部（地域機関）の職員又は航空機事故対策専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査にあたらせるものとする。

また、事故災害現場の状況を遠隔地で把握し適切な応急体制をとるため、事故災害現場の映像情報を携帯電話又はデジタル回線を通じて県庁（災害対策本部）に伝送できるシステムを整備する。

2.2 避難誘導

【消防組合、事業者】

(1) 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者を優先して行う。

① 事業者の対応

事故機を所有する事業者は、航空機事故が発生した場合は、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

② 消防組合の対応

消防組合は、航空機事故が発生した場合は、事業者、警察と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入り禁止等の措置を講ずる。

(2) 災害現場周辺の住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命・財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、市地域防災計画「第2編 第2章 第2節 『第12 避難活動』」に準じ、避難の勧告又は指示を行う。

2.3 救出・救助

【消防組合、警察署】

本市は、「第2編 第2章 第2節 『第6 救助・救急』」に準じ、消防組合を主体とした救出・救助活動を実施する。

また、必要に応じて協力者の動員、警察署への応援を要請する。

- ・事故救急対策本部等、消防組合を主体とした救出・救助活動にあたる。
- ・協力者の動員を行う。

2.4 消火活動

【消防組合】

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、消防組合は、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

事故災害編

<第1章 大規模事故災害への対応>

<第3節 航空機事故災害対策計画>

2.5 応援要請

【防災危機管理課、消防組合】

航空機事故発生時には、各地方公共団体及び関係機関は、相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。他機関への応援要請は「第2編 第23章 第1節 『第6 広域応援要請等』」に、また、自衛隊への応援要請は「第2編 第2章 第1節 『第7 自衛隊への災害派遣要請依頼』」に準ずる。

2.6 医療救護

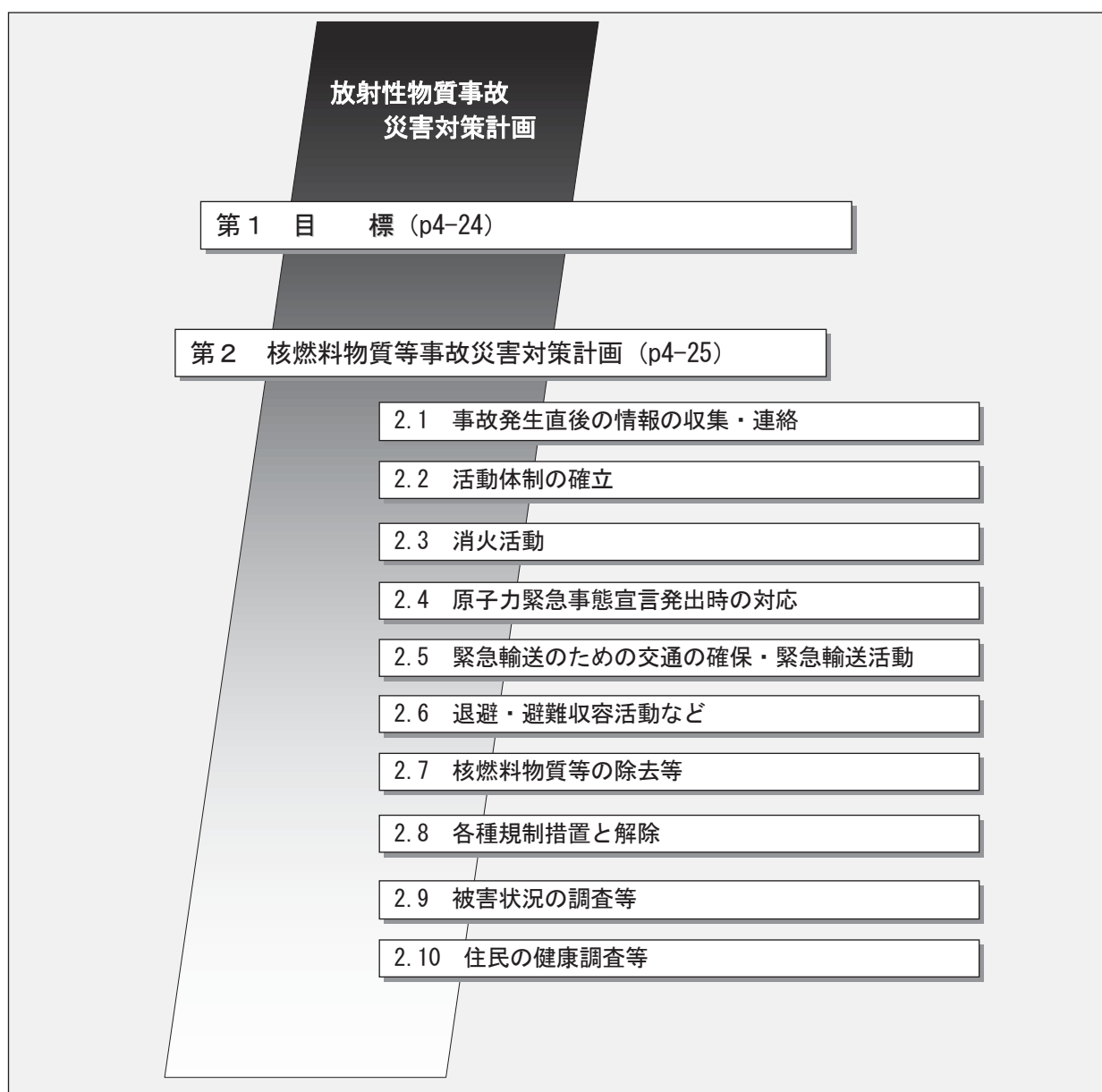
【保健医療推進課、川越市医師会、消防組合】

市域で航空機事故が発生した場合、「第2編 第2章 第2節 『第7 医療救護』」に準じて、埼玉県、その他関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第4節 放射性物質事故災害対策計画

本市を通る自動車専用道路を利用して核燃料物質等の輸送が行われており、輸送中の事故により放射性物質事故災害の発生が想定されるほか、市外での放射性物質事故の発生が想定される。

本節では、迅速・的確な災害応急対策遂行の前提となる組織体制等活動体制の確立について定める。



事故災害編

<第1章 大規模事故災害への対応>

<第4節 放射性物質事故災害対策計画>

第1 目標

本市における放射性物質事故発生現場としては、核燃料物質等を輸送するルートとなる自動車専用道路や、市外施設が想定される。

また、医療機関等の放射性同位元素使用施設における火災等も想定される。

このうち、医療機関等の放射性同位元素使用施設においては、その許可及び使用数量等から勘案すると、事故発生の場合に放出される放射線による周辺環境への影響は、輸送中における事故のそれと比較して小さいものと考えられる。

そのため、対策を定めるにあたっては、輸送中の事故および市外施設での事故によるものを中心とし、その他の場合にあってはこれを準用するものとする。

なお、本市を通過する核燃料物質の輸送物は専ら低濃縮ウランや六フッ化ウランなどのA型輸送物であるが、対策を定めるにあたり、B型輸送物をも視野に入れたものとする。

また、これらの対策を講ずる場合にあっては、埼玉県及び国などが行う主体的な対策と密接に連携し行うものとする。

《輸送容器の種類》

我が国の安全規制では、放射性輸送物（輸送容器に核燃料物質等が収納された状態のもの）の区分は、収納する核燃料物質等の比放射能（単位質量あたりの放射能）に従って、少ないほうからL型、A型、B型に分けられる。A型で輸送されるものの例としては、低濃縮の六フッ化ウランや二酸化ウラン、ウランの新燃料集合体などがある。

第2 核燃料物質等事故災害対策計画

市域内で発生した核燃料物質等輸送事故災害に対して、本市及び関係機関が実施すべき応急対策について、次に示す。

2.1	事故発生直後の情報の収集・連絡
2.2	活動体制の確立
2.3	消火活動
2.4	原子力緊急事態宣言発出時の対応
2.5	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
2.6	退避・避難収容活動など
2.7	核燃料物質等の除去等
2.8	各種規制措置と解除
2.9	被害状況の調査等
2.10	住民の健康調査等

2.1 事故発生直後の情報の収集・連絡

【市、埼玉県、原子力事業者等】

(1) 事故情報の収集・連絡

① 核燃料物質の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄りの消防機関、警察署に通報するとともに、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市町村、埼玉県及び安全規制担当省庁などに通報するものとする。

なお、市は、事業者などから受けた情報について、埼玉県、安全規制担当省庁等、道路管理者、警察・消防など関係機関等との間で、情報の交換などを行うものとする。

事故災害編

<第1章 大規模事故災害への対応>

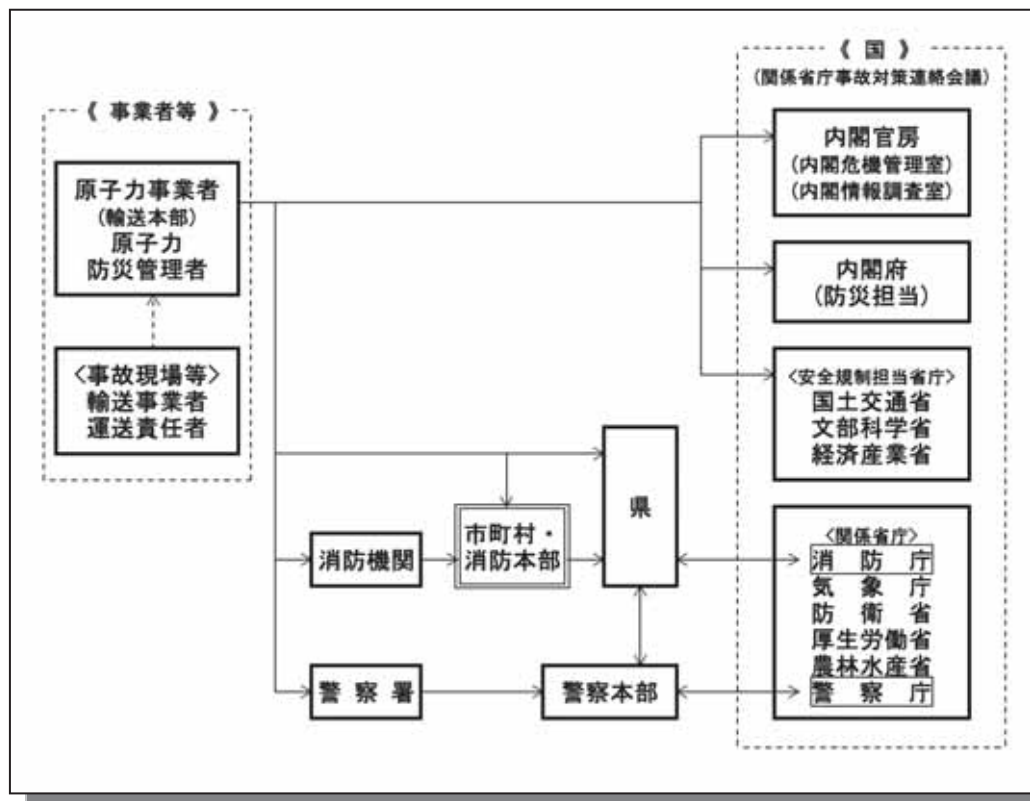
<第4節 放射性物質事故災害対策計画>

- ・ 特定事象発生場所及び時刻
- ・ 特定事象の種類
- ・ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- ・ 気象状況（風向・風速など）
- ・ 周辺環境への影響
- ・ 輸送容器の状態
- ・ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- ・ 応急措置
- ・ その他必要と認める事項

② 核燃料物質の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質の事故情報の収集・連絡系統は、以下のとおりとする。

■核燃料物質の事故（特定事象）発生に係る連絡系統



注) 通報先は、事故発生現場を管轄する県、市町村、消防本部、消防機関、警察署である。

③ 核燃料物質等による事故の影響の早期把握のための活動

市は、原子力事業者等が行う緊急時モニタリングの結果について、その通報を受けるなど、核燃料物質等による環境への影響について把握するものとする。

また、市長は、埼玉県、国及び関係機関に対し緊急時モニタリングの実施、要員及び資材の派遣について、必要に応じて要請するものとする。

④ 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、埼玉県、市及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

市は、埼玉県に応急対策の活動状況等を連絡するとともに、応援の必要性等を連絡するものとする。

また、埼玉県は、県が実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、国などに応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

(2) 通信手段の確保

市、埼玉県及び防災関係機関は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また電気通信事業者は、市、県等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

2.2 活動体制の確立

【市、原子力事業者等】

(1) 原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を扱う者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講ずるものとする。

事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入り制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施するものとする。

なお、事業者等の講ずべき措置は、以下のとおりとする。

- ・ 関係機関への通報・連絡
- ・ 異常事態発生に伴う放射線モニタリング
- ・ 消火及び輸送物への延焼防止
- ・ 輸送物の移動
- ・ 立入り制限区域の設定及び立入り制限（事故発生現場の半径 15m 以内について、立入りを制限する）
- ・ 汚染の拡大防止及び除染
- ・ 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出
- ・ その他放射線障害の防止のために必要な措置

(2) 消防機関の対応

核燃料物質事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び埼玉県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講ずるものとする。

(3) 市の活動体制

① 情報収集等

市は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報連絡体制、災害対策本部の設置等必要な体制を取るものとし、関係機関相互の連携を図るものとする。

事故災害編

<第1章 大規模事故災害への対応>

<第4節 放射性物質事故災害対策計画>

□情報収集のポイント

- ・ 発生時刻
- ・ 発生場所
- ・ 事故災害の状況
- ・ 気象状況（風向・風速）
- ・ 放射性物質の放出（漏えい等）に関する情報
- ・ 予想される災害の範囲、程度等
- ・ その他必要と認める事項

② 自衛隊の災害派遣要請

市長は、災害応急対策を実施するために、必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、「第2編 第2章 第1節『第7 自衛隊への災害派遣要請依頼』」によるものとする。

③ 広域的な応援体制の確立

市長は、災害応急対策を実施するために、必要があると認めるときは、「第2編 第2章 第1節『第6 広域応援要請等』」に準じて広域的な応援要請の確立を図るものとする。

2.3 消火活動

【消防組合、原子力事業者等】

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行うものとする。

消防組合は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行うものとする。

2.4 原子力緊急事態宣言発出時の対応

【市、埼玉県】

(1) 災害対策本部の設置など

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、市及び埼玉県はそれぞれ災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、2.5 以下の措置を講ずるものとする。

(2) 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本部を閉鎖するものとする。

2.5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

【市、埼玉県、警察署、道路管理者】

(1) 緊急輸送活動

市及び埼玉県は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じて確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後に搬送する。

(2) 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は、緊急通行路を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

交通規制にあたっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取るものとする。特に、文部科学省等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配慮する。

2.6 退避・避難収容活動など

【市、埼玉県】

(1) 退避・避難等の基本方針

市及び埼玉県は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」若しくは「避難」の勧告又は指示の措置を講ずるものとする。

これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は、次の表のとおりである。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害者、外国人その他災害時要援護者にも十分配慮する。

事故災害編

<第1章 大規模事故災害への対応>

<第4節 放射性物質事故災害対策計画>

■屋内退避・避難の判断基準

[単位：mSv (ミリシーベルト)]

屋外にいる場合に予測される被ばく線量 (予測線量当量)		防護対策の内容
外部全身線量	甲状腺等の臓器ごとの組織線量	
10 ～ 50	100 ～ 500	住民は自宅等の屋内に退避 その際、窓を閉め気密性に配慮する。
50以上	500以上	住民は避難

注) 「防護対策の内容」の詳細は以下のとおりである。

「屋内退避」住宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線からの防護を図るもの。

「退 避」被ばくをより低減できる地域へ移動するもの。

《参考》

核燃料物質の輸送については、「原子力施設等の防災対策について」(原子力安全委員会)において、仮に原子力緊急事態に至る遮へい劣化又は放射性物質の漏えいがあった場合に、一般公衆が半径15mの距離に10時間滞在した場合においても、被ばく線量は5mSv程度であり、事故の際に対応すべき範囲として一般公衆の被ばくの観点から半径15m程度を確保することにより、防災対策は十分可能であると示されている。

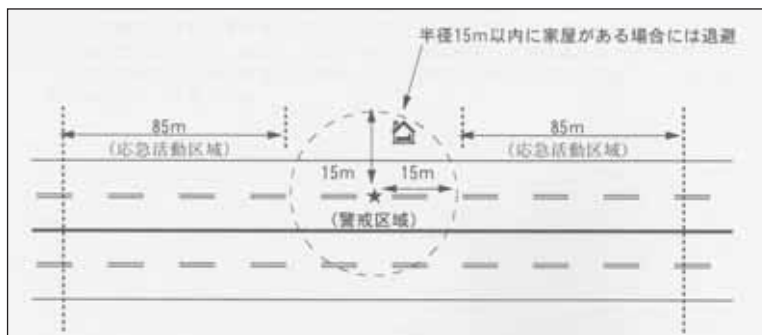
(2) 警戒区域の設定

① 警戒区域の設定

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域(警戒区域)を指定するものとする。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、次のとおりである。

■警戒区域と応急活動区域(★：事故現場)



② 屋内退避・避難等の実施の指示

市長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町の長に通知するとともに、必要な「屋内退避」又は「避難」の措置を、各地域住民に講ずるよう指示等するものとする。

また、知事は、市町村の区域を越えてこれらの退避・避難を行う必要が生じた場合は、災害法第72条第1項の規定に基づき、受入れ先の市町村長に対し、収容施設の供与その他の災害救助の実施について、警戒区域の市町村長を応援するよう指示するものとする。

③ 関係機関への協力の要請

市長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請するものとする。

(3) 退避・避難等の実施

市長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をするものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得たうえで、退避所又は避難所を開設するものとする。この避難誘導にあたっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障害者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずるものとする。

(4) 避難所の運営管理

市は、避難所の開設にあたっては、情報の伝達、食料・水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図るものとする。

また市は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努めるものとする。

(5) 災害時要援護者への配慮

市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障害者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮するものとする。

特に、高齢者、障害者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努めるものとする。

(6) 市民への的確な情報伝達活動

① 周辺住民への情報伝達活動

市、埼玉県及び防災関係機関は、核燃料物質等の事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細かな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった災害時要援護者に対して十分に配慮するものとする。

② 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

③ 住民等からの問合せへの対応

市は、必要に応じ、速やかに住民等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、

事故災害編

<第1章 大規模事故災害への対応>

<第4節 放射性物質事故災害対策計画>

必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

2.7 核燃料物質等の除去等

【原子力事業者等】

事業者等は、関係市町村並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行うものとする。

2.8 各種規制措置と解除

【市、埼玉県、警察署、原子力事業者等】

(1) 飲料水・飲食物の摂取制限

市は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限を行うものとする。

これらの措置についての指標は、次の表のとおりである。

対 象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131）
飲料水	3×10^2 ベクレル/キログラム以上
牛乳・乳製品	3×10^2 ベクレル/キログラム以上
野菜類（根菜・芋類を除く）	2×10^2 ベクレル/キログラム以上

対 象	放射性セシウム
飲料水	2×10^2 ベクレル/キログラム以上
牛乳・乳製品	2×10^2 ベクレル/キログラム以上
野菜類	5×10^2 ベクレル/キログラム以上
穀類	5×10^2 ベクレル/キログラム以上
肉・卵・魚・その他	5×10^2 ベクレル/キログラム以上

(2) 供給体制の整備

市及び埼玉県は、放射性物質事故により飲料水の摂取制限が行われた場合を想定し、飲料水の供給体制の整備を図る。なお、特に乳児に優先的に飲料水の供給を行う。

(3) 解除

市、埼玉県、原子力事業者等、消防組合等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は国及び専門家の助言を踏まえ、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったとき、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。

2.9 被害状況の調査等

【市】

(1) 被災住民の登録

市は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した住民の登録を行うものとする。

(2) 被害調査

市は、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・退避・避難等の措置・立入り禁止措置・飲料水、飲食物の制限措置・その他必要と認める事項 |
|--|

また、市及び埼玉県は、学校の校庭等における空間放射線量や、飲料水、農畜産物、浄水発生土、下水汚泥等に含まれる放射性物質の測定体制の整備を図る。

2.10 住民の健康調査等

【市、埼玉県】

市及び埼玉県は、市内外から退避・避難した地域住民に対し、必要に応じ外部被曝簡易測定等の健康調査を実施して住民の健康維持を図るなど、不安解消に努め、民心の安定を図るものとする。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、被ばく治療可能施設と連携を図り、収容等を行うものとする。

なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施するものとする。